

張たる紙に穴を開て、御いさを入なり。弘仁五年六月より、御樂の事は因て、始て、御贖物を奉る。大かゝる素戔鳴尊の千座置戸の祓ふといふより起ぬる事なり。所謂荒世和世御贖の時の事なり。此事委くは貞觀儀式宮主秘事口傳抄、西宮記、江次第、本朝月令より引る。神祇式等に見えたり。さて贖兒ハ人像をいふ。宮主口傳抄、壺中鐵、人形、賣場、人形二人之云々。とある。此人形即ち贖兒なり。とある。素戔鳴尊の千座置戸の祓より起れり。と云る。殊は此は縁あり。土器の上は張たる紙は穴を開て、御氣息を入給ふなり。災異ハ其物ヲ移せる事。ふは髮鬚爪などを以て。人形は災異を取付けし。同じ事のやうは通ゆ。なほ荒世和世の御衣も、御氣息を著給ふことみえ。御麻を取らし。以て天皇の大御体の度を取て、其禍を彼に移し。さて其物とも卜部をして、大川道は流却らしめ給ふを以て、此素戔鳴尊の御贖物も、川邊は流却りたりし事までも、推測り知らるめ。○贖其罪、口訣、贖代二非也とあるか如く、物を出して其罪易る義あり。名義抄は贖アガフ。カフ。アタル。ツグ。多米氏系圖は。志賀高穴太宮御宇云々。爾時天皇御命贖乃人乎。四方國造獻支。とあるを見れば、人を以て贖ひしなり。後世財を取て、其人の災厄を代ることなどある。此は、万葉十七、造酒歌は、中臣の、太詔詞言いひはらへ、安加布命も、誰か為は汝れ、とある。安加布は、全と解除は就て云るなり。但此ハ祓物を出して、我命は代ふるよしして、身の災異を祓ふるなりけり。○拔手足之爪、和名抄四聲字苑云、爪手足指上、甲、和名豆女。とあり。さて第二一書は、責其祓具。是以有手端吉棄物足端凶棄物。亦以唾為白和幣。以洩為青和幣。用此解除。また第三一書は、以手爪為吉棄物。以足爪為凶棄物。とある。上も云る如く、此ハ祓具と為し。と知られたり。手端吉棄物、足端凶棄物。とあるを私記は、是則令罪人出此等物。既多。故其隨身之物。悉皆出畢。無物之可取。故或拔髮或拔爪云々。と云る。後世は罪人の贖物を責ると。一意は見られたるなれは、かなはず。なほ記傳にも、此祓ハ極めて重き祓なる故、祓物も極めて多く、千座を徹るなれば、須佐之男命の所有へる物の限を取ても、猶足さる故に、其御身は生たる髮鬚爪までを取て祓の料物を用ゐる。重胤ハ辨は、毛髮爪の類を出せり。とて、何の贖もの成む。然る味氣なき事を爲る。刑はこそあれ、祓は似てしもつゝさる事をや。と云れたるはさ

ることなり。されど重胤も髮鬚ハは、袂具の木また馬など
よ化爲む料なりと云れたるハ信られず 此ハ素戔嗚尊の御身の罪
穢を贖ふ。物代の料と云事也。心着れざる誤なり。其誤の起本ハ、使至と云る二字
ハ深く泥みたるものなり。其ハ
袂具とある。千座置戸の料物の更にも謂はず。御身の代とある人形を作りて、髮鬚又爪を
さへも取着給へる。おほろけの袂とあらず。きりめて罪穢の深かれハ、かくあらてハ除
こり果ぬ由あるより。云る辭
なるをや。この差別を思へし。さて其贖物も。置坐ハ置足ハせる上より云ハハ同し
之和幣なり。かれ唾漬をも。青白和幣と云名あるよこと。○以贖之。本よ以字
なし。今永享本よ依て補ふ。○遂降焉。遂宇古寫本ともよ遂よ作る。されと遂
も遂の俗體なれハ。改るよ及はず。さて遂降ハ。天上よりなり。さて遂よ御父大神
の詔のまよく根國ハ幸ましなり。

日本書紀通釋卷第九

飯田武郷謹撰

一書曰。是後稚日女尊坐于齋服殿而織神之御服也。
素戔嗚尊見之。則逆剝斑駒。投入之於殿内。稚日女尊
乃驚而墜機。以所持梭傷體而神退矣。

重胤云。此一書ハ神御衣の事也。日像の事也。二の異説を書して。他事を交へ
ざる者なり。其神御衣の較畧ハ。正書第二一書ハ。大神御自織らせ玉へる赴な
れども。記と此とは。同傳よて。唯稚日女尊也。天衣織女也。御名ハ異なるにみ。
然るハ稚日女尊と申は本よ。此御名なるを。天衣織女也。其職掌を以て云稱
よて。農作の人を指して。田人と云むの如し。○稚日女尊。重胤云詳ならず。尊宇
を書たるを見れば。貴き神と通ふたり。さて私記ハ稚日女尊。私記曰問是何

神哉。答當是。天照大神之御子矣。とある。承る所ある傳説なりけらし。但其下は。私系先代舊事本紀云。此尊者天照大神之妹也。とある。其神祇本紀に。其稚日女尊者天照大神之妹也。とあるを取て。私系は加へたる。よて。聞推の事なる。よて。口訣は稚日女尊者伊弉諾尊之兒。と云ると同説なるへし。さて本は日女をヒルメと訓れ。稚日女尊の日女ハ。姫の義。こと有けれ。日妻此云。此比屢呼。とある。唱も何も異なるを。知さる也。と云れたれ。神功紀は稚日女尊者之曰。吾欲居活田長峽國。因以海上五十狹茅令祭。とある。同神。て。舊事紀は稚日女尊者天照大神之妹也。また天野社傳は。丹生大明神丹生津姫尊者。天照皇大神之御妹稚日女尊也。長承二年十一月太政官符は。高野山王此大明神云々。天照太神之御妹也。又嘉禎四年大塔修理願文は。邦鎮守者丹生之靈祠也。豈非天照大神之同胞乎。と見え。播磨風土記は。國堅大神之子爾保都比賣命とある。國堅ハ。伊邪那波伊邪那美二柱の命の。漂在國を修固玉へる。よ因て。國堅大神と稱し奉れる事著。爾保都比賣命の。丹生津比賣命よ。保と生と音通へる事明かれば。社傳を合せて。稚日女尊同神なる事証するよ。足り。稚は大。

對へたる稱ふるへ。さて日女はヒメと訓む。ふは神功紀よ委と云。○逆剝一書は。生剝とあり。祝詞は。生剝逆剝と並云り。生剝とい。生なから其皮を剝を云。逆剝の逆剝と心得。守部云。まの生剝とい。生たる獸の苦しむを樂しとして。殊更。剝をいふ。死たるを剝ハ。其皮を用ありてのわさなるを。是ハ皮を取んと。逆剝とい。其獸の剝れし。身をむびと。競ふを樂しとして。剝を云。かれば。逆剝と云も。生剝と同事の様なれ。此は其生剝の中よも。日女と云。かまへて。悪事を。今世の言も。人のいやるも。競ひ。らん。て。重ね云る古文のあやなり。てするを。逆らふと云るも。又おなし。此外物も。競評。為。わざ。逆某と云事多かり。其は瀑布水は逆垂と云も。岩など。觸て。水の激するを云。河は。流ると云も。流る。波は。競ひのほるを云。刑は。逆磔と云も。身をむびと。競ひて。物するよりいひて。逆剝と同一いひさま也。逆よひくるよ。非。事誰も志る所なり。又一谷の逆落など云類ハ。後より落したるなり。俗は逆ねたり。此よ云ま。云り。ても非ず。云り。

故天照大神謂素戔嗚尊曰。汝猶有黑心。不欲與汝相見。乃入于天石窟。而閉着磐戶焉。於是天下恒闇。無復晝夜之殊。故會八十萬神於天高市。而問之。

汝猶猶字いり、ひきてハ素戔嗚尊、本より惡心坐すか如く聞たさるればなり御誓の時の惡心坐まさる事、既ハ顯れ給へるものを○閉着磐戶、着ハ決と誤字なるへし。丹鶴本又私記ハ差字ニ作次ハ一書ハ閉其磐戶とあれハ、此も其

字の誤しものなるへし。字形も聊似されいふり○天下重胤云、正書ハ六合とあり。此ハ天上の事を脱せるか云ハ然らず。其御事ハ因て國土よてハ晝夜の相代り行と差別も知られざりし由のみを傳へたる者なるへし。凡て此顯國の事を、主と爲る。例ハ此紀の文牒なるよと云り○會八十萬神云々ハ、本書又記と異なり○天高市天ハ、天上を云、市ハ四方より人の集合ふ

處を云名なれば、是時八十萬神の集ひ上れる地なる故ハ、高市と云しなり。市ハ必物賣者の集まるをのみ云名ハ非ず。朝倉宮段の太后の御歌ハ、京をも稱へて、やまこの此多氣知と、詠坐る見えたり。天安河とあると異

處ハあらず。八百萬神の集はせ給ふ處、即其天安河の邊傍ハ、在るを云なるへし。其ハ記ハ、於天安河之河原、神集八百萬神、而とあるも、此段の狀と同一きを、遷却崇神詞ハ、天之高市、八百萬神等乎神集々、給比ともあれハ、口訣ハ、天高市、天上諸會合之處、纂疏ハ、天高市、蓋在天上、取諸神集會之儀ともあり。さて大和國高市郡を、和名抄ハ多介知とあるに依て、こをも訓へし。又下卷も、この地名見えたり○會、本ハ神ツトヘニツトヘテと訓る。令會の義ふり、重胤云、此ハ長とある神の御在坐て、八十萬神を召集へたる赴なり。又問之と云るも、八十萬神をして、神問し、令問給へる狀なれば、此を以て、其八十萬神の上ハ、立せ給へる神の御在坐る事なん灼然かりけるを、下ハ時有高皇產靈尊之思思兼神者とあるハ、思兼神を率

て出させおはし坐る赴なるが。此は打合ら。拾遺は高皇産靈神會八十萬神
 於天八湍河原。議奉謝之方。このある是なり。武郷云高皇産靈尊の此場は會合
 させ玉へる御事。本時には坐ま
 さず分御靈の神と現れ坐
 てなること既云る如し。此は深旨あるへし。彼高皇産靈尊。神皇産靈尊
 と申奉る。二柱大神は。己に伊弉諾伊弉册大神の。初天降る御在し坐
 ける時。事依しの御事。更也。世中は在るありゆる。萬物をも事を。始めと
 せ御在坐て天地の底際の内。又ふと尊き高き大神は御在坐なる。世は有
 限の事。一も何れの事を。知し看す有らむ。又如何なる事を。成し出さ
 せおはし坐さらむ。然るを。此は天照大神の磐戸隠れ御在し坐ける。八百
 萬神等を神集へ。集へさせおはし坐て神議を議らせ御在坐とも諸神等。汝
 は何事を爲すへし。汝は何物を造るへし。其事は堪たる事共を。直し指。着
 て。命せ玉へへ御事なる。然各々其神々の知る所を。聞看し上させおはし
 まりて。其計る所。因准いせさせ給へるは。此は幽顯の別ある事也。幽冥は坐

ます。本つ御身。何事も知らざる處なとましまさめ。實は産靈神と申せとも
 今の御形を現して。顯世に出給ひて。其顯世限の事ならては。知看す
 へき。よなき御事なるへし。此神代より幽顯の差別の。かの際やい見え分る。
 是を世中の道なるへき。天照大神の御尊との二たきとへ。顯身と坐。々限。此
 石窟戸の段の如く。八百萬神の謀を。まことおほして。石窟戸を開て出給
 ふ。非ずや。幽顯の差別の。重き事如此。いとく。奇と靈事事の限りなりか
 し。云れたり。問之。誰神の問給ふや。知いたきか如く。右云る如く。
 高皇産靈尊は坐なり。さる。平田翁云。記は赴をよ見る。高皇産靈神は。某
 々に令給へる状なり。其は令。思と云。また召。天兒屋根命。布刀玉命。令
 占合。このるを思へし。此時此二柱神も。集ひ坐ひむ。この著明さを。殊更
 召て令。給へる。其神は誰神ならん。高皇産靈神は坐さらめや。云れたり。此説
 實然り。其問状は。本書は計其可。禱之方。拾遺は議奉謝之方。このある

其事を云なり。物を議るを。事問と古と云り。諸此を本にトハシムと訓る。即右と云る如く。産靈神の命令を以令問玉へるの故あり。平田翁云産靈大神と申事ハかく下なる神にも令思て事を定玉へり。皇孫命御天降の事議し給ふ時なごハ天照大神も並坐ていつも思兼神と令思給へり。君と有らん人なごハ此をよく思へ事ならんかもと云れたるハ此又然る論也けり

時有高皇産靈尊之息思兼神者。有思慮之智。乃思而白

曰。宜圖造彼神之象。而奉招禱也。

高皇産靈尊本。尊字脱り。今永享本纂疏本類史ともは從て。補へり。○思

兼神者。本よ者。字。上よ云字あるを。今活字本類史及元々集よ。引る本と

よ。依て削る。山陰よも。元。本。宜しと云り。○思而白曰。此即令思玉へる神のあるよ。照も應

むたる文あり。○圖造云々彼神之像ハ日神之象と云ん如し。次よ用此奉

造之神とある神字を。ミカタと訓るも此よ相應きたる事よ。拾遺よ。日像

之鏡とある是なり。平田翁云。圖造象とハ。天照大御神の。大御形容の事よ。非す。其大御身の御光を圖るへき象物を。模造らむと云るよ。即鏡のこと也。

其に記よ天守受賣命の言よ。勝汝命而貴神坐と云て。兒屋命太玉命の。

御鏡を指出示奉れるを思ふへし。拾遺よ。同事を。太玉命啓曰。吾之所奉寶鏡明麗。恰能通たり。と云り。とての御光を圖せる状ハ。重胤も云れし如く。桓武紀なる和

氣清磨呂卿傳に。宇佐大神の御異を示し給ふ所よ。神即忽然現形。其長

三丈許。色如滿月。清麻呂消魂失度。不能仰見。とある御有状の如く。仰

見奉るよ。日神ハ唯御光のみなるか如く。圓々と所見させ給へるなり。されと

又同人

説ふ。諸日神の顯御身ならハこそあらめ。如此く物と象とれる事ハ。甚く後世の状よ。聞

ゆれとも然らず。此よ物質を置居て。其神靈を招寄る事ハ。即思兼神の思慮に出て。世よ御

靈實を定めて。神靈を持齋さ仕奉る事の。始よなん。圖造は。私記よ。豆久利万都利豆

又安良ハ之万津利豆とあり。舊訓はアラハシツクリあり。鎌倉本。此よ因るへし。

重胤説よ。此時の御鏡ハしも。實よ日神の御象と爲て。表ハし造り奉り。此よ對ひて。招禱

奉らし。其隱り給へる。日神の御靈。終よ此よ依來坐て。其所禱よ感けさせ。御在坐

ける趣よし有ければ、決めて圖をアラハスと訓むなん勝りたるへき。故下文に用此奉造之神とある。神字をミカトと訓るも、直に其日像之鏡を以て、日大神と齋定め奉る事始然き者也かしと云ふ。名義抄圖字アラハルとも訓り○招禱記傳云、此を私記は彌支と訓るいづろ。表伎と附たる舊訓宜し。其は記海神宮段は風招と云る事あり。風を招き發す方ふり。又万葉十七。呼久餘思乃曾許爾奈家禮婆とあるも、鷹を招き寄へき由のなきを云り。又十九。月立之日欲里乎伎都々敵目努比。これ乎伎も。霍公鳥を招寄る方をして待ふり。此等と。招禱字を合せて思ふ。凡て遠伎とい。物を招寄せむとする事まで。此はかの石屋も隱坐る。天照大御神を招き出し奉り一行事を云なりと云り。要する説なり。さて又重胤説は依る時は、大神を招禱出し奉るは、大神の御靈の。此は依來坐む事を禱白すなり。禱字は大神の出給はむ事を禱白す事故。此字を書るなりと云りよく考へし。故即以石凝姥爲治工。

石凝姥一書は鏡作遠祖。天拔戸兒石凝戸邊とあり。名義石も疑も正字。で。此神治工として。天香山の堅石を以て。鎮鍊したる鉄を鍛ひ凝一固めて

日矛及日像之鏡を造奉らし。功は因れる名もなん有ける姥。記傳は云れたる如く。老女を云稱。此字字書。又戸邊とも通はし云こと。石凝戸邊ともある。よて知へし。されと鏡作の家は猿女君などの如く。女を以て其職を相續たる事も聞えされ。此を決めて男神は坐けり。靈異記は。鏡作造有一女子。このるまでも。其子孫相承し事を知へし。平田翁云。凡て斗米。また斗弁など。名は負へるをい。みな女神の如く。師は云れつれと然も非ず。舊は女男とも云る稱あり。記は。女の假字は用ふ賣字を書き。紀は姥字を書る。泥むへき。非ず。此は斗米。また斗弁と云るを。女のの稱こと。なれる後世の意の。所爲とこそおほゆれと云れたるも就て考る。此紀は戸邊。記は度賣とある邊賣。何れも美は通ひて稱辭なるへし。さらハ舊事紀は尾張連の氏人。建刀米命妙刀米命。又神武紀は名州戸畔。丹敷戸畔。崇神紀は。紀伊國荒河戸畔。又記。開化。對。幡戸辨。又春日。建國勝戸賣。など何れも男の名なれ。此と同一かるへし。なほ男の名稱は。戸邊と云る事の例は。綴長戸邊命の下も云り。考合すべし。

○治工。本はタクミ。下巻は作金者。記傳云。加奴知と訓へ。字鏡は鍛師。加奴知とあり。天武卷も。田中臣鍛師と見え。又綴清卷も。此訓見ゆ。金打を約たる名なり。泥字は奴と切。後加遲と云も。此加奴知の約たるを。と云り。按に加奴知は爲なるへし。かくさまの志を知と云は。今世。金打に非ず。金と漆爲を奴知と云るなど。其例とすへし。下巻も。作金者とあるをも。志かよむへし。

さて記は求鍛師天津麻羅而科伊斯許理度賣命。令作鏡と見えたるは。所謂同伴巧者と爲て。鏡劍矛。共相携り作仕奉れ。者なる事。己は注るか如し。但し石凝姥命は鏡の治工なり。天津麻羅は亦名天目一箇神とも申せり。唯の鐵治なり。此差別を知りおくへし。○重胤は治工を本の訓のまゝはタクミと訓て。其説は治工を多美と訓る。治工字は其義を令知むため。當たる者として。多美は手伎を盡して。物を成し出るの謂なる者なり。作金者は職員令の木工寮を和名抄古多美乃豆加佐と訓み。又土工司なども所見たれば。其木工土工の准ひに。鍛治を金工とも云し也けり。然らば。此も爲金工と云へき。然らぬは。金工の事は。記は鍛人天津麻羅と有れば。其真鐵を練鍛ふ凡ての事は。其天目一箇命の所掌として。日矛日像之鏡を作する事は。此神の所爲なる故。爲治工とは書れたりし者。なん有けると云れたり。此説も然あるへし。

採天香山之金以作日矛

天香山。記は天金山とあり。此は同じ山なる事既。通釋云るか如し。金神の御名を。金山彦命と申し。其神の香山。住玉へる。此山を金山とも稱へるなり。○金。此は金と書れ。加彌と云。廣用へる。其物の黄金なる。いあらす。とら。其金ふりしと云。次の日矛日像之鏡と比へ思ふ。記は鐵とある。從て定むへ。其説下。○作日矛日矛の事。近來種々の説起りたれ。何れも強言して採は足らず。本文のまゝ。此時日矛と日象之鏡と。二種出來れり。と見て。やすらひ心得へ。とら。重胤説は取天金山之鐵。而求鍛人天津麻羅而科伊斯許理度賣命。令作鏡とありて。石凝姥命と天津麻羅と。相エよて。お。坐り。記は天津麻羅を鍛人とあり。此は石凝姥爲治工とありて。共は鍛治の稱有の中。日像之鏡は。本より石凝姥神の造給る事。記紀拾遺みな等しけれ。論なきを。拾遺は天目一箇神の作られし物の中。

鐵鐸あり。此は正書の茅纏チノキの稍ホコを拾遺ツケ著ツケ鐸ツケ之ツケ矛ツケとあれ。其稍末ホコは著ツケる料なる。其鋒端ホコの事の見えざる。二神チノキの作れる由見えたり。即此の日矛なるなり。此は以石凝姥イシカウジ爲治工イシカウジ云々爲日矛イシカウジとある是よて通ゆるなり。然るを私記シキと茅纏チノキ之稍ホコを。別物ワカモノに見たるは誤なり。されど。又矛之鋒ホコ付鏡圖チノキ日像ニチゾウ之故ユヘ。此日矛チノキ稱日矛チノキ歟カ云々付於矛チノキ有ア何疑ナニウタガハシ歟カと云れたるは實マコトと謂れたる言コト也ナリ。釋シユ引る天書アメノミカ。石凝姥者天之治工神也。天坂戸之子也云々自作明鏡日矛。以奉大神イテマカシ。云々明鏡アカシ。右の日像之鏡の事なれ。此も鏡と矛との二種なる証あり。鈴屋大人も此時日矛と御鏡と。二造奉れ。系圖纂ケイト収ウケたる紀國造家譜キクニツクリノミカ。此は疑はしき事。以石凝姥命イシカウジノミコト爲治工イシカウジ。全刺真名鹿之皮ツケマコトノカ作天羽鞆ツケマコトノカ。採天香山之金ツケマコトノカ作日矛イシカウジ。則號國懸大神ツケマコトノカ。又造日像鏡ツケマコトノカ。即日前大神也。云々勅以日像鏡日矛。命天道根命ツケマコトノカ。祝祭之。と有て。此又著く。紀國神社錄キクニツクリノミカ。社家傳記曰。日前國懸兩大神者天照大神日前御璽云々以石凝姥命イシカウジノミコト爲治工イシカウジ。而採天香山金ツケマコトノカ。以磐窟戸之前而所奉圖造之日像之鏡日矛是也。

社家者鏡與日矛ツケマコトノカ。二物之說異ツケマコトノカ。神書ツケマコトノカ。云云とあるも。右は同ツケマコトノカ。赴ツケマコトノカなり。又其紀國造家記キクニツクリノミカ。天安河上ツケマコトノカの天堅石を取て。鍛人天津麻羅命ツケマコトノカを召て。日矛を作らしめ。天香山の銅を取て。石凝姥命イシカウジノミコトを仰せて。八咫鏡を作らしめ。天細女命ツケマコトノカ云々。日矛を取持て。天岩窟戸ツケマコトノカ。覆槽踏ツケマコトノカ轟ツケマコトノカらかし。神懸爲て。八百萬神共ツケマコトノカ。咲へり。と云る。紀記を取合せたる説なる。日矛を天津麻羅の作れりと云は。此一書の傳ツケマコトノカ。よ。背ける物から。日矛を天細女命の執持せる由ふる。此正書の茅纏チノキ之稍ホコ。其は當りて。甚愛たし。諸又右は引る釋紀シキ。矛之鋒ホコ付鏡チノキと云るは。即日。前神の御を懸たりツケマコトノカ。後よ作れる伊勢の御ツケマコトノカ。彼真坂樹ツケマコトノカ。取懸たりツケマコトノカ。思混ふへからす。諸矛チノキ。鏡を掛る例ツケマコトノカ。外ツケマコトノカ。見當らされども。景行紀ツケマコトノカ。爰日本武尊云々大鏡懸於王船ツケマコトノカ。從海路ツケマコトノカ云々とあるも。唯は船ツケマコトノカ。鏡を懸ツケマコトノカ。せ玉へるに有へからす。必矛チノキ。鋒ホコ。懸ツケマコトノカ。せ玉へるならむ。と所思ゆるなり。と云れたるよて。いと明らけし。今此ツケマコトノカ。引る。要文ツケマコトノカ。をのみ。採て。甚く約めて出せり。とて社家説ツケマコトノカ。日矛を國懸大神

坐し。日像鏡を日前大神坐すとせるは。古くとも言傳へし如くなれど。此
誤なり。日矛も御鏡も。共は兩大神の御靈代坐して。上古も同殿坐々け
る也。式文の如く。兩社に分られたる後也。さる説は出来るものなる事。次
委く云へし記傳は日矛の御在ます。國懸大神の相殿也。天劍女命坐と云り所由ある事也
けり。斯れは日矛と云ひ。茅纏之稱と云ひ。著鐸之矛と云るは唯名の傳の
異なるのみよて。實は一にて。此劍女命の持
る矛也けり。と云れしは右よ云る趣は合り。

又全剝真名鹿之皮。以作天羽鞆。用此奉造之神。是即
紀伊國所坐日前神也。石凝姥此云伊之居梨度咩。全剝
此云宇都播伎。

真名鹿。記は真男鹿とあるも同じ。共は美稱なり。平田翁云。真名ハ稱辭なり
愛子を真名子と云も。稱辭なるを思へし。和名抄も。鹿和名加とあり。さて此
鹿も。天香山よて。取來しやありけむ。○全剝。記傳は云。記は内抜とある。

内は借字よて。俗は圓と云意なり。全は骨を抜き。全は皮を剝。中の空虚
なる意よて。宇都とは云なり。とあり。○天羽鞆は。皮鞆と書も同一。重胤云。文
は全剝真名鹿之皮。以作天羽鞆と有て。皮と羽と相照應したる文なるに。
心を着て考る。皮は毛羽と云事よて。其羽ハ。拾遺は衣服謂之白羽と有
て。總ては人の衣服ハ。更も云す。鳥獸の身を纏ふ皮も。彼の衣服なれハ。同一と
羽とハ云事なり。記は白菟の事を其身皮悉風見吹折故云々。和邇捕我剝
我衣服と有る。此を以て。彼の皮は。人の衣服も同一きを知へきなす。斯て。獸は
毛津物の謂なるも。毛鹿毛柔と云るは。獸をも鳥をも。押並て云稱と成て。鳥
の羽を毛と云れハ。獸皮をも通ハして。羽と云事の。何ぞか無らとらむ。此を以
て。天羽鞆の羽も。真名鹿之皮の皮ふる事。上下相照應せて曉るべき者なり
かし。羽鞆ハ皮鞆と云事にして。此を倒反すれハ。吹皮と云事なるを
以ても。皮と羽と。相通ハし云古言なるを。知へき者よなん。然れハ。私記に謂
之羽者。以其扇風相似鳥之羽翼故也。との説ハ。文を照し見ざる鹿説ナ

り。諸和名抄鍛冶具は、鞆、韋囊吹火也。漢語抄鞆袋、布波加波。野王案、鞆所以下吹治火令熾之囊也。と見えざる是なり。口訣も、羽鞆索也。踏云踏鞆と有る。其は同具也。日本紀私記云、踏鞆太々良。と有る即韋囊を作り。風を入れて。細き穴より吹出して。火を熾す具なるなり。と云り。○用此奉造。日矛を作るも。鏡を造るも。香山の金ふる事同しけれども。真名鹿の皮以て。作れる天羽鞆を。旨と鏡の方を用ぬし也けり。され用此とあるは。羽鞆を云るなり。さるいひかなる由ありて。鏡は此羽鞆を用ぬしやあらん。傳なければ知たし。さて神と。即御鏡なり。○紀伊國所坐云々。こゝは日神の御象を。圖造らむとて。奉造る御鏡なれば。伊勢所坐大神也。とあるべきを。紀伊國所坐日前神と。あるいひかよと云ふ。拾遺も。於是從思兼神議。令石凝姥神鑄日像之鏡。初度所鑄。少不合意。是紀伊國日前神也。次度所鑄其狀美麗。是伊勢大神也。とあるは依て見れり。此時初後二面の御鏡なり。され

ハ此は日前神也。とあるは初度造れる御鏡也。其神等の御意に合はず。故日神の御は。ならざりしこと。拾遺の文にて明けり。御鎮坐傳記。一面者日造鏡也。初度所鑄不合諸神意。紀伊國日前神是也。かて。次度造れる御鏡。ぞれ真の日神の御なるを。次度のを。此一書は略けるあり。さるハ此一書ハ。日前神の御鏡の事を。旨と云傳へし書なるへ。さるハ記傳も。此を辨へて。若拾遺は説とハ異して。た一度なりとせば。伊勢大神を。何れの鏡とかせむ。日前神也。とあるうへハ。次は伊勢大神は御鏡あるべき事。疑なきものなや。さるを初の不合意方を擧て。次の美麗として。貴き方を略ける。いかにそや。されハ此事ハ。拾遺の傳を明かして。宜とありける。と云れたるか如し。○日前神也。是は日矛と鏡と。二をこゝて云るなり。重胤云。此ハ此時は作奉れる日矛と。日像之鏡と。二種神寶の御所在を。注し奉れる所なり。中も此の主意は。日神の御象を。造奉る神議よし有ければ。日像之鏡を先し。日矛ハ其鏡を着る料也。と故

よ。次よ立て。昔ハ此二種を合せて。日前大神とも。國懸大神とも。稱奉りて鎮
 坐けめども。本は同社の御會釋なりけむ事。此は日矛と。日像之鏡との所在を
 申すなるよ。右の如く紀伊國所在日前神也と書され。武郷云。釋紀も。紀伊國
 神。社有日矛鏡之條。不
 可。連。本文。また天武紀も。奉幣於居紀伊國々懸神と有て。各一神の
 御名を出されたるハ。兩社を合せて。日前神とも。國懸神とも。申奉れる御事な
 るハ爲なす。持統紀六年四月。同十二月。紀伊大神と申せるも。其兩社を申
 奉れるふす。武郷云。紀伊大神と申すハ。伊太祁智。大屋都比賣。都麻都比賣。三神を
 申すなり。日前國懸の神ハ。まさす。此事ハ。寶劍出現章一書云。云り然るよ。
 紀國造系譜。作日矛則号國懸大神。又造日像鏡。奉稱日前大神也。
 此ある事なれども。右は式文の如く。兩社よ分られたる。後の狀を注せるよ。大
 倭本紀。一鏡者。天照大神之前。御靈名國懸大神。今紀伊國名艸宮。
 崇敬拜祭。大神也。と見えたる。此を以て日像之鏡。國懸大神と申す。御名
 御在し坐て。日矛。元ハ然る御名のおはし坐りける御事を明むへし。然るに。

日像之鏡。地名を以て。日前神社と申し。日矛。其鏡に神名を稱へて。國
 懸神社と申せるを以て。日矛は其日像之鏡。屬さり物にて。元は其二を總
 て。國懸大神と合せ奉りて。共天照大神の前。御靈。なんおはし坐ける。社
 家傳記。日前國懸兩大神者。天照大神之前。御靈而。神明之長上也。と
 云るも。其二種を合せて。前。御靈。おはし坐す傳とふん。聞えたりける。と云るハ
 實然る説なり。武郷猶按るよ。此二種の神寶の。此に鎮定らせ給へる所由は。日
 前國懸大双紙と云もの。此ハ慶長の比。記せる文なれと。古傳ハ依
 れる物なるへく。見えたりと。栗田寛云り。崇神天皇
 五十一年四月八日。天照大神日前大神。諸共當國栗の浦。名草の濱の
 宮にうつり。河底の岩比上よおはします。同五十四年十一月十一日。天照大
 神ハ。他國へうつらせ玉へども。日前大神ハ。其ま。止まり玉ハ。其後垂仁天皇十
 六年。河底をはなれ。今の社内ようつらせ玉ふ。とあり。此事紀國造系譜ハ。神武
 天皇東征の初より。天道根
 命神鏡を戴奉りて。著當國加太。浦。移。本本脚云々。又乘於船。而到三千毛見浦。舟着
 栗浦云々。と見えたり。甚々疑し。此系譜ハ。たあるの偽書ハあるへからねと。信ら

れぬ事と
も多し。此事既に記傳ハも。此初度の鏡も、彼日矛ととも。三種神寶も添て
後ハ皇孫命へ授置玉ひしなるへし。其故ハ拾遺に日矛玉自從とある。日矛な
るハ、此鏡も其と同時ハ出来て。後ハ同地ハ鎮座せしなり。諸御世々々天皇
ハ同御殿ハ坐々し。水垣朝ハ至りて。天照大御神の御靈ハ咫鏡草薙劔を。
豊鋤入日賣命ハ離ち奉玉ひて。鎮坐ヘき地を求、歩行き給ふ時。紀國の名
草濱宮ハ、三年ハ程齋奉り玉ひし事。倭姫命世記ニ見ゆ。此時まで。彼日
矛ハ初度鏡も、共ハ天照大御神の御靈ハ附添て。齋奉りしを。此名草濱宮ハ。
右の二ハ留奉りて。永之彼地ハ鎮り令坐玉ひしなるへし。是日前國懸二大
神なり。と云れたる。まことハ然る事と通えたり。此説ハ從ふへし。とて上ハも云る
如く。上古ハ此兩大神を合せて。日前神とも。國懸神とも。申奉れるを後ハ日
像鏡を。日前宮。日矛を國懸宮と。宮殿を並ヘ齋ひる。世と成ても。なほ古書と
もハ、兩大神を合せて。此彼を別たす。申す例なり。とて又此時初後二面

の御鏡あり。事ハ明文抄ハ。帝道部の文中。天皇之始天降來之時。共副護齋鏡三
面。子鈴一合也。注曰。一鏡者。天照大神之御靈名天懸大神。今伊勢國、
磯宮。崇敬拜祭大神也。一鏡者。天照大神之前御靈。名國懸大神。今紀
伊國名草宮。崇敬拜祭大神也。一鏡及子鈴者。天皇御食津神。朝夕、
御食之食向夜護日護齋奉大神。今卷向穴師社。宮所坐拜祭大神也。
日本とあり。此文釋紀ハ、大倭本紀本注とて引るハ、甚く誤
紀とあり。あれハ、今ハ古寫本の明文抄ハ依て引けるなり。此文ハ、前御靈名國
懸大神とある。即初度の御鏡也。式ハ紀伊國名草郡日前神社。名神大月
次新嘗。平田翁云。日前ハヒノクマと訓へし。其ハ風雅集ハ、當社の神司紀俊文といひし
人の歌ハ、名草山とるや神のつさもせず。神わさしけさ比乃久米の宮と訓み。
檜隈宮とも云へハなり。然るを日本紀延喜式などハ、ヒノマヘとよめるハ非な
り。今ハヒノサキノ宮とも。また字音ハ、ニチセンクウとも云なり。と云へり。國懸神
社名神大月次相嘗新嘗とある二社。同域ハ並坐して。御靈代ハ此初度の
御鏡一面なる。前御靈と申す事ハ。ハのハ咫鏡の坐か上。此御鏡もまた。其
天照大神の御靈なるよしなり。
粟田氏云。日前國懸兩大神緣起引る。當宮本紀ハ、
天條大神者。天照大神之御靈也。伊勢磯宮所座崇

敬拜祭也。國傳大神者天照大神之前靈。紀伊國名草宮所_ニ拜祭也。と見えたりと云り。これ當社古傳ありし事明かなれ。此も証とすへし。さて此二御靈を天懸國懸と申す義。平田翁云。懸は借字とて炫すなり。其も大御神。石屋は幽居坐し時。天も國も常闇となれる。彼御鏡を造りて。招出し奉りしか。天も國も炫き徹れる故。然も稱ふべき物なり。さて此初度御鏡も共。是時大御神の御神躰の八咫鏡を割て。皇御孫命に授け降し給へる隨に。其八咫鏡と。同床は御座し乎。崇神天皇の御世。大御神の御正躰を別處は齋ひ奉り玉ふ時。初度の一面と共。二面の御代を模造しめ給ひて。其を禁中。齋き給ひしか。此時こそ。名草宮は拜祭られ給ひけん。武鄉云。此事已尊き由來は御社なる故。伊勢大御神と同様。神位などは議も及はれず。今も二社相並ひていと嚴重と立給へり。其神職は。紀氏にて代々紀伊國造と稱ふ。手置帆負命の孫。天。道根命の裔なり。國造と云つ。社務を行ふ事は。右の狀の存れるなり。さて天武天皇朱鳥元年七月。奉幣於居。紀伊國一々懸神。また百練抄。長寛元年正月。紀伊國日前國懸社焼亡。於御

正躰者。奉出畢。など見えたり。猶同書。さて禁中は齋き玉へる御圖象の御鏡。御食津神の御神躰を合せ奉りて。後。三處恐所と申せりしこと。も。次々云へし。此御鏡の事。附て。平田翁の云れたる説は誤り。さるはまつ。此時の二面の神鏡の。御行末は。大畧は。皇御孫命御天降の時。大御神大御手つから。授り給ひ。皇御孫命持降り給ひて。崇神天皇の御世まで。大宮。内。齋奉り給へりしを。此御世に石凝姥命の裔の鏡作。命て。代の御鏡を擬作らせ給ひて。其を大宮内。齋かせ給ひ。此は御食津神の御靈と坐る。御鏡一面を添て。三所恐所なり。則草薙劍と並て。此神代よりの神鏡を。豊鋤入姫命と託し。鎮坐すべき地を求め給ひ。日前國懸大神。初度に鑄たる御鏡。紀伊國は鎮坐しを伊勢大神。八咫鏡を申す。垂仁天皇の御世。始て今の五十鈴宮は鎮坐しぬ。かくて大宮中。齋かせ給ふ。御擬造の神鏡の御事。諸書も見えざるを記さ。まつ日本紀畧。天徳四年九月廿三日。今夜亥三刻。内裡焼亡。云々廿四日

昨夜鏡三和名加之古止古呂并大刀契不能取出。今日依勅令搜索餘燼之上。已得其實。但調度燒損。其真猶存。形質不變。甚為神異。云々と云ひ。また十月三日。賢所三所。一所鏡件鏡雖在猛火上。而不涌損。即云。伊勢大神云々。一所真形無破損。長六寸許。これを豊受大神の御靈代なりと云る説は。黄金御桶代の寸法と叶ひ。此の卷向坐。若御魂神の御なり。此ことほか委しくいへり。一所鏡。已涌亂破損。紀伊國御神云々。神宮集。寛平焼亡。始焼給。雖陰圓矩不闕。とある。此天徳の度の事を誤り傳たるなり。又釋紀より引る御記も。天徳四年九月廿四日。鑿求温明殿所納之神靈鏡。并大刀契等。申時重光朝臣來申云。瓦上在鏡一面。其鏡徑八寸許。頭雖在小瑕。專無損圓矩。并蒂等甚分明。見之者無不驚感。春記にも出たり。廿五日。又求得燒損鏡一面。外記記曰。威所三所。一所鏡。件御鏡。雖在猛火上。而不涌損。即云。伊勢御神云々。一所。真形無破損。一所鏡。已涌亂破損。紀伊國御神云々。と見え。小右記も。村上御記を引て。此度の燒亡事を記され。瓦上在鏡一面。其鏡徑八寸許。頭雖有一破。專無損圓規。并蒂等甚以分明。露出餘破瓦上。見之者無不驚感。一〇以上御記文。

云々故殿御日記云。恐所雖在火灰燼之中。曾不燒損云々。鏡三面。伊勢大神。紀伊國懸云々。と見えたり。また寛弘二年十一月十五日。刺内裏燒亡下に。火起温明殿。神鏡所謂。大刀并等契不能取出。云々神鏡大刀并盡燒亡。鏡僅有蒂。自餘燒損。無圓規。失鏡形。百練抄裏書。此を内侍所靈鏡。燒損半。とあり。春記。一條院御時。圓規損と有。此時の事なり。と見え。日本紀略も。此燒亡の事を。十一月十五日。子宮中火。殿上皆燒亡。云々神鏡同燒損。此大神の御なり。十六日。炭中神鏡二面奉求出之。此二面紀伊國御神と。御食津神と。二神の御なり。とある。據て。恐所の神鏡の御形を。想像奉る。圓規なる事。本より申す迄もなく。右より引る記録も。同に。蒂とある處。即裡に付たる。紐付を云事。今も世もあるか如き紐付の丸鏡。なんおはしける。諸頭。即鏡の端にて。釋紀もハタと訓る。まことこ叶へり。かして天徳の度は。素よりの圓規形。并蒂等も。損はれ玉ふ事。甚分明。坐けるを。寛弘の度。僅に蒂存。玉へれ。自餘の燒損はれて。圓規も爛れ亡て。鏡と申すへきはかりの御形。

見えさせ玉いりつるよりなり。よと考合せて、想像奉り。又此神鏡の御形貌より推察へて、高天原より。鑄玉へる本、御鏡の御形をも。伺知奉られ。又此時鑄たまへりし、三面の御鏡の御形、大抵は想像奉られたり。さて御記は、日前國懸二大神の御を、長六寸許と言させ玉ひ。伊勢大御神の御を、徑八寸許と記させ玉へる。文意を想奉るよ。何れも、圓形の處の指したる許を詔へるよ。長と云ひ。徑と云も。云々まよひ。差別ある事よ。あらずかし。然れ。紀伊國大神の御の。伊勢大神の御より、小と坐す事。右の御記とも。合せて思辨ふべし。但御紀文よ、一所よのみ。長を記し。玉へれと、二所に通れる御文なり。さて恐所の神鏡の。かく三所坐ますを以て。此時鑄給へる御鏡の。まよひ。すへて、三面なり。事をも知奉らるふり。神宮雜例集より引たる。神宮記に、寛弘二年十一月、内裏焼亡後の事を録して、天徳四年以來、度々内裏焼亡之間、不被燒給。在留、内侍所、神鏡、今度、燒亡爾、被燒損給。依茲件神鏡、可被奉鑄替之由、被行陳定。且被下筵

吉凶、神祇官陰陽寮、并諸道博士等、公卿詮議之間、各勤奏云、件神鏡者、是非人間之所爲、天地開闢之時、於高天原、豆鏡作、遠祖天香山命乃八百萬皇神達、共爾以銅鑄之神鏡也。件鏡元三面也。廣皆以方尺而已。一面坐伊勢國、須一面坐紀伊國、須一面坐内侍所。是件鏡也。子細具見日本紀○以上の文、神宮諸雜事記よも見えたり。さて此文よ、内侍所の神鏡を直高天原より造れる物のこと云るは、崇神天皇御世より造れる後事を本よめくらし。内侍所の神鏡を、たふとみたる言にして、事實を誤れるよ。非ず。公卿諸道の博士等の勤へて、此等の重事を、誤るへきにはあらしかし。以之謂之。件神鏡改而被奉鑄替之事、未分明也。縱件御鏡雖被燒損給。尤可被奉鎮安置於本所也。者仍元、神鏡御坐也。とあり。此にて御擬造の神鏡の、寛弘の度は、燒損れ玉へる。後の事、知られり。因云。延曆の内宮儀式、延喜の神の、御正躰を納奉る御通代、深一尺四寸、内徑一尺六寸三分とあり。さて御通代内の御形容は、黄金の函ありて、御正躰は、古より綿袋に納安置奉れるを、遷宮の度、こよ新しき袋を調りて、舊の袋のまよひて、納奉る例なり。されとあまりよ、重の高くなり玉へる。近ころは、已前の一と取替奉ること、なれり。とさけり。其黄金の函の寸法は、高一尺三寸、徑九寸、覆蓋して、黄金の合せ目、銀と云ものよ。つなきたり。さて蓋よも身よも、處々星形の圖を鑄付たり。此は、明治六年四月、宮中よて、親しく寫したる圖を、以て記せ

るな

一書曰日神尊以天垣田爲御田。時素戔嗚尊春則填渠
 毀畔。又秋穀已成。則亘以絡繩。且日神居織殿。時則
 生剝斑駒。納其殿內。凡此諸事盡是無狀。雖然日神恩
 親之意不愠不恨。皆以平心容焉。及至日神當新嘗之
 時。素戔嗚尊則於新宮御席之下。陰自送糞。日神不知。
 徑坐席上。由是日神舉體不平。故以志恨。廼居千天石
 窟。閉其磐戶。

重胤云。素戔嗚尊の御荒ひの較略はしも。正書甚詳かなるものなり。第一一

書ハ唯齋服殿の異説のみあり。第三一書ハ御營田の事のみ委曲あり。
 然れども一ハ御營田と新嘗宮の事无く。一ハ齋服殿と新嘗宮の
 事を漏れたるを。此傳ふむ。其三事を並舉られて。正書又記の赴ハ異な
 らず。然りとはいへども。其次第の如きハ正書記共ハ一ハ御營田の事也。二
 ハ新嘗宮の事也。三ハ齋服殿の事也。此は然らず。御營田の事より引續けて。
 織殿の事あり。終ハ其新嘗宮の事ハ依て。天石窟ハ入らせ御し坐狀ふ
 れども。右マては叶ひ難きよりなきハ非すと云り。○日神尊神と尊とハ
 二つ並て。崇め稱る例。記また万葉出雲風土記等ハいと多し。されど此一
 書。此處のハ尊字ありて。次々ハ見えぬハ。なほ行なるへし。或本ハ尊
 字ふし。山蔭ハ云り。○天垣田。纂疏ハ。墾田周以垣牆防禽獸也。
 と有が如し。されど此時節禽獸の防きを。設けさせ玉へるなど。聊疑し。
 活字本ハ埴田とあり。白井宗因所。其方勝れるが如し。崇神紀ハ。河内狹山埴

田とあり。植土の田ふるへし植は土の細密に肥たる物なれり。○填渠第三一書

埋溝記其溝あり。記傳云。埋と守豆米とも訓へけれど武郷云。守豆米と守米

四段守米は下二段の活なり。守豆米は何にまれば物の底は深く織して上は見いさぬを云。
守米は足いぬ處に物を入れて充て足いすを云。即こゝに填字をあつるよく叶へり。填渠と

ハ土以て溝を平かよ成して水の流を塞留るなり。序云。埋れ
木はうつもれ木の畧雪埋るハうつもるハの畧なるへし。拾遺云。美曾守女とあ

るは依れり。和名抄に。釋名云。田間之水曰溝。和名三曾渠同上と云。又畷、
田中渠也。和名太三曾ともあり。さて溝を埋るハ水を引するを妨むためなり。

あり。○秋穀已成。重胤云。成は登る事を云なり。秋も成て實を結ふハ其物の己

よ成整へるふれハ那流とは云り今俗も然と云。○巨以絡繩ハ。巨本は冒は作る。
所本纂疏本等

據て改む。私記は見其實既熟。即可欲之意。必引巨絡繩者。欲爲其

分境之畔也とあるか如く。已ハ物の状も成し。振舞ハせ玉ふなり。とあれど此

ハ妨損ふハ奉らむと爲させ玉ふと見ゆれば仍て按ふるハアセナハハ
糾繩の義私記に。欲爲其分境之畔也とあるハ畔。繩の意に見られたるなれども非ざるへし。とる繩を田中引巨すは。

宗因記云。穀登る時を見てハ繩を縱横上下して。其實を網落さむと計らひ給
ふ義なり。と云る説宜しかるへ。其義を含めるも似たり。と云。○織殿正

書第一一書は齋服殿記は忌服屋又服屋と云る是なり。○生刺重胤云。伊

祢波波と訓へきなり。拾遺云。逆刺生駒と見え。纂疏云。生刺者刺生馬

之皮也とあるか如し。其皮を全刺と刺なから。殺し盡さず。活せ置く事よ

て。彼記は謂ゆる。猪羽之素菟などの如き。即生刺と刺れり。一者也け

り。古今著聞集云。普賢寺入道殿の。粟田大納言忠良の許へ遣はされ

ける哥。人よりも彼逸物に見ゆるかな。此伊祢波波は爲られりける。返

一。伊祢波波は爲られらむも理りや。骨と皮とのひつきまよハとある。

即伊伎波波と云ハす。伊祢波波と訓む証なり。大祓詞後釋云。伊

祢波波とハ。今生置て刺と意なり。とあるよて通えたり。花は生花と云ハ魚は生洲
る。右と同じ義也。陸姫世紀云。佐々半乃木。枝手。割取而。生比伎爾守氣比伎良世給。とあ
るなども。生ハ伊祢なり。此の生刺を本にイキハキニシテと訓るハ。言の意を得ざる。近

項の人の誤訓にて、大威訓にては、生膚斷死膚斷の生、伊弉
 とハ訓す伊伎なるを、其一は思混へて、其差を立さる也。云云り。○納。正書は投
 納。一書に投入とあるは依て、よめるな。○不愠。記は登賀米受而とあり。名
 義抄を閲る。愠をタツヌ。又イカルと訓たる。此はトカムと訓る。記は
 據れるものなり。○容馬。重胤云容はユルス。ナタム。兩訓あり。續紀第五十
 詔。思保須大御心坐爾依而。免賜比奈太每賜比氏と有て。免と宥とを
 重ね云る。由流須は緩ると爲る由ふり。那陀牟ハ長むる義なり。相違からぬ言な
 るを曉へし。○新宮御席之下。此は上へ顯はれて。見えざるやう。隠してまりお
 き玉ふなり。山蔭云。此新宮。素戔鳴尊の新宮の如きことたまきはし。其
 新宮と。其字ふとあらまほし。云云り。とる言なり。○舉體。舉ハ稱徳紀。また名
 義抄。盡をよ。續後紀は閩をよめる。悉皆の義なるを知へ。又漢籍よ
 ル。ともよあり。○不平。私記は。耶須加良須と訓たれど。本のまよ訓へき。は
 此言。意は。記傳よと云れし如く。未詳は。天武紀は朕身不和と見ゆ。此天

皇の御病一玉ふを詔へる御言なれ。此と事の趣同し。重述説は。觸は氣。不潔とあるをも。思ふへ
 して重胤説。私記云。凡欲詛人之時。必有送糞。若染其糞者。必有
 憂病。故日神染糞。即有病苦。是古之遺法也。今代人之欲詛人者。亦有
 放矢者。倣此耳と見え。桐壺卷。渡殿を渡る時は。彼方此方云合せて。衣の
 裾堪難う物しつ。甚は一たなき事多かり。と有も。右の類の事をして。人を詛
 ふ事の。世に在を以書たる文なり。此にてハ素戔鳴尊の。日神を詛奉るといふ
 こと。唯御心の進ひ。因て。物爲させ玉へるならめども。其汚穢は觸させ御在
 し坐て。此は日神舉體不平。とある如き。至れりし者ふめり。甚切可畏
 後釋。此ハ本頂佐之男命の。犯し玉へるハ大嘗の殿を。穢し玉へるは依ての罪なれ。ハ
 此國土として。人の上にて。穢すまじき所を。此事をして穢すを。罪と云なるへしと云
 れたれども。猶事の。云れたる然る言あり
 于時諸神憂之。乃使鏡作部遠祖天糠戸者造鏡。忌部
 遠祖太玉者造幣。玉作部遠祖豐玉者造玉。

諸神云々使鏡作部遠祖云々。拾遺ハ。此神等の外ハも。長白羽神ハ青和幣。津咋見神ハ白和幣を造るハ。其餘の神等ハ供奉シ。仕奉らるハ條々あれハ。此ハ忌部遠祖太玉者造幣トあるハ。諸部を率テ。仕奉らしむハ義ト。其枝神等ノ事ハ。皆ハがらハ略レたルものなメり。○憂ノ假字ハ。三代寶錄ニ。憂禮比トありハ。されハ古クウレへハ活キたルもハ數多見エたレはハ何れモありハぬハし。○鏡作部ハ。此時ノ業ヲ以テ。氏トせシものなるハ。玉作部ハ同シ。さてハ此氏。世々乃史モ見エずハ。甚ク衰ヘたルもの見エたりハ。拾遺ニも。其赴見エたりハ。さてハ天武紀ニ。十二年十月。鏡作造賜姓曰連トありハ。是ハより連ノ戸ハなレるハなりハ。然ルに靈異記中卷。大和國十市郡卷知村。東方。有ニ大富家一。姓。鏡作造。有ニ一女子一。云々ト見エたルハ。其部ハなるハ氏々ハ。姓ハ玉ハさリしハやハまた連姓ハなるハ。絶タりシしハやハ。姓ハ氏録ニも所見スるハなりハ。また記ニ鏡作連トあるハ。記傳ニも言レたル如ク誤ナるハへシ。さてハ此紀ニまた拾遺ニもハ。たハ鏡作トまた鏡作部トのみ有テ。戸ヲ記スるハ。如何ナル故カかハ。さてハ又天孫本紀ニ。鏡連日命十一世孫。物部鍛冶師連公。鏡作連等祖トあれハも異ナりハ。混ハふハからス。後紀ニ。延曆二十三年ニ。土左國香美郡少領。物部鏡連家王ト云ハ人ハあれハ作ト字ハ行ナらんハも知ハからス。さてハ鏡作ハ和名抄ニ大和國城下郡鏡作ト加々都久利郷

あり。式ハ同郡鏡作坐。天照御魂神社大月次。とあるハ。氏人ノ住ル地名ト聞エたりハ。天照御魂神ハ石凝姥命モあるハへシ。此社今八尾村ニ在リ。社ノ傍ニ鏡池ト云ハありハ。乾涸タルかハ其地ニ在リ。帳考ハいハへリ。又鏡作伊多神社鏡作麻氣神社。なハもハありハ。頭注ニ伊多神社ハ石凝姥命麻氣神社天糠戸命村といハふハ在リ。春日明神ト稱ス。帳考ニ云ハりハ。○天糠戸。石凝姥命ノ父ナりハ。名義未詳ト。此傳ニてハ石凝姥命ノ造ケるハ鏡ヲ。天糠戸ト爲ル父子ノ異アリ。されハ此ハ拾遺ニ。宜令太玉命率諸部神造和幣トあるハ。此ハ忌部遠祖太玉者造幣ト書レるハ。同シ文體ト見ヨれハ。鏡ヲ作り玉ハへルハ。石凝姥命ナルよリ。天糠戸命ハ。其長トおハし坐テ。其事ヲ点檢シ玉ハへルのハなるハへシ。○太玉者造幣ハ本ニニキテハ訓ルよリ。爾岐氏ハ諸幣帛ト云ハ名ト。名義饒手ナルよリ。既ニ云ハりハ。さてハこノ云ハるハ。太玉命其長ト一ト造リ玉ハへル其幣帛ハ。鏡玉八十玉鏡ハもハ。其中ニこノたレたハ。一種ノ物トいハすハからスかハ如クなレたハ。なハほハ。本書ニ所謂青和幣白和幣ヲ。皆ト云ハるハ。第三一書ニ。栗國忌部遠

祖天日鷲所作木綿ユヅとある。それを指せるなるへし。予としめ太玉命の幣を執持給ふ神は坐をこゝ造幣とある。たかへり此は思ふ第三一書は粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿とありしを同去忌部の遠祖ふりしよりいふ混マシもあるへしと思へり。ハワロかりき。○玉作部。次の一書も見え。又下卷一書も。作玉者とあり。大殿祭祀詞イミタマフク。齊玉作等我持ホチユキ齊波利。持淨麻波利。造仕禮留瑞八尺瓊能。御吹支乃五百都御統乃玉爾。云々拾遺に。櫛明玉命。出雲國忌部玉作祖也とあり。舊本忌部二字なし。元々集引るにあり。出雲より玉を奉りしこと。同書及神祇式は見えたり。右の書にもよみ。みな玉作とのみありて。玉祖と云ふこと見えざる。記に玉祖連と擧げ。天武紀にも玉祖連とある。此子孫玉作玉祖と。此は祖神の御名玉屋命を玉祖命と書れたり。二氏ありしなるへし。其は姓氏録右京。玉作連。高魂命孫天明玉命之後也。天津彦火瓊々杵尊。降幸於草原中國時。與五氏神部。陪從皇孫降來。是時造作玉壁。以為神幣。故号玉祖連。亦号

玉作連。記傳云。号玉祖連。亦号玉作連。と云る。此天明玉命の子孫の中。後玉はあらずと云り。此姓氏録の文より考れ玉祖命と申す御名かへりて。此氏より出たる後の御名ならむもありかたし。此はなほよく考へしとある。よて古より二方よいへり。事あさらかなり。さて天武天皇十年十二月。玉祖連。賜姓宿禰とある。玉作部の方。此時の擧は洩シりたるへし。故玉作宿禰と云はす。へて史とも見えす。た玉作部とのみあり。玉祖宿禰の方。姓氏録右京。玉祖宿禰高御牟須比乃命十三世孫。大荒木命之後也。又河内國玉祖宿禰。天高御魂乃命十三世孫。建荒木命之後也。記傳云。これら玉祖命を擧すして。大なる家門を興せしなるへしと云り。とあり。かして和名抄郷名。河内國高安郡玉祖。周防國佐波郡玉祖。とある。何れの本ふるらむ。但河内國ふるも。甚古き事と聞えて。式。高安郡玉祖神社おはしませる。右引る姓氏録河内玉祖宿禰。云々建荒木命之後也。とある。此人は仁賢紀なる。玉作部鹿寸と云も。其祖名を襲ひたりと聞えたれ。難波の玉造より係て。其邊は多く。玉作部の住へる其群主な

りしふめり。右京なるは。其より支れて。京は在て仕奉れるなり。又右京玉作連を。一本は忌玉作とある。其は別して。出雲國の忌玉作と同族なるへし。又今昔物語十七卷。今は昔周防國一宮。玉祖大明神と申す神在す。其社の神主。玉祖、惟高と云者有けり。所見たるは。元亨釋書十七卷。其周防國、神官司惟高者、累世、神官也。云々とある。同人なれば、近昔までも。世は玉祖氏と云るなん。此彼遺りて有けらし。○豊玉。名義豊、稱辭。此神の御事。瑞珠盟約章第二一書。羽明玉の下に云り。平田翁説。興田吉從云。式玉比賣神社あり。此は神を祀れる社なるへし。石戸を開玉へる時の物を。作れる神なれば。石門別と云へし。と云り。此考も有へくおほゆる由あり。其はまつ。此神を、女神なるよし傳へたるは。神名秘書。辨明玉命、高皇產靈神女、栲幡千千姫命之妹也。と云る説も。古傳の有しを取て書るならむとて。なほ種々に云れしかども。此神は、其子孫の氏々多く有て。其祖神は御在し坐し。女神は坐さる事明かなれば。神名秘書に引る。古語拾遺の説は誤なり

又使^メ山^{ヤマ}雷^{ライ}者^ノ採^ト五^イ百^{ヒャク}箇^カ真^{マコト}坂^{サカ}樹^キ八^{ヤチ}十^{ジュウ}王^{オウ}籤^シ野^ノ槌^{ツチ}者^ノ採^ト五^イ百^{ヒャク}箇^カ真^{マコト}坂^{サカ}樹^キ八^{ヤチ}十^{ジュウ}王^{オウ}籤^シ

百箇野薦八十王籤

山雷は。大山祇神なり。山神は坐すか故。此は科つるなり。さて此雷字を。イカツナと訓ハ惡。某雷と書る例を思ふ。神武紀は嚴香來雷、嚴山雷武ミカツチ。獲雷神など見えたり。此うち香來雷山雷。二の雷字は。イカツナとも訓へけり。武獲雷の雷は。然は訓かたけり。此を例として。何れも豆知と訓へし。○八十玉籤。坂樹は五百箇といひ。玉籤は八十と云る。な多きを云る。古語の格なり。さて玉籤は。平田翁云。縣居大人説。玉を著たる木竹を云。萬葉三。神祭歌。吾屋戸爾御諸乎立而。齋戸乎居。竹玉乎無間貫垂云々。今云。御は神の御室を齋立るなり。竹玉は。玉は緒を貫き總て。竹は著るなり。と詠るも。此玉串なるへし。とあり。是信は玉串の本義なるへし。師は大神宮式。著木綿賢木。是名太玉串とあり。玉串の名も。手向串なるへし。半氣を切れぬ米なれども。多米串と云へし。自ら多麻串とも聞ゆる故。玉字は借て書つらんと云れつれと信かた。此は萬葉歌の赴をも合せ考る。本は信は玉を貫垂たりけんを。や

後にい。玉を著すも奉りけんか。後に右の手ふつハ廢りて、玉串の名の存りて。木綿を著たる賢木を。しハ稱_レこと爲れる。後の状を記されしよて。決めて本義ハ非すか。其言の切を言れし説も少し總當ならぬ心ちをす。また玉とい。唯よ串の美麗を稱へたる。辭のこ云るも有れど。此は正よ。彼玉矛は玉を著たる如く。作れるふらん。此玉を著たる所由ハ、下に云む、さて此は野山に在る薦賢木を採る所なるよ、玉串と云るハ、其玉を付て、玉串と爲たる後の名を始へ廻らして、串とい根掘は爲たる賢木の太なる對て、刺立もし。手は執持ちもするやかりよ。小き故よ云るよて。薦玉串と。賢木、玉串と。打交へて、齋庭に差たて。神玉串ハ、後世は爲る如く。手は執て。神前より進_レけんと思ゆ。其は大御神の神事よ。神又太玉串を。仕奉る状を。神の儀式書ともよ。依て考るよ。今云此ハ内宮儀式、又年中行事の文を引て、太玉串并天八重宮とも御門とも。賢木を差立て。林飭_カる事灼_ク。八重神と云も。刺立る故の名と聞ゆ。正月は門松とて立る事ハ、是より起りけんとおほゆ。其は疑なく此時の故實に因れる事と知られ。又後ハ神祭に集へる人々の、各々賢木を進る事ハ、是時集ひ座る神等の。然爲た_レけん。故事のまよ_ク。物するならんかし。其は内宮儀式_{二月所}。山向物忌父我造奉留太玉串。守治大内人。捧持氏云々。即稱宜召_ニ大物忌父_一令_レ進。第三御門之左右置進。云々と見えて祭ことよ用る神木は。やめて山向物忌父子の取備へて。其を守治大内人の取次て。一稱宜に進るを。神前よ進る。山向と云も。此ハ山雷神の神また玉串を取れるよ因れる号と聞ゆれハ。山平の儀なるへし。また守治大内人を玉串内人と云ことも。玉串を取次て。掌れハなり。また玉串を進り置く御門ゆゑハ、第三御門を。玉串御門ともいふ年中行事ハ、即玉串御門とあり。此を玉串行事と云ふ。又此事を、年中行事よ記せる状。いと委かり。此をよ讀辨へて。玉串行事の状を知り。また神は賢木を奉る事ハ、天上の此時の儀式よ因る事なるを悟るへし。此を思ふよも。此時は神等の賢木を捧持け_ル事。違有ましく所思ゆ。又此傳よ依ても。玉串と云ハ、玉を著たる故よ。云稱ふる事ハ灼然_一。據_レと云れたる。然る説とき_ハ。重胤云、神名秘書に、今_ニ太玉命_一捧_ニ持幣帛_一。今_ニ天牟羅雲命_一捧_ニ持太玉串_一。亦今_ニ天兒屋命_一以_ニ廣厚稱詞_一所啓上云々。神宮にて云ハ、八重神と。太

玉串との起。此に在て、彼太玉命の取奉奉らし。大御幣より、八重神の出来、天牟羅雲命の太玉串の、後にも傳へて玉串行事の始なり、同書に、右の太御幣の事を書して、下は伊勢大神宮、寶前、奉立之處、八重神、此之縁也。載、大同本記、具也。と見えたり。諸太玉串、天八重神、制、儀、式、帳、高四尺、技、別、本、綿、懸、之、とあるを始として、太神宮式、著、水、綿、賢、木、是、名、太、玉、串、と見え、建、入、行、事、記、に、神、玉、串、云、神、技、毎、水、綿、結、付、也、と云り、然る説なり、さて籤字の、名義抄に、シルシとも、ホソシとも、竹ノクシともあり、凡て久志とい、物に刺立るを云れば、櫛又ハ串の類も同言なるなりと、重胤云り。○野槌ハ、上は出、野神は生か故、野蒿を採せざるなり、重胤云、此御祈は被用たりし限の、山野は出る、悉くは此山、神野、神也。令採られたる中、此野、神は就て、殊も重き、此五百箇野蒿之八十玉籤まで、其用ハ、此次は明らめたるか如くなる、其專要たる方の一を、擧られたるは、こそ有けれど云り。○野蒿ハ、林氏一本、環翠軒本等、蒿は作るハ、非なり、然るは加茂翁説は、蒿を薦と書る本ハ誤なり、薦ハ、菰の事なり、万葉集に、眞薦川、思ひて思、云、云れたるハ、中々は誤なり、古書は、みな薦とのみ書て、蒿字を書るハ、あらず、蒿ハ、かへりて、後世は作れる文字なりと、木村正解云り、平田翁云、薦ハ、志の

め竹の類まで、いと小く、色黒き竹なり、其を阿波土佐などの國まで、須々云り、東國の山邊まで、笑竹をもし、か云者のあれど、なほ別物なり、後世の歌は、薦吹之風を身に占てと詠るも、此野薦なり、旅人のすゝのしのや、さゝのし、此物今ハ須受と云へとも、上代ハ須々とも、須受とも云、名義、此ハ葉の、須々と唱る状より、負たるなりと云り、口訣、野薦者、茅也、茂生以、彌之、とある、茅はス、キの意、當たるよや、かゝる類の惣名を、古ハス、キといひしよや考へし、私記ハ野薦を須々岐とよめり、さて坂樹も、野薦も、玉木綿種々の物を取掛る料まで、五百といひ、八十といふも、奉るもの、數の多きを云なるへし

凡此諸物皆來聚集。時中臣、遠祖天兒屋命、則以神祝祝之。

神祝々之。平田翁云、神ハ神議神集などの神まで、尊辭ふり、富邪久は、今俗もも、同事を丁寧反復一言を、かゝ云事のあるハ、古言の遺れるなり、谷川氏も既く、或謂今俗

不慮情而盡言、曰三保
 佐久。蓋祝之遺也。と云り漢籍周禮よ。大祝掌六祝之辭と云い。字典よ祝、丁
 寧也。請求之辭。と云れい。富邪久と云よ祝字はよく當れり。但今俗よホサクとい
 なし。只繰返しもの言やうの事、或ハ酔しれた
 人ノ操言するなごをのみ云めれいなり。さて富邪伎富邪久と。置たるよ就て。
 餘の疊言の例を思ふよ。神集々。神議々。神逐々。稜威之道別道別。ふこの
 類。この餘も。全割々。扱扱々。神和々。などもみな此例を押して辨ふ
 へし。〇武舞云。かく重ねて云例。みな上の体言。下の用語なり。凡て集ひたる上
 よますく集ひ。議れる上よも。なほ密よ議れるなごを。合せて思ふよ。此も其
 如とよて。富邪久と云は。反復一請祈ことには有れと。猶丁寧よ反復し。其事
 を禱白せる由よて。俊頼歌よ。始ふき罪のつもの悲しさを。ぬかの聲々々とき
 つるかな。と詠るもよと此は符ひて聞ゆれい。神は禱言を白すことして。其言を反
 覆しつつ。手拍ち額突き。拜むかすも限りなく。丁寧にするぞ。古の道なりける。と
 云り。諸この所由よ依て。後々までも。中臣の祝詞を掌る事とハ。なれるなり
 於。是日神方開磐戸。而出焉。是時以鏡入其石窟者。

觸戸小瑕。其瑕於今猶存。此即伊勢崇秘之大神也
 以鏡入石窟此ハ記に天宇受賣白言益汝命而貴神坐故歡喜咲樂
 如此之言間。天兒屋命布刀玉命。指出其鏡示奉天照大御神云々。と
 ある時の事よて。大神の磐戸を。細めよ見そふす時よ。疑ひ思召させ奉らむと
 て。御鏡を指出て。大神よ示せ奉るごて。其石窟の戸口よ入れ一なり。石窟
 の内よ入れ一よハ非ず。故觸戸とあるハ。其よしなり。上よ方開磐戸。而出とある
 しも。上に云るハ。まつ大神の出坐るまての事をいひおきて。此後の事なり。さるを出と
 諸此時云々の事ありしとて。御鏡の事を。語り出たるなり。〇觸戸。平田翁云。石屋
 よ入るごて。戸よ衝觸たるよしあり。此は大御神を。引出奉りて。復還入坐む
 ことを。恐れ思ひて。尻久米繩を引亘しなど。あまたしと。爲つるまよ。過りて。
 戸よ突當たる。や有らむと云り。〇小瑕。本よコキスツケリ。私記よ。須己之支
 須津介利と。其他の古寫。訓るよ從へ一。瑕ハ字書よ。玉の疵
 瑕付ことあるへきなり。此を以ても。大神のこもらし。石窟ハ。眞の石窟よてありし事を。
 知へきなり。たの宮ならむよ。突き觸れたるはかりよて。瑕

付く事ハある。ましくこそ。○其瑕於今猶存、鏡ハ瑕の付たらむより、失するよあるましく。於今猶存など。ことごとく記さても有ぬへと思はるるは就て、熟按るよ。此ハ瑕ハ御鏡ハ残る瑕の事ハあらて、其御鏡の破たる。御缺を白すはあらざるか。さるハ御鏡を。伊勢大宮ハ鎮坐せまつりし時。其御缺をも、添て納め奉りしこと知へし。此御缺小瑕の事ハ。天徳御記にも見えて既引りさて後ハ倭姫命の日本武尊ハ御劔ハ付て授け奉れる火打ハ即其御缺なり。と云ることありて、平田翁説ハ後の物なから、源平盛衰記ハ三種靈劔事。と云條ハ、倭姫命ハ劔ハ付て給へる。彼燧と申すハ。天照大神我ハ御貌を末の帝まで見せ奉らむとて御鏡ハ移させ玉ひける。取落して。破たるを、燧ハなし給へり。其燧を錦袋ハ入れて、劔ハ付られしふり。今世まで。人の腰刀ハ、錦の赤革を下けて、燧袋と云事ハ。是故なりとあり。參考熱田縁起ハ引たる鎮坐記にも、後号ニ此燧。天火徽ハ俗号ニ燧袋ニ割ニ大小刀ニ其縁也。と見えたり。御鏡ハ損はれざるよ。云る説こそ訛ふれ。其燧をしも。御鏡の缺なりと云るハ。正しき古傳の遺れるよそ有ける。是よて。柱巻も畏き。神鏡の真鐵よて御坐す事を。辨知へしと云れたる。けよ。然る言ハて。此ハ其瑕とある。即其御缺の事ならむかと。おもひ奉らるるなり。なほよく考へ。

重胤云。此御鏡はしも。次ハ崇秘。大神とあるを以ても。古より誰かハ見奉り四十年を経て。天徳四年庚申ハ其小瑕の御坐する御有状を。見奉りて。其御記ハ書され。世人の驚奇しむ奉るよ付ても。神代の古傳の信ハ疑ふへからざることをなん。知へかりける。斯る例ハしも。なほ外にもある事なり。と云れたり。かくて此ハ因。此神鏡の真鐵ハ坐すことを云へ。古語拾遺ハ。令石凝姥神取天香山。銅以鑄。とあるを。記ハ取天金山之鐵。而求鍛人天津麻羅。而科伊斯許理度賣命。令作鏡。とあり。銅鐵とある中。何れ正説ならむと云。鐵とあるを正しかりけるすへて上代の鏡。鐵を以造作れる例。皇太神宮延曆儀式帳。太神宮式。其他の物も見え。今も現存せらるありて。いと慥かなり。鍛人に命せて。造らせらる。鐵なる證と云へし。平田翁説ハ。後世の人は。銅もて鑄造り。水銀すり着けて。光らなる鏡を。常に目なれて在からに。拾遺ハ銅とあると。此御鏡の事ならむと。神代紀ハ。白銅といふ事もあるよ依て。

此神鏡をも。銅もて鑄造れるものぞと思ひ定めて。古も今も。別なる論ある事なく。故鈴屋大人とへ。古事記傳に。取天金山之鐵。とある又を解きて。此の矛を作る料なる故に。鐵字をかけり。鏡ならに。鐵と書しと言れたり。然れども。己早と想ひけらく。神世の始。高天原にて。白銅と云ふ合せ金を作るへとも非ず。又眞の銅は何も磨くとも。水銀磨著すて。底なき如く輝る物も非ず。又水銀もて光らす態も。此時は爲けむ事とも思えれに。劔太刀など。よく研たる。物の形の眞澄は澄て映るを思ふ。御鏡は必眞鐵なるへ。直よよく磨きて。鏡の如く。炫く金に。剛鐵をおきて。何か有らむ。是ぞ神世の有趣なれ。記に鐵とあるの正説ならんと。思定めて。次々考ふる。天津麻羅は。鍛冶の遠祖なるか。此神と。伊斯許理度賣命と二神にて。かの神鏡を鍛ひ造れる由なり。天堅石を取らる。即其質石の料なり。然れに。拾遺は鑄とあるは泥むべきならず。殊に鑄字は古く鑄兵など見えて。鍛ふる事も用たり。質石といふ所謂金床の古名也と云れたる。

然る言なるべし。然れば。此神鏡の鐵なることは。たかひあらうか。○伊勢崇秘之大神。丹鶴本元々集所引本秘を祠に作る。中々も非ふり。とるは重胤云。崇秘字を。所祭に當て被用たる。餘社にては神靈を齋祭の方を。主と云るを。神宮にて。神体と持齋奉らせ玉ふ。大御鏡は。も。掛さくもかしこき。皇大神の皇御孫尊。此の齋鏡を事依し奉らせ玉へる御時。吾兒視此寶鏡。當猶視吾。同床共殿。以爲齋鏡。と宣玉ひて。皇大神の現御前を。仰視奉らせ玉ふ。如く。同大殿の内。大坐々。め奉玉ふべき。天津御璽の齋鏡。御在し坐ひ故。深。崇敬ひ奉て。秘藏め奉らせ玉ふ意味。と有けれ。崇秘の字は。神体も就て書る。其能當れるなり。とて國を伊勢と名けし由は。風土記云。神武天皇時。國有神。名曰伊勢津彦。詔取國神之名。號曰伊勢。とあり。名義ハ詳ならず。伊勢津彦神の風を起せるに因て思ふ。息迫なるへし。とあり。とて此風は思の迫れるものなれはなり。加是も氣迫なるへし。御鏡。皇御孫命の御天降の時。授奉玉ひしより。歴世の天皇。同殿に齋祭。

玉ひ來しを、崇神天皇御世。別處に祭給ひ。それより伊勢遷幸し。垂仁天皇二十五年の紀に見えたり。諸大宮ハ、式は伊勢國度會郡大神宮三坐。相殿坐、神二坐並大。とあり。相殿坐神の事ハ、下預三月次新嘗等祭。卷の二書の下に出。御鏡の御事ハ、上は日前大神の下に委し申おけり。

已而科罪於素戔嗚尊。而責其板具。是以有手端吉棄物足端凶棄物。

已而云々責其板具。重胤云。此解除の大抵ハ、正書ハ此と大凡の様ハ同く。又聊カ物ハ依て。精粗あるなり。此ハ科罪於素戔嗚尊。而責其板具。とあるを。正書ハ。然後諸神歸罪過於素戔嗚尊。而科之以千座置戸。遂促徵とありて。其方委曲なるは似たり。然れども。此板具ハ其千坐置戸ハ置へき器にして。上は載る物を云と。上は敷臺を云と。其事同しからざれば。互は

照應せて。曉るべき所なるあり。其板具と云ハ。次ハ手端吉棄物。足端凶棄物。亦以唾爲白和幣。以洩爲青和幣。とある此を云。正書ハ唯ハ板其手足之爪贖之と有て。其吉棄物凶棄物の稱なきを。第三一書ハ。以手爪爲吉棄物。以足爪爲凶棄物。とあるハ。此と共に其正を得たりと云へし。諸此吉棄物凶棄物の二ハ謂ゆる惡解除善解除の本なり。其惡解除と云ハ。罪穢化有就て。其穢具を科せ責りて。其罪過を清めしむるなり。善解除と云ハ。其とは異りて。中古ハ謂ゆる。清祓と云る是より。此は然せる罪犯の無らむも。神事ハ仕奉るより。先解除の事をして。家を身をも。清むるを云なり。又其罪犯ある人より。右の吉凶二祓を。令行る例と聞えて。此ハ已ハ手端古棄物。足端凶棄物の。御事おほし。又履中天皇五年。車持君罪ありければ。負惡解除善解除。而出於長渚崎。令祓禊云々。とあるは是なり。又延暦二十年格。承前神事。有犯科祓贖罪。善惡二祓重料一人とありて。

善惡二共は重ねて。令行らるるより見え。皇太神宮年中行事。二月十二日
 條は。惡祓勤仕。次吉祓勤仕。御麻奉。とあるか如く先惡解除を成して。罪
 過を祓。次善解除を行ひて。家身を清むる事と見えたる。釋述義も。凡解
 除之道。必有兩種。吉凶是也。吉解者。是招禱吉事也。凶解者。即除却凶
 事兼招吉事也。吉解。是貴。故用手足爪。凶解。亦賤。故用足爪也。解除
 之道。欠一不可也。故兼用吉凶二解也。と云り。信は然る事也。纂疏も。
 右に據て。凡解除之事。有吉凶二道。吉。招福凶。攘禍也。人之體。手貴。
 足賤。故爲吉凶之表物。即祓具也。と書きたまへり。口訣も。諸神責贖物。
 素羹鳴尊以手足之爪。爲善惡之置戸。云々と見ゆ。是の吉棄物凶棄
 物。即惡解除善解除の本。これなり。但此時の手足の爪は。吉棄物凶棄物と成れ。と
 成るは非ず。此事に始りて。惡解除善解。今しも解除は手足の爪を放棄て。惡祓吉祓と
 除と云事の。出來起れる者と心得へし。かて祓具の事。天武天皇五年八月。詔
 曰。四方爲大解除。用物則國別。國造輸祓柱馬一匹。布一常。以外郡司

各刀一口。鹿皮一張。鏝一口。刀子一口。鎌一口。矢一具。稻一束。且毎戸
 麻一條。又十年七月。令天下悉大解除。當此時。國造等各出祓柱奴婢一
 口。而解除。と見えたる。其祓柱を輸すに。後大上中下の差等あり。但此は
 右に如く。天下の大祓は非て。神事は預れる人の。犯罪あるま。此を科せて。
 令祓玉ふなり。其は類聚三代格に載れる。延暦二十年五月十四日の。太政
 官符は。定准犯科祓事。一。大祓料物二十八種。云々。一。上祓料物二
 十六種。一。中祓料物二十二種。一。下祓料物二十二種。云々。是大上中
 下と四等は祓法を定めさせ玉ひて。祓柱を輸さしめ玉へる。制度なり。右の大
 祓の細書は。承前惡祓料物。准此重輸。今除一祓。下條亦同。と有る。犯
 罪は依て科するま。必善惡二祓。共右の員數の如く。同じく重ねて。令輸
 るを。今一祓を除くごふり。其は下。承前神事。有犯科祓贖罪。善惡二
 祓。重科一人。修例已繁。輸物亦多。事傷苛細。深損黎元。仍今弛張立

例。ごあれ。右の如き犯罪ある者も。悪祓の一を除きて、唯善祓のみの料を輸せしめ玉ひて。其祓物を弛め。其犯罪重く。甚しきに至りては。別は律に依て。科決なせ玉ひむごなり。此より其悪祓の事、停められて、決罰の事多く出来て。後より六月十二月晦、大祓。又ハ神事の清、祓ごの如く。差せる事も无き。行はる。善祓の盛は行はる。事ご。成以來ぬるものなり。故其大上中下の祓を科せ玉ふ状は四時祭式。大祀中祀小祀の三等ある。其大祀の違例にハ大祓を科せ。中祀の欠怠ハ上、祓を科せ。小祀の犯罪ハ中、祓を科せ。神戸百姓に事有ハ下、祓を科せらる。大凡の御定なり。然れども。其は大凡の法。雖其犯罪の重きハ大、祓を科せらる。さて正書ハ科之以千座置戸。ご有ハ如き時機の御政。御在ます事ご。所見たり。さて正書ハ科之以千座置戸。ご有ハ此祓具の事を略わかれざるを。此ハ其千座置戸を云す。唯は責其祓具。ご有も事足さる。第三一書ハ。即科素交鳴尊千座置戸之解除。ごごえたるハ。殊は委しと調へる者よして。其解除を科するなん。即其祓具を課せ奉れるなり。

ける。其は右に引る。官符を始めとして。諸書に科大、祓。又は科上、祓。又は科中、祓。又は科下、祓。又は科中、下。の差は就て。其祓具を責せらる。ハなり。ご云り○是以云々。又云。是以有善解除悪解除。ご云は同じとして。其是以と云は。右よ出たる。其祓具の事なる。其責りつる祓具を。二に成して。其一分は善解除ご成。其一分ハ悪解除の料ご。成したる趣なり。其は上よ出せる。廷曆官符大、祓料物二十八種の細書ハ。承前悪祓料物准。此重輸。今除二祓。下條亦同。ご有て。右は善祓料物なる。又右の外ハ。悪祓料物二十八種有て。同じと共ニ重輸す事よて。其料各二十八種なりける。善悪二を合せて。總て五十六種なる由なり。其上中下の祓も。此よ准て。重輸すごなり。其下ハ。承前神事。有犯科祓贖罪。善悪二祓重科一人。ごある。よて彌明けし。然れハ。此なる是以ハ。右よ責其祓具。ごある。其祓具を中分して。善悪二ふ所よて。祓の料物ご成せる由を。明らかよ爲むごて。次なる用。此云々。相並ひ對あるなり。ご云り○手端吉棄物。足端凶棄物。第三一書ハ。以手爪爲吉棄物。以足爪爲凶棄物。ごあり。手端足端ハ。記崇神段。よ手末之調。ごある記傳

よ。手末和名抄遊仙窟云。手子師説云太奈須惠タナヌエとあるよヨらラいイたタ手テよヨ云ク事コトなニれレこトもモ。此コノはハ末スエとト云クるヲ。重オモシとト見ミるヘシ。俗言ソコノよヨ手テさサきキとト云クよヨ同ト一トとトあり。コノ。足端タラシもモ。此コノよヨ同トし。コノ。さサるハ爪ツメはハ。手テ足タラシのタラシ端ハシよヨあアるモのノふフれレいイなり。コノ。尚ナカ次ニにニ云ク。儲吉タケキ凶ヨシはハ重胤オモトノ云ク。吉キチはハ清スガきキ意イ。凶ヨシはハ穢ケガレきキ意イなり。喪服をヲ凶服トとト云クひ。其をヲ除ノきて。常よヨ復カるヲ。吉服ナとト云クるヲ。吉凶ナ是ナリなり。カノ伊弉諾尊イサノノミコノミ。黄泉國ヨミのノ穢ケガレよヨ觸サせ給へル御衣ミカサをヲ。脱ツケ棄スとトせ玉へル。即コノ此コノなるハ凶棄物ヨシケガレモノよヨ當タれるヲをヲ以テ知ルへシとト云クれたル。信シよヨ然シ説トなり。武郷此コノ説トよヨ付ケて。なほホ考カるハ。彼カノ德原トクノハラ段ノなるハ。伊弉諾尊イサノノミコノミのノ御目ミメのノ穢ケガレ惡アク。即コノ此コノなるハ吉棄物キチケガレモノよヨ當タるヘシとト云クて。其吉棄物キチケガレモノをヲ出デて。故へ玉へル。清スガ淨スガ。御体ミミよヨ善神タカミヤのノ成出ナリデ玉タマへルよヨて。善祓タガハのノさまサマをヲ知ルへシ。こノて。棄物ノノ記傳キデン云ク。是レはハ犯重カガヒとトして。深きキ穢ケガレなレい。持賜タマへル物モノをヲ。なハらハ棄スても。猶ナカ清スガまり。果さル故レ也。其御身ミミよヨ生ナるハ物モノまアてを。拂ハラひ棄て。清むルなり。されい棄るハ物モノハハ皆ナ穢ケガレ垢カなるハ故レ也。伎羅毘ヒ物モノとトいひ。棄物ケガレモノとトいはれらるモ。此コノ意イなり。後世ノ人形ヒトノカタをヲ造ツクて流すモ。穢ケガレれたル身ミ体ミをヲ。なハらハ棄スて。清きキよヨかハふル意イなり。コノあり。此説トよヨ就ツて猶考カるハ。棄物ケガレモノはハ破物ヤブモノとト云クよヨ同トし。罪穢ケガレをヲ。破ヤブ棄スるハ料リウのノ具グ也。用しよりの名目ナメなるヘシ。されい拂ハラ棄スて。清むル意イなるヘシ。なハらハ伎羅ヒ比ヒとト云クるハ。棄スるハ同ト意イなるハよシ。伎羅ヒ比ヒ賜タマ天アメ之ノ云ク々ナ。なハらハ續ツ紀キ詔ミコトノコト詞ノに。伎羅ヒ比ヒ賜タマ。并ナ賜タマ。云ク々ナ又マ捨スるコトあるハにて。知ルへシ。

亦マ以テ唾ツバ爲シ白シラ和幣ニキツト。以テ洩ユキ爲シ青アヲニ和幣ニキツト。用ヒ此コノ解トク除ヘ竟ツク。遂ハ以テ神カミ逐ヤラ之ヒキ。理リ逐ヤラ之ヒキ。送ツク糞クソ。此コノ云ク。俱ナ蘇ソ摩マ屢ル。玉タマ籤シ。此コノ云ク。多タ摩マ俱ナ之ヒキ。神カミ祝イハ々ナ之ヒキ。此コノ云ク。加カ武フ保ホ佐サ枳シ保ホ佐サ枳シ々ナ。穢ケガレ具グ。此コノ云ク。波ハ羅ラ間マ都ト母ハハ能ノ。手テ端ハシ吉キチ棄ス。此コノ云ク。多タ那ナ須ス衛ヱ能ノ余ノ之ノ岐キ羅ラ毗ヒ。逐ヤラ之ヒキ。此コノ云ク。波ハ羅ラ賦シ。唾ツバ爲シ白シラ和幣ニキツト。洩ユキ爲シ青アヲニ和幣ニキツト。和名抄切韻云。唾ツバ。口クチ中ナカ津ツ也。和名豆マメ波ハ波ハ字ジ書シ云ク。洩ユキ鼻ハナ液エキ也。和名須ス々ナ波ハ奈ナとトあり。洩鼻ハナ多タ里リなるヲ。古コとト與ヨ太タ利リとト訓スるコト。

ハ、いひこと云ふ。通證は字書洩為鼻液。倭名抄亦云須々波奈。今人謂口液為與多利。蓋與古異也。と云る如く。古ハ鼻液を與太利と謂しなり。けり。纂疏も目鼻曰洩とあり。名義抄字鏡集など。洩をスハハナ。又ヨタリ。又ナミタ。又ハナタリ。又ナク。又ハナスリ。などよめるを以て。鼻液も。與太利の訓あることを知へし。然るを重胤説。唾をも洩をも。口中の液とし。字書目鼻曰洩と有ても。私記。字を棄て。意を取へく云へれ。此ハ唾と相並へる洩は。全く津頤なりと云れしハ。信られず。青和幣と爲られたるにても。鼻液よてこそハ叶ふへけれ。さるを。與太利ハ。青垂の義をなと云れたるハ。太しき強言なり。さて。言意は。與ハ。物をさくり上るさまを云る語なるへし。榮花物語浦々のよさと。りもよりにふせ給ふ源氏物語。一つともよむひねら給ふ。とあるよて然通ゆ。さらハ。万葉四。百年爾老舌出而與余年友とあるハ。口液のさくり上ても。又垂れ出る状をいひ。與々と泣と詠るハ。さくり泣する状を。云るふるへ。徒然草。酒を出しぬれいさしうけ。さしうけよ。このみぬなともあり。されハ。鼻液のすりても。又垂れ落るをも。古ハ與太利と。云しなるへきなり。○用此解除竟ハ。解除の事竟て。次ハ素戔嗚尊を。處分する所なり。若て其解除の所作と云ハ。第三一書ハ。乃使天兒屋

命掌其解除之太諄辭而宣之焉。とある是よて。大祓詞ハ。所見たる所の所作。行ひ玉へるを云なり。此事第三一書。の下云り○神逐之理逐之。理逐之三字。決めて行ふり。さまく。言痛き説ともあれ。こ。みな上古の意にあらず。此は本ハ。神逐之神逐之。と重ねて寫し謬りたる。下の神字をまた理ハ寫誤めて。遂ハ今本の如くなりたるなり。其ハ訓注ハ。逐之此云夜羅賦とあるよて。然知らるなり。もし理逐之三字。本よりありしものならんハ。必訓注ありぬへきなり。思ふへし。○神祝々之云々の注。十五字本の混れて。手端吉葉云々の下ハ入たり。今ハ纂疏本及水戸本ハ所引或校本ハ。玉籤云々の下ハ入たるハ従ふ。さて此注類史本ハ。最後の枳字なし。丹籙本。同其ハ辭なれハ。ふき方まされり。又纂疏本ハ。加武保佐枳仁保佐俱。とあり。此は然るへし。○逐之。此云波羅賦。波は夜の寫誤ふるへし。と云り。決て然る言ふり。我友落合直澄が。持てる校本ハ。一本ハ。あが有しよし。見えたり。

17
270

日本書紀通釋

飯田武郷著

上篇之四

○日本書紀通釋 上篇
○正誤
○印ハ誤

○卷七

五 一三丁五行〔注〕神上_二神上_り。
同 六〔注〕近_二遠_一。
五〇四 三 往_二徑_一。
五四二 四 往_二徑_一。
五五五 四 往_二徑_一。
五五九 五 往_二徑_一。
五六二 七 往_二徑_一。
五六三 三 往_二徑_一。
五七四 八 坐せハなるへし下注
五八七 十二 往_二徑_一。
五八八 七 往_二徑_一。
五九一 四〔注〕 往_二徑_一。
五九八 一行二行 往_二徑_一。
同 三行七行 往_二徑_一。

○卷八

六二四 一三 思しめず下隨_二脱_一。
六二五 二 大_二天_一。
六三一 五 面_二面_一。
六三二 十 奉ら_二奉ら_せ。
六三九 七 見えるハ見えたる。
六四一 七〔注〕 迹_二迷_一。
六四八 九〔注〕 給へる下_二脱_一。
同 十二 遠_二遠_一。
六六三 三 なるしハなるへし。
六七三 三〔注〕本朝_二上武郷云脱_一。
六七四 三 綱_二綱_一。
六七六 五 袞_二袞_一。
六七七 十 所_二所_一。
六八七 七〔注〕 羅_二羅_一。

○卷九

七〇一 一 稚_二下日_一脱_一。
七一三 三 爾_二爾_一。
七二五 三 細_二細_一。
七三五 六 折_二折_一。
七三八 二 等_二契_一。
七四一 二 春_二春_一。
七五一 三行五行 稱_二稱_一。
七五二 五 生_二生_一。
七六一 九 古_二古_一。
同 一二 料_二料_一。

飯田 武郷 謹撰

一書曰。是後日神之田有三處焉。号曰天安田。天平田。天
 邑并田。此皆良田。雖經霖旱。無所損傷。其素戔嗚尊之田
 亦有三處。号曰天楸田。天川依田。天川口銳田。此皆穰地。
 雨則流之。旱則焦之。

是後云々。此乃前の瑞珠盟約章の本書也。於是素戔嗚尊請曰。吾今奉教
 將就根國。故欲暫向高天原。與姊相見。而後永退矣。勅許之。乃昇詣之
 於天。とある文よりつけ見るべし。とならて。前後通えぬ文となれり。されど
 素戔嗚尊の高天原に昇まして。暫く住給ふ事ありて。さて是後日神之田

云々。とあらまほしきなり

重胤云。此は是後日神之田有三處云々である。正書は是後素戔嗚尊之爲行也。甚無狀何則。天照大神以天狹田長田一

爲三御田云々。とあると。文勢全同状なる所なれども。等しからず。此傳の赴よて。瑞珠盟約の御事ハ。復上らせ玉へる時の事と爲たれハ。正書の其章より續きたることハ。一よ在へか

らす。然れハ此の是後ハ。素戔嗚尊の天よ上詣り坐し後。と云ふ事よてあるなり。と云れたる然事なり。とらては。ここに忽御田の出たる。あ

まゆゆりなきやうなり。さて此一書ハしも。有の中よち委しと有て他傳々に漏

たる。愛たき事共なん多あるを。其よ合せてハ。又混淆なる事なきよ非ず。誤とお

ほしき事ともあるを。其は次々よ云を見へし。○安田ハ。口訣よ。安田。農業便

安也とあり。重胤云。此は下の織田川依田。口鏡田。などの農業の爲よ。便惡

しきよ對へて。安穩よして。能く穀の實る故よ。耕作よ力を勞らざるよ。因たる

稱也けり。と云り。○平田。太神宮禰宜譜圖帳よ。二所皇大神乃。横田平田乃

稻實波。朝御氣夕御氣止。平介久とあり。口訣よ平田無凹凸地也と注る如

と。高下なく。真平なる地を云ハ。また按よ。安も平も。何となき美稱よて。良田を

か。名けしよや。○邑并田。直指よ田地廣大。諸邑會耕之謂。とあり

といふあり。重胤云。此は幾村を村合屯倉

も并せ兼たる屯倉の謂なり。又按ふよ并ハ奈美とよみて。邑并田ならんハ。村并

とハ村よ并ひたる田を云なるへし。○森。倭名抄よ奈加阿米とあれと。ナカメと

よむ方古言なるへし。古くナカアメと訓ると見えたり。さて天上よも。晝夜之相代るあり。春秋の

來經あり。三年八年等の文も往々あれハ。森早のらこと。疑ふへからず。なほ此事ハ。已よも云る

所あり。○織田。織ハ杭なり。木根なごを云。通証よ。久比與申株釘梓。重胤云。織ハ株

多として。農の便利惡しきよて。天安田の反なる。記よ苜杖。字鏡よ在支利久

比。名義抄よ。株久比世などあり。万十六法師等ハ鬢の剃杭云々。何れも久

比と云言皆同じ。と云り。○川依田。又云川倚田よて。歌詞よ謂る川傍田是

なり。纂疏よ其地近於大川。故曰天川依田。と注させ玉へるハ如し。次よ雨

則流。之と有るも。此田よ係たる言にて。其地川に傍たれば。雨降る毎よ。川より

水の溢れ入て。流れ損れ易き由の名なるへし。と云り。○川口鏡田。本よ川。字

な一寨疏ある宜一。川口より。水の鏡と落ち入て。生立るる。且流れ易き田を。云なるへし寨疏。水口急而動漂其地。故曰三天。口鏡田とあり。○雨則流之云々。通證。今按川依田。多水患也。口鏡田有草害也。と云れたれど。此ハ此二の田を取出て。云るハあり。た大方磽地の有状を。云るなるへ一

故素爰鳴尊子タミヤフルアチシニコト妬害ハ姉田ヒムカ。春則廢渠槽チ。及埋溝ミン毀畔ハナチア。又重播種子チサシケ。秋則挿籤伏馬フス。凡此惡事曾無息時ヤム。雖然日神不愠トカヌ。恒以平恕ニ相容焉云々。

妬害姉田。姉字を畏庵隨筆本。良は作る。さる本も有し證は。後の物なから。神祇百首。忘れても種放ち勿為そ久方の。天の良田の御種浸す頃。と詠る。よて知られたり。其方そまよりたるへき。重胤云。妬は哭痛ふり。他人の吉事を見て。心に羨みて自苦しむなり。名義抄子タム。ソチム。アラソフ。モノチタ

ミ。ウラヤム。とも訓り。と云り○廢渠槽。大祓詞は種放とあり。儀式帳世後記も同じ

釋。種は溝まされ池まされ。構へて。常ハ板もて塞て水を貯へ置て。其水を田に引用へき時。彼板の塞を放つ事なる。水の用無き時。放ち漏して。田は水を溢れしめ。且用ある時の蓄ハへを。失ハしむるなり。とあり。さて廢を波鶺都と訓ハ。放と大凡相近き語なり。萬葉二十。阿加胡麻乎夜麻努爾波賀志アカカホマヤマヌルハカシ。刀里加爾豆トリカニヅ。云々山野に放一なり。重胤云。第二一書も。春則填渠ウツミナ毀畔ハナチア。とも云ひ。此も春則廢渠槽及埋溝毀畔と有れハ。春ハ畔の水口を塞きて。田は水を漑せ。又池塘の械を塞きて。水を蓄ふる時ふるを。畔を切り。械を抜て。農作の便理を失ハしむるふり。廢を波鶺都と云ハ。吐棄と云義也。今世も池川の水を通去しむる事をハガスとも云ひ。又は水吐の可否を云るハ。共此古言の遺れるなり。然れハ放と廢と近き中も。放ハ織を開る方。主と係り。廢ハ水を通す方。専係れるよて。末ハ同。致も成なり。名義抄。廢をヤムとも。スツとも。ソツとも。種々訓り。と云り○挿籤。祝詞は串刺とあり。重胤云。考云。串を多く隠し刺て。下立難から令るな

り。穢串同じ事あり。泥中は穢串の多と有る田は下立らば。足を害ふなり。今も其田にハ。杭串有るふりと云て。田人を心爲れど。猶誤て。

悩む類多し。此は挿籤を秋に就て云るハ。文は春と秋とを對へてと有り。以上然云るなり。古事記にも。紀本書にも。分て云る事なし。

るを拾遺よ。素戔嗚神奉爲日神。行甚狀無。種々凌侮。云々刺串古語久志佐志

々と有て。如此天罪者。素戔嗚神。嘗日神耕種之節。竊往其田。刺串相争。とあり。此等を合せて思ふ。頻時串刺の二條も。上なる畔放。溝埋。樋放

など。田を耕る害を爲るハ非て。其田を争ふなり。然れハ。頻時も。私記は有田夫

既播穀種而後。他人重下種也。と云る如く。人の種を播たる上へ。我種を下

して。其種の類を以て。人の耕れる田を。我有と爲て争ふなり。又此串刺も。口

訣に挿籤者奪人畔。立已穢也。と云ひ。纂疏も。今世所謂田札也。と宣へるな

と。先ハ信從。ととりしかども。今思へハ。寔ハ其如とて。秋に至て。稻實の熟し

て。漸々刈納る期は臨て。己が穢の籤を挿て。其王は令收。とるふり。かく見れハ天穢田の説

と違へり其天穢田ハ杭多き田とて此の串刺と異なる事今説るか如くなり。と云り。さて此は疑をしき由あり。其は素戔嗚

尊の。高天原は昇坐るハ。天照大神は永と別れ給はむ爲の。御暇白。は上坐るな

り。故本書は欲暫向高天原とありて。永と坐ませる赴といき。えぬを。此は春

則云々。秋則云々。とあるたよいか。なるを。御自の御田をさへ。作給ふよし見

えたるハ。いかなる事よ。何故は暫と言ひ。物を。かには永居。玉ふよ。あらむ。

いとおほつ。かふき心ちす。○曾ハ。姑且の義なり。記萬葉古今等の歌も。加都又

加都氏。又加都賀都。などある。共は同語なり。○云々ハ。纂疏は略事之詞也。

重遠説は。讓。他書畧事之詞。他説此とあり。重胤云。正書と一書と。互見す。

れば。相知らる。事なるハ故也。此處も。已は上は載る。同。赴なる事を讓りて。再

云ハ。を以。云々の字を用られたる者なり。循此は云々。と云るハ。即新嘗神衣

の二事。なん有ける。通證は云々。爾々也。と云り。實は然有。然有の言の。切され

る者。と所見たり。と云り。

至於日神閑居于天石窟也。諸神遣中臣連遠祖興台產靈兒。天兒屋命。而使祈焉。

諸神遣。此の遣を發遣の義と見たる説は。餘り穿ちたりたり。命令の義と。大凡は見て。害なかるへし。○興台產靈。名義未詳。神代系紀に。津速魂尊兒。市千魂尊兒。興登魂命とあり。姓氏錄藤原朝臣條にも。津速魂命三世孫と見えて。よく符へり。さて拾遺に。神皇產靈神。是皇親神留彌命。此神子天兒屋命。即中臣朝臣祖也。と有れども。言餘抄本に。津速產靈神。云々即中臣朝臣祖也。とある方正し。右の市千魂命を。また天相命とも申すことは。姓氏錄山城に。吳公天相命十三世孫。雷大臣命之後也。とある雷大臣命に。左京中臣志斐連。天兒屋根命十一世孫。雷大臣命男。弟子之後也。と所見たるを。藤原系圖に據て考ふる。信右の如く。天兒屋根命の十一世孫なれば。其十三世祖に。天相命と當れり。然れば雷大臣命の十四世祖は。津速產靈神とて。天相命に。其御子と坐し。天兒屋根命の祖父と坐事灼然し。と平田翁の説なり。さて藤原系圖に。天津兒屋

命。本系帳云。興登魂尊娶王主命之女。許登能麻遲媛命。所生と見えたり。姓氏錄左京。畝尾連。天。辭代命子國。辭代命之後也。とあるを。また畝尾連。大中臣朝臣同祖。天兒屋根命之後也。とあるを合せて。平田翁説に。天。辭代命を。興台產靈神と。國辭代命を。天兒屋根命の別名と定められたるに。さる事ともやあらん。さらば此。興台產靈は。辭產靈とて。所謂言靈神と坐まして。其言辭を掌とらせ玉へる神ならむかと。おほしきよしあり。また許登能麻遲媛命の許登も由あり。天兒屋命の御名義。言綾根ならんと云る説。考合すへし。

於是天兒屋命掘天香山之真坂木。而上枝懸以鏡作遠祖天拔戸兒。石凝戸邊所作八咫鏡。中枝懸以玉作遠祖伊弉諾尊兒。天明玉所作八坂瓊之曲玉。下枝懸以粟國忌部遠祖天日鷲所作木綿。

堀本は握は作る。今永和本また類史元々集は據て改む。○上枝懸云々八咫

鏡上枝は鏡を懸たり。とあれ。此は記。中枝は著たりとあるそ。拾遺も。中枝懸鏡とあり。○石凝戸邊所作八咫鏡。本は石を已は誤る。釋紀は石とある本あるよしなれ。改むへ。 されと予いまた。さる本を見たる事なし。さて 神宮雜例集も引る。神宮記。件鏡者云々。天地開闢之初當於高天原天鏡作神乃遠祖。天香山命乃八百万皇神達共爾。以銅天鑄造之神鏡也云々。とあるよ。石凝戸邊の亦名。天香山命とも云。又上の一書に。使鏡作部。遠祖天糠戸者造鏡とあれ。天香山命。天糠戸命の亦名と定められたり。何れも。ちいつれとも。今定めむ。 平山翁は。石凝姥命の亦名と定められたり。何れも。しども。石凝姥命の女神とあらぬ。證と成るなり。 ○天明玉。此神の事。一書玉作部。遠祖豐玉の下。云おけり。伊弉諾尊兒とある。さるへき傳也けり。○粟國忌部。粟阿波國なり。拾遺。天日鷲命。阿波國忌部祖也。とありて。神武天皇條も。天富命。率日鷲命之孫。求肥饒地。遣阿波國。殖設麻種。其裔今在彼國。當大嘗之年。貢木綿麻布及種々

物。所以郡名爲麻殖之緣也。と見えて。式に阿波國麻殖郡忌部神社。 名神大新嘗。或號麻殖神。或號天日鷲神。 とあり。其裔今在彼國。續紀神護景雲二年七月。阿波國麻殖郡人。外從七位下忌部連方麻呂。從五位上忌部連須美等十一人。賜姓宿禰。大初位下忌部越麻呂等十四人。賜姓連。と有か如く。其一族彼國は甚々榮えて有けれ。其等を指て云なり。神祇伯仲資王記。建久五年六月十二日辛丑阿波國忌部久家。還補氏長者。角疑魂命之後也。 ニツヌ コリムスヒ なども有て。其氏族の滋蔓りて。多在りし故。其氏人の中。長者を補せられたる事と見えたり。然れ此頃までもなほ。此御社の榮え坐けるを。今甚く衰へま。 と。甚歎か。此忌部氏人。今も麻殖郡種野山三木村と云處。いと類ひ。云し。今其稱呼を存せり。拾遺所謂本國忌部氏一家として。其所在地を三ツキ山と云ひ。氏を三木と云も。みな貢調の義なれ。なほ村邑の名も。此義より起れる事疑なし。中世本系帳家譜を失へり。云。惜む。郷かいへり。又拾遺。天富命更求沃壤。分阿波齋部。率往

東土^ニ播殖麻穀^ヲ。好麻所^レ生故謂^ニ之總國^一。穀木所^レ生。故謂^ニ之結城郡^一。阿波忌所^レ居。便名^ニ安房郡^一。今安房國是也東國の安房國も其本ハ阿波國忌部より出し^レこと。此文よて知られたり。○天日鷲^ニ姓^ニ氏^ニ録^ニ。左京多米連。神魂命五世孫。天日和志命後也。云々。右京多米宿禰大和田邊宿禰攝津多米連の條も此も同じ右京天語連。縣大養宿禰同祖。神魂命七世孫。天日鷲命之後也。七は五の誤かまた左京弓削宿禰條。高魂命孫。天日鷲^{カサレヤ}翔矢命之後也。河内弓削宿禰同し天日鷲翔矢命も同神と通えり。神魂命を高魂命とあるも拘はるさるハ此神弓削氏の祖と坐すを以て考る。弓を削り。また矢を鷲の羽もて作けん故。日鷲ハ名を負しけん。此を別神としては。弓削氏の祖よて。日鷲云名は通えなれど。木綿を作れるハ。更に通えぬ名義なり。とて上引る阿波國忌部久家は。角疑魂命之後と見えたる。其角疑魂命ハ。姓氏錄ニ。山城國稅部。神魂命子。角疑魂命之後也とあり。されハ日鷲命ハ。角疑魂命四世孫にあたるへし。安

房國忌部系譜と云ふもの。日鷲命子大^{オホ}麻比古命。其子由布津^{フツ}主命。此神東土^ニ到坐る時。有奇異鳥。而翔^ニ大空^一。金色^ニ羽^ニ輝^ニ日^ニ而如^ニ火電^一矣。其鳴聲答^ニ於山川^一。而地震矣。故人悉恐戰而迷惑。於是^ニ由布津主命^一思^ニ靈物^一也矣云々。爾時神看^レ人告^ニ之^一。吾是日和志翔矢神也。吾於^ニ此國^一欲^ニ鎮坐^一云々。於是^ニ由布津主命^一祖神之畏^ニ御稜威^一云々。令^ニ鎮坐拜祭^一。而奉^ニ稱^ニ松原神社^一。とあれハ。かの奇異鳥の。日^ニ輝^ニさ^ニる^ニを以^テ。日鷲^ニハ申^ニせる由^ニなり。されど此系圖も。頓^ニハ信^ニかたき書^ニなれ^ニ。參考^ニ備^ニへお^ニへし。なほ此神の裔は。多米宮大麻社とあり。然るハ又かの忌部系圖を見る。天日鷲命娶^ニ后神^一言^ニ苦^ニ比賣命^一。其子三人あり。長子大^{オホ}麻比古命。又名津^ツ昨^ノ見命。又名津^ツ抗^コ耳命。次子天^{アメ}白^{シロ}羽^ハ鳥命。季子天^{アメ}羽^ハ雄^ヲ命。又名武^{タケ}羽^ハ雄^ヲ命も有^レて。其大^{オホ}麻比古命。后神^ニ磯^ニ投^ニ御氣^一比賣命^一をして令^ニ生^ニ玉^一へる子二人あり。姉を千^チ賀^カ江^エ比賣命と有^レて。今云^ニ千^チ貝^ヘ大明神^一是也。と見えたる。神名式ニ。阿波國板野郡鹿江比賣神社有^リ。此^ニ當^ニる^ニへし。次^ニ由布津主命^一。又名阿^ア八^ハ和^ワ氣^キ毘^ヒ古命。后神^ニ飯^イ長^チ姫命^一。奉^ニ稱^ニ此御^ニ葺^ニ神^一と有^レて。其子阿^ア多^タ多^タ主命。奉^ニ稱^ニ稚^ニ子^一御^ニ葺^ニ神^一と見えたり。然る時は拾遺^ニ檀^ニ原^一朝段^ニと謂^ニゆる。日鷲命の孫ハ。右の由布津主命なる事阿波別と云^ニても著^ニきか^ニ如^ニし^ニな^ニほよく考^ニへし。○所作。古文よツクレルとも訓り。木綿ハ木皮を剝^ニて。作^ニれるもの^一なれハ。

古とはユフハキとも。ユフツクリとも云り。○木綿。拾遺は令天日鷲神以津咋見神穀木種殖之作白和幣。是木綿也。とあり。池邊真榛云。木綿ハ穀木の事にて。今もかぢの木又かうぞと云ひ。和名抄は楮穀木也。和名加知。とあるまで知へし。さて木綿を穀木とも云ふは。何世の頃よりならん。穀木の本名は栲にて。其をユフといひ。又カナと云は別名あり。此木皮まで布を織る事少く。紙を漉す事多とふれるより。即紙麻の木とい呼べならん。故後には此木皮のみをユフと呼て。木名はカナと稱へし。和名抄も木部は楮穀木也和名加知と擧て。由布は祭祀具部と記して。木綿和名由布折之多。白絲者也。とあれはなり。扱此木皮以て。紙をすす事いと古く。又其を木綿と替たるも久しき事にて。其は万葉。奥山の賢木の枝。白香付木綿取付て。云々とあるを。鈴屋翁云く。白香は白紙の意なるへ。奈良の頃より木綿は取そへて。白紙をも切かけて付たりけん。されは白紙を添着るといふ意にて。白紙付。木綿と云なるへし。十九。四の船早還り。と白香著。朕裳裾は鎮てまたむ。此御歌は木綿

るへし。なま白紙なるへ。白紙をシラカと云は。白髪例は同じ。と云れたるまで知へし。さて穀を由布といふ義は。麻の皮を剥て緒と爲すより。既に其緒を以て。麻の一名も呼ふ如く。此も其栲。木皮を剥たる後の名にて。義を忌緒なるへし。衣を布と云る。と云り。されど此も白和幣のよみあらて。青和幣をもいねて。木綿と云る事。本書は云るが如し。記傳云。由布は木綿字を用ること。杜仲の一名木綿。折之多。白絲者也。和名波比末由美と見え。また祭祀具。本草注云。折之多。白絲者也。和名由布。と見えたり。されは此は穀を杜仲と思ひ誤れるまで。實は杜仲を用たるも非ず。然らば和名抄も。祭祀具は穀を擧て。和名由布と記すへき事なる。木綿を擧たるは。世も普く用る字を出せるのみにて。實は杜仲なりとするは非ず。故に同本草注の説を引ながら。彼處は。杜仲の字をも。波比末由美の名をも擧す。其は別に。木部は出せり。そのかみ既に。杜仲を。由布は用さりしこと知るへし。と云り

乃使忌部首遠祖太玉命執取。而廣厚稱辭祈啓矣。

使執持而云々。記云。此種々物者。布刀玉命布刀御幣登取持而。云々記

傳云。凡て御幣を取持と。此時の例の隨ま。後の御代々々まで。忌部氏の職業あり。次よ引る書とも。あまねく見ゆ。又祈年月次大嘗等祭。祝詞辭別も。忌部弱肩も。太多須支取掛氏持由麻波利。仕奉禮留幣帛乎。神主祝部等。受賜氏。事不過捧持奉登宣ことゆ。諸の御幣を造り備ること。此氏の職なり。紀は忌部。遠祖太玉者造幣云々。拾遺に宜令太玉神率諸部神造和幣また令。天富命率日鷲命之孫云々。殖穀麻種云々。天富命更云々分阿波齋部率往東土播殖麻穀云々。また令天富命率供作諸氏造作大幣四時祭式。祈年祭云々。祭前十五日。充忌部八人。木工一人。令造供神調度など見はたりと云り天富命の太玉命孫天櫛耳命の子なるよし。忌部系圖よみゆ。○廣厚稱辭纂疏は。廣厚言懇到之意とある。實然る言なり。平田翁云。多々問ハ師の水を湛ると同言にて。満足いす意なり。今世の言は。海潮の満まりまれるを。潮はたへと云も同しと言れし如く。其神の御徳を。彌廣は彌高は言舉盡すを云

ふり。諸祝詞は。其奉る種々の物名を舉て。其事は仕奉る人の勞をとへま。太しと言舉るも。本は其神を崇むより。起れるまで。稱辭竟とある竟。また下は破、竟とある竟も。稱盡し破盡す意なり加茂翁説は。万葉はむ月立。春の來らしかく。しこそ。鳥梅を折つたぬしき乎倍米。これを家持卿の追和し歌は。春。夏。の樂終者とよめる。終も共に樂を盡すことなりとありと云り。能牟は傍觀を爲る事なとて。一向は乞願と事を云なりと重胤云りとてかと稱辭祈啓たまへるは。何は對ひて白し玉へりと云む。かと殊更は。神事麗美と種々設備へて。嚴重は仕奉り玉へるは。大神は献り玉へるなり。然るは此を平田翁が。外は貴き神御坐すは依て。其神は献り稱辭も。其神に白し玉へる状なり。門人なる新田目道茂が説は。御鏡は向て白玉へるなりと云るは然説なりさるは。此時は設備へて。献られたる物等の中。御鏡はしも。拾遺は令作日像之鏡。ともあるか如く。其大御光を學ひ移せる御鏡なれば。有か中にも。主とある御物なればなり。故此御鏡は向きて稱辭白し玉へるは。さも有へき御事なり。此御鏡後は大御神の大御寶とも成坐る物なるを。思合せ奉るへし。と云れたるをたかひへりまか見ては。前後の文。何とも説へきよ

しふし。よく考へし。されどこゝは。心得置へき事あり。此時諸神の石窟戸前まで
 の御態は。表と裏の別あり。表といふ右の兒屋命太玉命をほしめ。諸の神等。大神
 の御前より。種々の幣帛を献り。太諄辭稱辭申て。大神の再と出坐む事を祈啓
 し。裏といふ。天鈿女命巧は俳優をなす。大神に御心を娛め安め奉りて。かた内
 侍に善言美詞を以て。君臣の間を和すと云ひ如く。一時の權言を以て。誘ひすか
 し。まぬらするはともなきていあらず。これ記は益に汝命に而貴神坐。故歡喜咲樂。と
 申せるは是なり。かゝる表より裏より。大神より迫り奉るは。此時の神態の本原な
 るを。よくおもふべし。さて此下にも。本書ある又猿女君遠祖天鈿女命。則手持
 茅纏之稍。立於天石窟之前。巧作俳優云々の文を。加へて見たらん。上
 下の赴相貫ぬきて。目安と心得らるべき事。重胤説あり。然る言なり。上よ云るこ
 とをも引合すべし。

于時日神聞之曰。頃者人雖多請。未有若此言之麗美者
 也。乃細開磐戸而窺之。是時天手力雄神侍磐戸側。則引
 開之者。日神之光滿於六合。
 人雖多請。重胤云。人は神の反對なる事云ふ更也。神といふ隱身は就て云ひ。人
 とは。顯身は依て號けたる稱より有ければ。精神なる方は神として。形體あるは人
 あり。武鄉云。人は形體を本とし。神は隱身
 を本躰と爲ること。既よも云へりきいてまつ神と云事を明らかめて置て。後よ人
 と云義は説へきなり。天御中主神天地を立玉いむ。所思し坐る御靈より。高御
 産業日神産業日二柱神。成出させおはし坐て。此神等の御事を。隱身也とい
 傳へたり。次に宇麻斯阿志訶備比古遲神。次天之常立神。此二柱神亦云々
 隱身也とある。此は各其物事を。初給ひ成玉ふ神は御坐ませとも。此亦御靈
 のみ有て。御形躰を顯はし御坐ませるの故。隱身也とい傳へたるよなん有け

る。然れども其高御産業日神産業日神などい。時々よ出現れさせ御在坐て。諸神と共に。萬事を神議し議らせ御在し坐て。又御子神等をも成し玉へる。顯身と成て。物爲させ玉へる御事よて御在坐けり。然りと雖。此神等の元より隱身ふか故。事なく。徒なる時よ。顯れさせ御在し坐。御在坐すか。本体よて渡らせ玉さすして。幽より産靈の御徳を。施らし玉ふ御事に坐り若て伊邪那岐伊邪那美命。御問對の御在坐ける。是なん世中顯身と云事の。出來成れる初也ける。此よて差異を立る時は。天御中主神以下。豊雲野神以上。隱身よおとし坐。謂ゆる神なり。若て二柱御祖神。此よ始て顯身と成させ御坐ませ。人の始とも申すべき狀なり。さて人の比は合と云も同し。身を美と云も。聚の義よて。比の合なるも等しかるへ。武鄉云。此説は信ひかたし。但し人の比は。身と同言とい通えたり登を多理と云て。足の義也と説る。面足尊と申奉れる始て。御形體の足具のひ備はらせ玉ふの義なり。私記に人形未必具足。而至于此神。人形漸具。顔面足成。故謂之面足也。面足者。人面漸満足之義也。形質已具。可謂太極也とある。是を

謂也。故子を長すを養と云は。日足の義。又人を計ふるよ一人二人と云は。一足二足と云。異ならずと云れたるよ。人と云義を知べ。儲此よわと人と云る。八十萬神をさして詔ふなり。いはゆる例。寶劍出現章。忽有三人聲と。少彦名命のたごを云。海宮遊行章。井有三人影と。火折尊此事を白せる。また豊玉姫の御歌。赤玉の光ありと。比劉播伊珮耐とある。比劉たとなり。月讀尊を。月人壯士と申し。また神名。天熊人あり。記に此人者天津日高御子。なども見えたり多請と。種々の乞祈辭申給ふを。かゝ詔へるなりけり。平田翁云。此大御言を思ふ。大御神の石屋戸を刺て。幽居坐るほどより。神等の各々。其々よ出御のこを。請啓せるも。多よ有しこと知られたり。と云○言之麗美。此言と云は。右よ廣厚。祈啓とある。其よて。第二一書よ。神祝々之とある是ふり。其を私記よ謂。以神明之祝文而祝申と云ひ。口訣よ。神祝々之。祝詞也。記よ布刀詔戸言禱白とある。みふ同。平田翁云。此の大御言の總ての意を按ふ。我が石屋戸を刺て。幽居るより。神等の出御の事を。請啓せるも多なれと。かゝ言の麗は。きあらざり。今兒屋命は

所啓す言は、いかよかとい麗美きならん。其詞は甚と感奇一み給へるなり。か
大神の發愠も、漸御心、和むばかりなる。いかよ麗美き神語也けん。古語は言靈
の幸はふ國。言魂の佑くる國ともひひて、よき歌麗一き辭は、神の愛給ひし事
るも、皆さうに御所由よる事ふり。記傳よも云れし如く、此時は禱白せる辭は、
祝詞の始よて、いとも古文よて、麗美かりけんを、此は載らす。世は傳らぬ。甚々
愠きよとなりかし。葦牙云、今の世の人の心に、言をめて玉ふといは、偽なりとも、言
を飾りて、美しく申さう、神はめて聞しめすよや、といはむか、其は偽
なりとも、言をよく麗しく白す時、暫し其言をめて玉ふ事もあるへし、されど偽はつひも、
灼然きものなれ、神の悉み給ふ事、必登め玉ふものぞ知へしと云れたる、然る言なり

○引開、平田翁云、かの細閑給へり一石戸を、皆から引開たる由なり。武郷云、
重胤説
引字甚々力有て見ゆめり、式伊豆國田方郡、引字力、命神社、今賀茂郡十足村、手力雄山
と云ふおはしますか、如此御名、引字を冠らせ奉れるを以、其甚しかりける御有状なん
伺ひ奉り知られた
然爲むとてなん、御戸、掖は隱立しける。世は此時、石戸を
引開き、其戸を投

給へるか、信濃國に落て、山と化れる。それ戸隱山なりと言傳ふる、美濃
國、斐山などの故事を思ふ。然も有へくおほえたり、春日社記、天手力雄神、信濃
國戸隱明神是也、とある、傳ある事よや、また信濃國地名
考も、古説を引て、戸隱神社は、手力男神なるよし云り、とあり○滿於六合、記云、故

天照大御神出坐之時、高天原及葦原中國、自得照明とあり六合と云る由は、
上の本書よ云り

故諸神大喜、即科素戔嗚尊千座置戸之解除、以手爪爲

吉棄物、以足爪爲凶棄物、乃使天兒屋命掌其解除之

太諄辭而宣之焉。世人慎收已爪者、此其緣也。

諸神大喜、當て、拾遺は當此之時、上天初晴、衆俱相見、面皆明白、伸手
歌舞、相共稱曰、阿波禮阿那於茂斯呂、阿那陀能斯、阿那佐夜惣飲懃
書して、即謂ゆる大直會是なり、とあり、此時の禍事の直れるを歡喜ひて、諸
神のひと歌舞へるは、嬉一き心の餘りよて、實もとも有りんと、思遣られり○
吉棄物凶棄物、本よ吉爪棄物、凶爪棄物、とある、爪字行れり、信友校本、及

元々集の古寫本より引る。爪字なし。今も其より依り○解除之太諄辭。太字本より大と作り。三島本熱田本及類史より太と作る。今はそれより依れり。諄辭ハ祝詞なり。解除之太諄辭と云ハ。重胤云。神祇令也。其祈年月次祭者。百官集ニ神祇官ニ。中臣宣ニ祝詞。と有ハ如ク。年中の恒祀也。祝詞を宣るを本として。仕奉れるも同じく。神代も何れの御祈に就て。申さる。太祝詞の方。主と有ハ故也。其より云分たむ爲也。然云るまで。解除之太諄辭と云て。猶祓詞と云むハ如ク。同令也。凡六月十二月晦日。大祓。中百官男女聚集集祓所。中臣宣ニ祓詞。ト部爲ニ解除。と有也。專同一狀なるを思へし。大祓詞也。大中臣天津金木乎。本打切末打斷氏。千座置座爾。置足波志氏。天津菅曾乎。本打斷末打切氏。ハ針爾取辟氏。と有ハ。右は謂ゆる。ト部爲ニ解除。と云も當れるを。此時ハ。天兒屋命其解除の所作を。成し給ひつ。其解除之太諄辭の事を。掌せ給ひけるなり。萬葉十七也。奈加等美乃。敷乃能里等其

等。伊比波良倍と所見たるを。袖中抄に。中臣乃太祝詞事とハ。中臣祓。歟と有ハ如ク。其祓詞を宣る事なる也。神樂酒殿歌也。中臣の天。小管を割祓。云々と有る歌ハ。中古の物ながら。事ハ上世の風儀を詠るまで。今條以上の古式を。伺ふは足るべき者なり。但上古は。天兒屋命より。世々相承て。中臣氏に成り。以て來ぬるから。ト部も其神裔なるを以て。然る方にも。今仕奉られしならんを。再轉して。陰陽師の所作の如く。成ぬなり。若て其を祓詞と云み云るハ。此解除之太諄辭と云を。略きたる者なり。と云り。とて本居翁説も。諄辭ハ宣説言なり。太もめてるきを衰。云詞あり。能流ハ必しも。貴人任命ならても。人ハ物を言聞するを云。説ハ諄辭と書る諄字。説文ハ。告曉之熱也。あり。ま韻云至也。誠懇貌。程伊川曰。厚也。朱子曰。懇至貌。亦廣韵告之丁寧也。ともあり。の意なり。と云り。武郷按。能理斗ハ。禱咒の約ならんハ。大祓詞に。天津祝詞。太祝言事乎宣禮とハ。天罪國罪を祓。清むる。禱咒事を。天津宮事の隨。宣となす。禱ハ本より。禱も神を禱て。乞祈奉る事と云り。トコヒを。のらふと一。惡き方と云るハ。咒詛字を充たるより。起れるならん。されど又此咒字を。ホギともよめり。下卷一書に。天神云々

取^レ天而^ホ咒之曰。若以^ニ惡心云々。必當^ニ遭害。若以^ニ平心云々。當^レ無^レ恙とある。よて。惡方のみ^ハあらぬを^レ知^レし。纂疏^ニ咒^ノ屬也。謂^ニ善惡之辨相屬也。天神無^レ心而^レ咒。惡者自惡。善者自善。蓋自取^レ之也。と云れたり。集韻^ニ咒^ノ詛也。又願也。とあり。トコヒも。善惡^ニ付て願詞なり。用明紀^ニ。厥をマシナフともトコフとも訓るをもおもふへし。言義ハ未^レ詳説請^トなど云る説は。探^レされハ能理斗言^ト。禱^レ咒^ヒて。我身の幸福を求むる方^ニも。人の禍惡を咒^ヒ鎮むる方^ニも。申す言なりと知へし。重胤云。诸天兒屋命の宣申されし太諄辭や。如何なりける事ならむと云ふ。正しく。今傳はる大祓詞の中^ニ。在^レたなむ思しかりける。若て其大祓詞^ニ。先王卿百官を集へられて。彼天津罪國津罪の條目を擧て。其云々の事の有む^ハ云々と。其天津宮事^ニは依て。行ふべき解除の法を教へ。祓詞を宣れ^トと示して。如此成^レたらん^ハ。天神地祇の納受とせ御在し坐て。罪穢の遺るまじき狀を。四^ニ譬^ハ分ち言並へて。即祓戸神等の。其罪穢を祓却り失玉ふ幽事を。委曲^ニ載して。自今以後。天下四方^ニ。罪と云ふ罪^ハ非しと。祓^レ清めさせ玉ふ由を。右の王卿百官。共^ニ聞^ク令^スせと。宣る事^ニし有^レれ。其詞^ハ解除の作法を。人^ニ示す詞^ニ。こと^ニ有^レり。

けれ。神^ニ告る意更^ニな^レし。と云へき狀なり。然れども神祇令祈年月次祭者。百官集^ニ神祇官^ニ。中臣宣^ニ祝詞^ノの義解^ニ。謂^ニ宣者布也。祝者贊辭也。言^ニ以^テ告^ル神祝詞。宣^ニ聞^ク百官^ニ。故曰宣^ニ祝詞^ト。と有^レか如^ク。譬^ハへハ太神宮式。三時祭條^ニ。使^ニ中臣申^ニ詔刀^ト。次宮司宣^ニ祝詞^ト。とある。使^ニ中臣申^ニ詔刀^ト。皇御孫命の大命を傳へて。直^ニ皇大神^ニ申^ス所^ニふる故^ニ。申^ニ詔刀^トとも云^レなり。次^ニ宮司宣^ニ祝詞^ト。皇大神の大御前^ニ。聞^クえ上奉^ルる詞を。禰宜内人等^ニも宣聞^クす故^ニ。宣^ニ詔詞^ト。と云^レるあり。同一祝詞なれども。記。石屋戸段^ニ。天兒屋命布刀詔^ニ戸言^ニ禱^ニ白^ニ而^テ有^レ。此第二一書^ニ。神祝々^ニと有^レと共^ニ。日神^ニ御前^ニ。よて禱^リ白^ナれ^ハ。右^ニ申^ニ詔刀^ト。當^リ。又此使^ニ天兒屋命^ニ掌^ニ其解除之太諄辭^ニ而^テ宣^レ之。と有^レ。祓戸神^ニ告^ル給^フ事を。八百萬神^ニも。宣聞^クす事を云^レれ^ハ。右の宣^ニ祝詞^トと云^レ異^ニならず。此よて申^ク。宣^クの差別^ハ有^レれども。共^ニ神^ニ告^ル奉^ルる事なるを曉^ルへ^ハ。此等の例共を。推^テ考^ルる。神祇令^ニ。凡六月十二月

晦日、大祓。東西文部上、祓刀。讀祓詞。訖。百官男女聚集祓所。中臣宣祓詞。卜部爲解除。之所見たる。宣祓詞は。即大祓詞を宣る事なるか。此も以告神祝詞。宣聞百官。と云ふ同じかりけれ。天津祝詞ハ。必其中に収て有へき事を。曉るへき證になん有ける。と云れたる。さることなるへし。○掌本はツカサトルと訓む。其都加佐ハ。拾遺は供奉其職と。所見たる職是なり。重胤云。此は使天兒屋命掌其解除之太諄辭。而宣之。と有る起りて。其解除の事ハ。世々其家の仕奉る職掌と成れり。拾遺神武天皇段は令天種子命命之孫天兒屋命命之孫解除天罪國罪。事。所謂天罪者。上既説訖。國罪者。國中人民所犯之罪。其事具在中臣禊詞。とある是なり。所以に。彼大祓詞を此に始て。中臣禊詞と出たるは起りて。西宮記左經記などは然見え。朝野群載にハ。中臣祭文。太神宮建久行事記ハ。中臣祓祭文などあり。又江次第玉藥等ハ。唯中臣祓と有ハ。言の略りたるなるか。天下の大祓詞を。即中臣

祓詞と云も。其氏人の掌とる所として。他氏に亘らざる事なるか故な。と云り。○宣之ハ。又云。上は引る神祇令。中臣宣祝詞。の義解あるか如く。此は。天兒屋命ハ中臣は當り。告る神ハ祓戸神なり。宣聞しむる八百萬神等ハ。其百官は當り。儲右は宣布也。と注されたるハ。遍く行亘るへし。仰せ承らする事なり。大祓詞は云々止宣とある段々まで。各稱唯の事ある。即此の宣は同じ。と。布告る事なり。と云り。○慎収己爪ハ。又云。右の棄物キツヒモノの反を云なり。口訣ハ。祓捨以爲棄。と有る異て。慎収ハ。漫り棄ざるを云なり。谷重遠ハ。後世人除手足甲。不妄棄者。忌其似解除物也。と云るか如く。此を慎み収むるハ。其素戔鳴尊の手足。爪の諸神は徴られ給ひて。善解除惡解除の棄物ウツヒモノと成し給へるは似たるを以。實は忌む也。慎収ハ。一枚も漏す事なく。一ツ集めて。土中に埋むるふるへし。甚近き世の物なから。甲陽軍鑑結要本ハ。信玄の小性などの。奉公の能き箇條を云る。一。御爪を切被成。四人

番は替り阿比川へ持て行流す。一御髪のもも火を打焼て棄るごあり。古義の傳はる事思ふへ。又日下部景衡と云人の老談一言記よ云よ。信長公御爪を取らせられ森蘭丸は其捨よご仰有けるよ。蘭丸立かれたる故よ。何とて捨ぬご有けれ。御爪一不足のこし申すよ。御神を振せられけれ出まけり。若年の心付よ。愛らしと思召けるごと云り。此は捨よご有。何れよの持去れご。云事なるか。蘭丸の収めむご爲るよ。數足らざりけれ。妾よ棄られむよ。思はへかるへごて。余とす取集めたるを。尤と思召けるごて。其頃までも。然るごこの。世は行かれて有しなりけり。と云り集解云。土左日記曰。見二爪長一數日レ以レ當二御爪切了。今レ理御一拾芥鈔曰。九條殿遺談。日中行事云。除二手足甲一注曰。丑日除二手甲一寅日除二足甲一按古人擇日而剪爪。其慎如此。慎レ所レ収亦可レ知とも云へり

既而諸神嘖素戔嗚尊曰汝所行甚無賴故不可住於天上。亦不可居於葦原中國。宜急適於底根之國。乃共逐

降去于時霖也。素戔嗚尊結束青草以為笠簔而乞宿

於衆神。衆神曰。汝是躬行濁惡而見逐謫者。如何乞宿

於我。遂同距之。是以風雨雖甚。不得留休而辛苦降矣。

自爾以來。世諱着笠簔以入他人屋內。又諱負束草以

入他人家內。有犯之者。必債解除。此太古之遺法也。

嘖ハ瑞珠盟約章よ。嘖讓此云舉虛毘コヒ字も同じと書く事なれごも。其ごハ聊異也。勢牟ごハ。逼ごて其罪ある人をして。逃る所死らしむるを云なり。

さてのく諸神の素戔嗚尊を處分し玉ふは。重胤説よ。履中紀五年。車持君の罪あるを。推問て。負惡解除善。解除而。出於長渚崎。令被瘼。既而詔之曰。自今以後。不得掌筑紫之車持部。乃悉収以更分之。奉於三神。ごあ

る。既而以下。此の既而云々と同じ。また上より引る延暦太政官符。定_ニ准_レ犯科_ニ赦事。右云々者。宜科_ニ大_レ赦_一。所_レ輸雜物。具如_ニ前件_一。官人有_レ犯。兼解_ニ見任_一と有て。上中下_レ後。共に此より同一と。解除_ニ終_レて後_一其人を治めとせ給ふ。大御政御在_一坐す是なり。と云。然る説ふ。○無頼の訓。私記。實地波奈志とあり。従ふべ_一。本の訓は後世めきたり○適於底根之國。此より。伊弉諾尊の勅命よりあらて。諸神の逐ひ給ふ如くも聞ゆれと。猶よあらす。根國へ適給ふべき事。既_ニ御父母二神の勅許_一まで。定まりたるか故。急_ニ適_レり坐せと。諸神の言ふなり。○住と居と。か_ニ並_レ云事常なれと。差別あり。住は巢を本_一とて。其住居よ就て云語なり。舎屋を巢と。古く云り居は座りとも書て。其身を居る座所よ就て云語なり。烏利の鳥の章の轉語なるし若て其を合せて。住居とも云なり。○不可居於葦原中國。重胤云。葦原中國と云。高天原よ對へて。此大地の全體を云稱なるものから。此程より。我大八洲國を除て。外蕃諸國。未_レ地形も調らざり

しか。當昔ハ押立て。此大八洲國の総稱の如くなりし故。右ハ亦不可_レ居_ニ於大八洲國_一と云意味なる文なり。此を以て衆神の共_ニ距_レて。留休め奉らずして。終に末形生_カなる新羅國へ。遣放ち奉られたる者と所見なり。と云り。○青艸。平田翁云。字のまよ。阿遠久佐と訓へ。野よ生たる草を。其ながら結_レ束_ニたるふり。舊訓は。アラクサツカと訓る。結束ねたる。上より云る名なれ。此より叶ひかたけんと云り。○結束ハ。重胤云。私記よ由比都賀彌氏と。訓れたるよ従ふへし。其結は笠よ云なり。束は蓑よ云なり。次よ以爲_ニ笠_一と有。照應_ニて味_一ハふへし。諸笠よハ常に縫_ニと云事なり。然るよ此よ笠よ結と云るは。神逐らはれて。天降り。おはし坐たりけるよ。衆神も共_ニ宿_レし奉らす。辛_ニ苦_一め奉れる程の。事よ一有けり。如何てか。御笠を縫ひ。御蓑を綴らせ給ふべき。御暇のおはし坐む。然れハ唯青艸を結て。御笠の用よ備へさせ玉へるを云て。甚も々々。何_ニ怜_レ悲_一哀_一けなりし御形狀なん所思えたりける。とて束を蓑よ云も。右の笠の例まで。艸を編_ニて雨衣_一と成し玉へき。

御暇のおはし坐さるの故也。束艸を御身は纏はして。蓑の状は着成し玉へるなり。此物共ハ。枯草を以て製らへき物なる也。此ハ青草と書されたるを以ても。熟も其物の成。具のいさぎよし有形。飽まで見えたる事也。纂疏ハ束草爲雨具者。貧窶之甚也と宣へるハ。其意味を克。説せ給へる事なり。と云り古の蓑笠以作りし事。建入行事記。其餘の書とも見えたり。共ハ管をされここのハ管ハあらて。ただの青艸と見るへし。○爲蓑而。平田翁云、青草を結束ねたるよて。實の蓑笠ふらぬを。蓑笠と爲て。著玉へるよ一なり。ハ尋牙をしてと有るも。牙ハ杖ならぬを杖。御杖と爲突たりと云ると。同格の言なり和名抄云。説文云。蓑和名美能雨衣也。俗用ニ毛蓑字ニ毛詩注云。笠所以禦雨也。和名加佐。とあり。また玉篇ニ蓑。草衣也。とあり。笠ハ鬩と同訓よて。鬩す物ふれば稱ふ。又和名抄に。史記音義云。登於保賀佐。笠有柄也とあり。此製ハ今知るへからず。今有る傘また指かさなど。云物ハ異なり。と云こゆ。と云り。重胤云。蓑をあを云事。著聞集ニ。時雨のふりける云々。襖と云物を借て着て。と云事もあり。元は蓑を然アアと云るか初りよて。此ハ青艸を結束ね。着させ御在し坐ける。起れる者となん見えたりける。と云り。○風雨。本よは字の如く訓たれども。其ハ言語の格よあらず。記ハ雖

雪零風吹。云々とある。雪ハ雨ノ字を誤れるよて。此ハ其常を云よて。古言の儘なれハ。此ハ依て。此をアメカセと訓へきなり○辛苦ハ。紀中厄。困厄。劬勞。など。を然訓り。窮困むを云と。記傳よ云り。とて平田翁云。此神ハ辛苦つ。少も荒ふる御心を發し給いて。降給へるハ。か其罪犯ハ伏ひ給へるよて。即祓除の驗ハそありける。と云り。祓除の驗ハ。本よりさることなれども。此神の御性の惡。くまざるること。こハ至て遂ハ顯れたりと申すへし。○降矣。重胤云。于時霖雨也以下ハ。其大神の天降御在し坐て。此國土ハ著せ給へる後の事よて。天路よての事ハ非ず。此大八洲國を。其處此處ハ流離ハれ御在し坐ける間の。故事よし有ければ。此の降矣ハ。天降の義ハ非ずして。新羅國ハ渡り幸行し御事を。申奉れるになん有ける。とて此段ハしも下章第四一書ハ素戔嗚尊帥其子五十猛神。降到於新羅國。居曾戶茂梨之處。乃與言曰。此地吾不欲居。遂以埴土作舟。乘之東渡。到出雲國簸川上所在。鳥上之峯。下と所見たる。其ハ仁智要録ハ載たる。高麗樂ハ。蘇志摩利と云

る有て。其圖を見るよ。蓑笠を著て。屈折める状なるよ。此は結束青草一以為
 笠。蓑とあるよ合ひ。又西大寺資財流記帳。高麗樂具の中よ。蘇志麻理縣笠
 二蓋。各各と有るよも合れ。誰か見よも。其時の事よ見ゆべき状也。此樂の
 名抄高麗樂曲の中よ。蘇志摩利と見え。其次よ登天樂と云。此傳の御姿と。然も能相
 似たるに就て考るよ。信よ素戔嗚尊。其御子五十猛神を帥て。此時よ天降り
 御在し坐たるへし。然して此大神の御天降の御事を。下章よ自天而降。到
 於出雲國簸之川上と有て。其第一一書。又記の趣も然り。然れども其は。此
 より後よ天降らせ御在し坐ける度の、御事なるよ。其初なるなん。新羅國よ
 ハ天降らせ玉へりける。其は右の第四一書に。初五十猛神多將樹種。云々成
 青山一焉とあり。また第五一書に。素戔嗚尊拔鬚鬣散之。即成松。又拔散
 胸毛是成檜云々。夫須噉八十木種。皆能播生。ともあり。是世よ檜松
 などの生出る初也。又衆菓も。亦此時よ成出初てなんありけるを。其第二一

書よ。出雲にて八波大蛇を。平らけさせ玉いむ。事謀り為させおはしましける中
 よ。以衆菓釀酒八瓩と見えて。己よ衆菓の世よ遍と有ける赴なん知られけ
 る。又記よ八波大蛇の事を。其身生蘿及檜楡云々と有て。然も古木の身よ
 生て有し状知らる。此を以て。か成青山とあり。より。年紀の甚久しと立
 たりけんとおほゆれば。先よ天降らせ御在し坐て。然る御功共を立させ給ひ。とて
 此よ是後素戔嗚尊曰。諸神逐我々今當永去。云々廻復扇天扇國。上諸
 于天とある。其功を立させおはし坐て。今は根國よ罷坐むと。おほし坐し
 から。天上よ參上らせ御在し坐ける也。若て又此下よ。今則奉觀已訖。當
 隨衆神之意。自此永歸根國と云々已而復還降焉とある。此時よ其
 其出雲國よ天降らせおはしましける。時よ有けらし。如此く初度と。後度との御
 ハ、上下相貫きて。其理將甚よく通。天降處を別よして見る時
 えたり。必如此あらすてハ叶はず。斯れば五十猛神は。此よりハ。生出させ給け
 る神にて。天上に御在し坐けるが。其罪を犯し玉いされハ。共よ神逐われさせ坐

さりけめども。此顯國は初めて、天降らせ給ける事。此時は御父大神と。同時
 よおはし坐つるなるべし。若て素戔嗚尊は。皇國內の何處より。天降り着せ玉
 ひけめども。彼不可居於葦原中國と云ひて。神逐奉れりし由を以て。皇國
 内の諸神は。皆距て宿し奉らざりしか。終は新羅國は降り玉ひ。謂ゆる曾尸
 茂梨の處に。着せ御在し坐けるなるべし其より新羅は。渡らせおはし坐
 かども。御祖の國を忘れ難く。おもほし召志。且は皇御孫尊は。安國と平らけく。
 所知坐しめ奉らせ玉はむため。此大八洲國を。善成一奉玉はむごて。其
 後は五十猛神を帥て。樹種を持渡らせおはし坐て。國內悉く。青山と成玉へ
 るなり。右より引る第四一書は。其樹種の事を。盡し以持歸るとえたる。即此大
 八洲國より。彼土は渡御し證なるあり。諸此素戔嗚尊。其御子五十猛神
 と共は。然る御功の事共を立玉ひ畢て後。下文は所見たる如く。天を扇とし。
 國を扇として。再昇天の御事。及はせ玉へるなる有ける。其時は天降ら

せ玉ひける時こそ。次なる寶劔出現章。所見たる如く。出雲國は天降らせ
 おはし坐ける事なりけれ。彼風土記。吾御心者安。平成とみえ。文章に。吾
 心清々之とある。御言擧などは。此に至て明亮なり。と云れたるは。委き考な
 り。○束草。訓はクサヅカと訓るよ。私記は久左豆止とよめり。大嘗祭式。地
 れは志か定めて。敷束草。所謂阿都加とあれと。義未詳さ
 もよみかたし。○有犯此者。平田翁も云れたる如く。此事いたく人の忌とるを。
 此大神の逐はれ給へる時の状。似たればなり。為家卿。雨衣笠きて内へ入る事は。
 家内にて笠着ぬものそなごい今も云めり。重胤云。束草を久佐豆止と訓る私記の説は。
 正しき訓はなん有ける。予も此處を書き述は。上は結束草と有る其事を奉て。此束
 草とは云ならんと思ひし事なれども。其青艸は笠と縫ひ。義は編たるか故。笠箒作る
 料なり。其は對へては。此は世諱著笠箒以入他人屋内と有て。已は其用畢れるなるを
 又別束草を負ふ事を云ては。上は此は照すへき所なき。心著さりし也けり。此は素戔
 嗚尊の。草笠を負玉へりし御事と。見奉るへき所なる。そかし。と云れたるはいかあらん。なほよく考へし。重胤云。谷重遠説。人家諱
 此二者。西國今尚有遺風と云れり。國々は猶斯る遺風。遍く有る事と所
 見たり。予の聞知れる。石見國鹿足郡津和野領ふる山中。大窪村と云あ

り。又長門國阿武郡も。土居村神田村と云有て。其邊よてい。昔より菅笠河原簑を着て。家内よ入れい。不祥を招くと云て。大よ忌嫌ふ事あり。但普通の竹皮笠藁蓑を諱す。此地方よてい。菅よて編たるを。河原蓑と云ふと云り。但右引る歌よて見れば。菅笠とのこも限らざるへけれい。其竹皮笠と。藁蓑とを諱さるは。稍其禁弛とる者なるへし。此よ就ても。人は忌はしと。穢なき擬ひを成すまじき。太古の道なる事をなむ。知へかりけると云り。とて犯の假字。本居翁の説は阿行と定められたれと田中頼庸云。和行也。字鏡天治本。憎憎同。憎也乎加志と云とあり。憎は同書よ。疾也悼也難也とあれば。人を憎み侵す意よて。侵凌する義もあり。奥義抄よ。おのくは侵なりとあり又最勝王經訓注よ。侵乎加須とあり。此等よ據て定むへし。其他日本紀。字鏡集。名義抄。字類抄。行阿假字遣。類字假字遣。正濫抄。和訓栞。古言梯。皆右の如し。と云り○必債解除とい。重胤云。物を輸して贖イハする法。決りて有つるなり。必、字有を以て見れば、殊よ右の犯は。重き罪なり

し故よ。見適とすして。解除を債れる事著明き物よなん有けると云り。今集解よ。債假財也とありて。今も云語なり古よ此事の多有しと。孝徳紀大化二年三月詔の。末なる六條を見ても知へし。○遺法也。又云。遺法は遺風と云よ似たり。法は。孝徳紀よ六人奉法。二人違令。とあるか如く。天下よ敷行ゆる、法令を云なり。續紀詔ともよ國法。まよ常典。まよ隨法また勅法など。見えたる法よて。天下の人共の依て規則と成し行ふべき事を云なり。と云り

是後素戔嗚尊曰。諸神逐我。我今當永去。如何不與我ナチンミヒトヒミツラ姉相見上。而擅自徑去歟。迺復扇天扇國。上ニ詣于天。時天鈿女見之。而告言於日神也。日神曰。吾第所以上來。非復好意。必欲奪我之國者歟。吾雖イフトモ婦女。何當避乎。

乃躬裝武備云云。

是後云々。此傳の赴上ひひしか如は一め與姉相見而後退。とおもはして。天は
 參詣り玉ひしを。神性乃雄健ひかりしまよ。不意に。惡事を爲し玉へ。終に諸
 神等よ逐はれて。降りましを。かの解除に驗よまて。御心の清と成行坐につけ
 て。今はた姉命よ罷申してこそ。根國よ罷らめと所思して。更は昇り給ふよし
 なり。此次第こそ。まこと然るへとおもはるれい。此は依て思ふ。古事記又此紀
 の餘傳い。事の次第の前と後と。一事ふらんと思ひて。後度の事ハ略さしものか。
 其由ハ。初は伊弉諾尊よ逐はれ玉ふとあると。解除の後ハ諸神よ逐れ玉ふとい。
 事の狀の似たる故。後度の次にありし事ハ。略れるものなるべし。されど。此度
 は御誓約の事ありて。御子生給へるとある。混れたる傳ふり。其よハ次々云
 へり。○素戔嗚尊曰。重胤云。此を先ハ神逐はれて。天降り御在し坐より。遙よ

世を経て後ふる事と。右よ引る下章第五一書よ。見えたるか如く。大神の毛髪
 を抜散させ御在し坐けるよ。其出雲國ハ天降り給ひて。大蛇を言向させ玉ふ頃
 と成てい。己よ其身よこへ樹木の生茂る程の事ふりまか。其第四一書よ凡大八
 洲國之内。莫不播殖而成青山焉。と云を。悉く見竟させ給へる後よ。宣玉
 へる御言と見えたり。然れ。此ハ。纂疏ハ是後之言於一書中。省初文之詞也。
 と宣へるよ力を得て。深と其事實を。正し辨ふべき所ある者そかし。
 文より直承て。續くる政よ。是後の事を。上
 大よ心を得ざる事多かり。と云り。○復扇天扇國云々。又云。復字ハ次よも。吾弟
 所以上來。非復好意とも。復上來者とも。復上來耳。とも有て。同事の再
 重復なる由なり。此を以て見る時ハ。此一書の始よも。先よ上詣らせ玉へり御
 事の有けんを。略めたり。者なる事。著明となん有ける。其事。意を思ふよ。上よ
 應に。右の如き文ある時ハ。此ハ瑞珠盟約章の一書の中よ。収むべき文なり。然るを
 此よハ御誓きて。御子を生奉らせ玉へり御事を。此下よ列ね入たるは。混れたる

者乍ら其勢を引れて自然に略かれたりし者也けり。と云れたる言也。扇を
 トヨムと訓ハ、纂疏は扇動也とある意也。私記ハ、安女乎宇古加之久爾乎于
 古可之天と訓。記傳云、萬葉七は大海之水底豐三立浪之十一は、居名山
 響彌行水乃。ふこのつとて又六は、山裳動響左男鹿者妻呼令響なども見えて、
 動々を登々召と訓る處ふともあれ、動むは、とるきひ、とふり、とあり。さて扇
 天扇國ハ、瑞珠盟約章ハ、始素戔鳴尊昇天之時、溟渤以之鼓盪山岳爲之鳴
 响云々。記ハ、參上天一時、山川悉動、國土皆震とある。其事を此ハ簡易ハ、如此
 ハ云る者也。但先度ハ、神性雄健使^{タケキカ}之然とあれ、然も有なむを。此にてハ信ハ、
 麗美志^{ウツクシ}御心ハ、御在坐坐て、參上らせ玉へるふれハ、如何も平穩^{ヘイオン}よて、御在坐へ
 きハ、然らぬハ、素より素戔鳴尊と御名よとへ負せ玉へれハ、神性は依る事ハ、されと
 此ハ初度ハ上坐し時の事ハ、混たるものふるへし、なほ次ハ云○天鈿女。此神の
 大神の御前に、侍仕奉り玉ふ状ハ、拾遺に令大宮賣神侍於御前。如下、今世内

侍善言美詞、和君臣間、令宸襟悅懌也とあるハ、合せ考るハ、大宮賣命の事
 蹟ハ、悉宇受賣命めきて通ゆるハ就て、同神と決むへいと云る説あれど、慥か
 る證なければ定めかたし。○非復好意初度ハ上坐るを好からぬ意とて、此
 ハ復とハ詔ふなり、されど射装武備とあるまてハ、初度の事の混ひて、出たるよて、
 此時ハ、御言の有まじきこと、猶次ハ云へ。○當避乎。重胤云、避を國を
 避にて、何當避天原乎と云む如し。其許を避せ給ふ謂ハ、非ず。避を佐久
 と訓む時ハ、唯、御許を去らせ給ふ意と成り。佐流と云ハ、其所知看す御國を避
 玉ふ義と成れり。記ハ、大國主神之兄弟八十神坐、然皆國者避於大國主神。
 所以避者云々、天孫降臨章ハ、問大己貴神曰云々、故先遣我二神、駈除
 平定、汝意何如。當須避乎。また一書ハ、吾將自^{ミヅノ}此避去、即射披^{キヤ}瑞之八坂
 瓊、而長隱者矣、なとこえ、神賀詞も、大八島國現事顯事、令事避支、の例
 也。佐流と訓例なり。名義抄も、避
 をサレと訓り。○射装武備云々ハ、瑞珠盟約章ハ、所見

る。武備の御有状を、再度復れて。物爲させ給へるの故。其所は委れて略ける
ふり

於是素戔鳴尊誓之曰。吾若懷不善。而復上来者。吾今醫玉
生兒。必當爲女矣。如此則可以降女於葦原中國。如有清
心者。必當生男矣。如此則可以使男御天上。且婦之所生
亦同此誓。於是日神先醫十握劍云々

復上来者の復字は、此の上よ云るか如く。前章の錯亂ふれなき方宜いと雖も
此一書は、再度の心よて傳へたるなれ。始より誤りて。然有つるなり。○醫玉生
兒云々。前章の一書は、此事日神の詔とせり。さて平田翁云。此一書は、再度
天上よ上、坐る度。御生子坐る事あるは、非傳なり。さるはまつ須佐之男命の。

初度よ天よ上、給へる。素より惡心坐さず。只根國は罷給ふ暇乞一玉はむとし
て。上坐るなるを。大御神ハ然る事ハ知看さず。其上坐る稜威のいみじき。我
か天原を奪はむとして。上坐るごおぼして。待問玉へる其時。須佐之男命の無
異心。と詔へる。天原をうばはむなどの邪心ハもたらず。と詔へるなり。此ハ實ハ然
る御心ハ。不有。しかはなり。とてもなほ。大御神の疑おぼして。然則汝之清明
心者何爲而將。知と詔ふの故。其實ハ異心なき事を。顯し給むごて。互
に誓坐して。御兒ハ生坐るなり。此度無異心と詔へるを。下の御荒
の事迄よかけて心得るハ非なり さて誓は勝給
ひて。男子を生坐一なる故。御心驕り坐るは依て。天罪の太一き
御荒ハありしよて。初は無異心と詔へるハ。事異なり。思混ふへからず。御子
生玉へるハ。初度なること。生坐る御子の御名よて明ふり。も一此一書の傳の如
く。後よ上坐る度。生坐るならむ。正哉吾勝々速日と申す御名の。似つか
は一からのを思ふへ。其はいかよとなれ。此一書なる後度。御生子玉へる傳は依て
さい。其御生子坐して。後よ勝速ひたまへることの。なけれはなり

と云りたる事なり。され此一書に、必欲奪我之國者歟、といへるより、凡六男
 矣。とあるまでの文を、初度の事として心得へし。さるハ男御子生玉へるハ初度の
 事にて其時ハ天原を奪はむの邪
心なき事は既ハ願
 れたまへねハなり かく見る時ハ、日神曰、吾弟所以上來、非復好意、於是素
 戔鳴尊白曰神曰、吾所以更昇來者、云々、と文と見て有へし。○當爲
 女の女を私記は女乃己と訓り、次の男の下は云へし。○可以降女於葦原中
 國、此は上章一書大神の勅也。汝三神宜降居道中、奉助天孫、而爲天孫
 所祭とある如く、皇御孫命を天降し奉りて、葦原中國の君と立給はむの御
 定ハ、此時己は御有せらるものとして、其御手は代り、助け奉りて、所祭給はむ料
 也。女兒ならハ、葦原中國は降し給はむとなり、され此時未、皇御孫命生坐さ
 る以前なれば、よー其御定はめりとも、少いハあり、此ハ三女神生坐して後の、
 御詔別のありし事を、始へ回らして、書るものなりとすへきハ、猶よ考へし。○當
 生男、男を本ハチノコと訓れども、次なるを、たハチノコと訓れハ、此も然よ

むへし、さて男を衰能古といひ、女を賣能古と謂へる、このハ、古く見えたるハ、敏達
 紀ハ、韓婦をカラメノコと訓れハ、衰能古と云も、古き事也けり。皇極紀ハ、男
 女の子共の事を、チノコメノコと訓る。續紀第十三詔ハ、男能未父名負
 五、女波伊婆禮奴物爾阿禮夜、と有をも、其例は訓れたり。万葉二ハ男自物
 脅持持六ハ取而可來男常曾念、又士也母空應有、七ハ此崗州幼小子、十
 一ハ男士物屋戀乍將居、と有て、男又士又小子を、チノコと訓み、古今集詞
 書の上のをのことも、又上ハ侍ふをの、共云々、催馬樂我門乎、わの、とを、
ことんかうごん、彌留乎之己云々 などあり、此衰能古と云ハ對へてハ、必賣能古
 と云へきすちなる事右ハ云る一二の例の如し、故上の女字を、私記ハメノコと訓る
 を上ハ引り考へし、然れども中昔よ
リハ、此言すたりたるにや、をさく見當らす、名義抄ハ、女字をラムスメ、又
 ナムチ、又ラムナコ、又メアハス、などはあれども、メノコと云言なし、尙尋へし。○亦同
 此誓、重胤云、日神の御方よても、男御子を生奉らせ給ひて、清き御心の表と
 爲る義にてハ有へからず、如此相共誓ひさせ御はし坐す内ハ、素戔鳴尊の黒

心おとし坐むよ。女御子を成し出給む。其は對へて日神の成し出玉へらむも。男御子を御はし坐む。清心御在坐せらむよ。男御子を成出給はむ。其は對へて日神の成し給はむ御子。女御子を御坐々む。誓言を立させ御坐々けるなり。日神も其卜を合せ給ひて。諾はせ給へる證。上章第一一書。於是日神共素戔嗚尊相對而立誓曰若汝心明淨。不有陵奪之意者。汝所生兒必當男矣。言訖先食所帶十握劍。生兒云々。凡三女神矣。有る。此任にて日神何に依て。誓給ふと云事の知られざるを。汝所生兒必當女矣。我所生兒必當男矣と云意に見て。其義明らかふるべき事。已に注る如し。又其第三一書なる日神の御言も。汝若不有奸賊之心者。汝所生子必男矣。如生男者。予以爲子而令治天原。云々ある下も。吾如生女者。汝以爲子而令降於草原中國の語を添て聞され。何の事とも其始末合さるへし。然意を補ひて見る時。天照大神の先は三女神を成給へる時

よ。已に彼正哉吾勝の御言を待すして。其素戔嗚尊。清心御坐々。所知食一分とせ給へる也けり。然れハ姉之所生亦同此誓。と云事ハ。二神共。男御子。黒なしと云義ハ。非。るなり心を着くへし。と云れたる。然言なり。

素戔嗚尊乃輻輳然解其左髻所纏五百箇御統之瓊綸。而瓊響瑤々。濯浮於天渟名井。齧其瓊端。置之左掌。而生兒正哉吾勝々速日天忍穗根尊。復留右瓊。置之右掌。而生兒天穗日命。

輻輳然乎謀苦留々爾と訓り。重胤云。乎謀ハ綸亦。即五百箇統の瓊綸なり。苦留々爾ハ口訣ハ解。或瓊綸。一貌と有か如く。俗は物を結ふも。解も。久流々々登と云る是なり。其字撓挑と書るを。字書ハ宛轉循環貌と云り。又名

義抄は輻を轆也と注され。轆を圓轉木也。と注されたる。其字義は合せて知らるべく。此字を書れたる者あり。大日本根子彦國牽天皇の御名の牽字も。括弧意にて。其も此より出たり。和名抄車類に。車和名久留萬も。旋回の義。又蠶絲具も。反轉久流閉枳と云る。即繆車の事也。又繆訓久流絡絲取也。とあるを。萬葉七は河内女之手染之絲乎絡反。又真田葛原何時鴨絡而我衣服と所見て。世は繰絲と云る是なり。又轉日次。又轉曆日。轉星宿。轉輓轆。など云る久流も。皆旋々と巡らす義なり。萬葉二十は年浪他麻乃久留爾久枳作之加多米等之。と有を取て。源氏花宴卷に。久流々戸爾釘刺固め來一云々。と有り。即樞機の事也。此等の類を以て。苦留々爾ハ。撓挑と。巡らす義ふるを知へし。又郭字をクルワと訓るも。俗は曲輪と書く。其字義なり。田界をク久里多々禰とあるなど。み。田の外輪なる謂なり。又萬葉十五君我由久道乃奈我我乎。な同類の言なるを知へし。と云り。○五百箇御統。本は御字なし。今元々集引るは依て補ふ。○瓊響瑤々。記は奴那登母々由良爾。また御頭珠之玉緒母

由良邇。取由良迦志などあり。記傳云。奴那登ハ瓊の音あり。母由良ハ。緒は貫る玉とも。動きて相觸ル。鳴とまを云。邇ハ辭なり。下卷は手玉玲瓏織紐之少女。瑤々も玲瓏も。字書玉聲也。と注せり。遊仙窟は錯々をユラメイテと訓り。此字も瑤々と同じ。萬葉十は足玉母手珠毛由良爾織旗乎。又十三は手二卷流玉毛湯良羅爾ふとあり。又十一は玉響ともあり。武卿云。鈴も云る。廿に。由良久多麻能乎。とよめるも同一。さて右に中は。万葉なるは。皆母ハ辭なるを。記紀なるハ辭はあらず。母字ニある以知ら。真の意ふとよや。されど。真を母と云る例ハ未見す。此は猶も考ふべきこととあり。○瓊端。本は二ノヲと訓たれど。上章第二一書は。瓊端瓊中瓊尾と三よひかちて。瓊端を瓊ノハシ。とよみこれハ。此も然訓へし。ヲと訓てハ尾とよみふへし。通証も。瓊端。前章第二一書たさて此ハ一顆の玉の事なるを。重胤ハ。上は所謂瓊綸の事なりとして。瓊綸の端方を齧斷て。其粒なから。御掌は置せ給ひて。御子を成し玉へる赴なれハ。邇能衰と訓て有ぬべき事也。と云れらる。叶ひかた。なほこれは。一顆の玉の事として解くへし。上古の曲玉と云も

の、中では、いと大きなるもあり、近江國なる石亭と云人の書あつめたる、曲玉の圖、○忍

を見れば、小兒の腕はかりなるも見えたり、さらば瑞中尾あらむこともとより也、○忍

總根尊、上の一書、忍骨尊とあるよし、同し、○右瓊、此は右、髻、所、纏瓊なり、今

ハ畧けるなり、山陰云、此はあまり、畧き過たり、いかよはふくとも、醫、さて次々の御

見よ、みな瓊を略きて記せる事、上の一書も、醫、劍末、而云々、このありて

下の次々の御子よ、劍の事ふき、同一ことなり

此出雲臣武藏國造土師連等遠祖也。

武藏國造、記云、天菩比命之子、建比良鳥命、此出雲國造、无邪志國造之

祖也、國造本紀云、无邪志國造、志賀高穴、總朝御世、出雲臣祖、名二井之

宇迦、諸忍之神、狹命十世孫、兄多毛比命、定賜國造とあり、无邪志ハ武藏ふ

り、名義未詳、栗田寛云、兄多毛比命ハ、舊印本兄多比命とあり、今一本また

延佳本、因れり、此命ハ、曾刺菊麻伯波大島の條下、見たり、高橋氏文、

磐鹿六獨命、捧ニ種之物、獻於太后、即太后譽給比、悅給、互詔久、甚味清、

造、欲、供、御食、爾時磐鹿六獨命申久、六獨令料理、天將奉止白天、遣喚ニ

無邪志國造、上祖大多毛比、知々夫國造、上祖天上腹天下腹人等、爲膾及

煮燒、雜造、盛天、云々とある、大多毛比命ハ、六の兄多毛比命の父、またハ

兄ふるへ、景行の御世、如此仕奉れりしを、成勢の御世に至りて、國造

に任されしなるへし、氏人ハ、安閑紀、元年云々、武藏國造、笠原直使、王、與同

族、小杵、相爭國造、使主小杵、和名抄、埼玉郡笠原郷あり、今も笠原村有

見え續紀、神護景雲元年十二月、武藏足立郡人、大部直不破麻呂、賜ニ姓

武藏宿禰、爲武藏國造、と見え、又延暦六年三月、武藏足立郡采女、掌侍

兼典掃從四位下、武藏宿禰家刀目、類聚國史、延暦十四年十二月、武藏國

足立郡大領、武藏宿禰弟、總爲國造、宣長云、此等は本より別姓か、はた後より別

ありて、其大伴、直と武藏國造の同姓なる事ハ、日本後紀、弘仁二年九月出

羽國人、无邪志、直膳、大伴部廣勝、賜ニ姓大伴直、とあるまで、明か也、さて靈

異記云。大伴赤麻呂者。武藏國多磨郡大領也。以天平勝寶元年己丑冬十二月十九日。死亡云々。赤麻呂も此同姓大伴直よて。大領となれりしふるへし。將門記云。承平八年云々。足立郡司判官代武藏武芝。云云あり。さて又國造本紀右の次云。胸刺國造。波閉國造。祖兄多毛比命兒。伊狹知直定。賜國造とある。胸刺ハ无邪志と同言よて。とも今武藏國なるを。こゝよか書せるハ。元无邪志國造の旁云。胸刺とも書る由よて。後人の記せるを。字の異ふるまに。ふと非よみして。寫し誤れるものならんか。さて波閉國造ハ。下道口波閉國造。建許呂命兒。字佐比。刀禰定。賜國造と見えて。天津彦根命の裔ふれハ。兄多毛比命とハ別族なり。兒伊狹知直見あたらす。さて波閉國造の上云。御世の名あるへきを。某朝ともなきて。兄多毛比命兒とあるを合せ思ふよ上よも云る如く。无邪志國造の旁注を。誤り寫しとるものよて。實は无邪志國造。志賀高穴穗朝御世。以出雲臣祖名二井之字迦諸忍之神狹命

十世孫。兄多毛比命兒。伊狹知直定。賜國造と記しけんを。訛れるなるへしと云り。さる言なるへし。さて兄多毛比命の墓ハ。當國大里郡吉見里。青山の字賢樹。丘ありて。奥つき高と五丈。めぐり百六十間よて。三段よ疊みたる圓塚あり。其形の冑よ似たるを以て。あか名けたとぞ。賢木松など生けりて。處の眺望もいとよろしと里人云り。記傳云。國造何れも。久邇能美夜都古と訓へし。其由よまづ。上代よ諸仕奉人等を惣擧るよハ。臣連伴造國造と並へ云り。又敏達卷云。臣連二造とも有て。二造者。國造伴造也と注せり。さて其國造ハ。諸國よて其國の上として。各其國を治むる人を云戸なり。武郷云。此なり。各其國を治むる職名なるか。や。後には戸となれり。とあるへき也。次々の文も其心を以て見へし。伴造の伴ハ部を云。三枝部ふとの部なり。倍は即牟禮を約たる米よ通はしたる言なり。上達部と書て。カムタチメ故造の戸ハ。多ハ某部と云姓よ多し。天武紀十二年九月の所を見へし。〇平田翁云。此と。其外の戸を負るも多かり。其は石作部丹比部。土師部。額田部。などの諸氏の連なるを思へし。さて其部々を惣て。伴造と云り。其は伴造とは。其伴を領司る御臣と云義なればなり。

然るを或人の伴造を引連ねて姓を心
 得ていへる説はひかことなりと云り。部と云ぬも其意ある姓なり。平田翁云。部と
 連。工造。佐伯造酒人造。衣縫造などの類。わかれ。造ハ諸部より上として。各其部を掌
 部と云はねと部とある氏を云意なり。わかれ。造ハ諸部より上として。各其部を掌
 る人を云。戸あり。武郷云。此事の證とも引れた
 乃美夜都許と訓り。此訓のこと北山抄にも懸
 記されたり。此も字は異なれども。同音同意なり。名義は御臣なり。稱徳紀詔に貞久
 淨伎心乎以天。朝廷乃御奴止奉仕之木天云々。又文部卿女乎波。内都奴
 止爲豆冠位舉給比。ふごのるを以て。夜都古ハ。臣の意なることを知へし。推古
 紀ハ。國造を。クニノヤツコとも訓り。夜都古といへは。甚賤き者の如く聞ゆれど
 故君臣の意なる臣を。書記
 なごも。皆ヤツコと訓り。されハ。天皇の御臣として。推古卷ハ。國司國造云々。其
 國々を治る人を。國御臣と云。各其部々を掌る人を。伴御臣と云なり。とあり。
 是より國造伴造の事ハ通えり。さて美夜都古と云意は。美ハ御なり。夜都古ハ
 家之子と云。其家ハ親しと仕ふる人を。睦みて云名なり。後世ハ家人。又家
 之子と云。等一。子ハ男の通稱なり。既に和名抄箋注にも。按臣僕皆當訓ニ夜都古
 神代紀事。夜都古ハ。臣ノ字也。されハ。其本は。天皇ハ親しと仕奉る義より。宮之子
 僕ノ字皆訓也。川已是也。と云り。されハ。其本は。天皇ハ親しと仕奉る義より。宮之子
 の義なるか。即臣字を。轉りてハ。おしふての人を。云稱とも爲れるあり。さて其夜
 都古と云言の趣を思ふ。臣を意美と云るより同一とて。意美は。大身とて。朝廷に
 意美と云ふよりハ。夜都古の方聊の輕きか如し。故臣字をハ。意美とも。夜都古とも
 のみ訓て。意美とはよます。此本より夜都古と云ふ言ハ。意美よりも輕きか故なり。此差別
 を思へし。○序云。夜都古ハ。賤字をあてたるは。良ハ對へる。賤とて。是はた意は同じ。
 卑賤しと云る意ハ非ず。さて記傳ハ。古は君に仕ふる人も。又凡人の中にて。良人に仕
 する者をも。共ニ夜都古と云るを。漢國にては。臣といひ奴婢と云て。名を分たる故。後
 人は此字に泥て。臣を夜都古と云こ
 ことを知らず。と云るは。さる言なり。さて造字を書き所由ハ。記傳にも未思得ず。と
 云れたる如く。予も未思得ず。彼漢國の大良造。また新羅國の造位。なごもよれるも
 ならし。また平田翁は。國の上として。其國々を修理堅め
 などもすへければ。國造大名半連神の御名例に準へて。國御臣とあてハ。國造字は書たる
 を始て。伴御臣も。唱の同さま。即て此字を書ならへるなるへし。と云たれれと信か
 したて記傳ハ。國造ハ上代は職より。即加婆彌ありしを。や。後ハ加婆彌は別
 有て。其氏の中に國造あり。武郷云。此國造は職も加婆
 彌も非ず。一種の稱の如し。さて國々ハ宰を置いて

神代紀事。夜都古ハ。臣ノ字也。されハ。其本は。天皇ハ親しと仕奉る義より。宮之子
 僕ノ字皆訓也。川已是也。と云り。されハ。其本は。天皇ハ親しと仕奉る義より。宮之子
 の義なるか。即臣字を。轉りてハ。おしふての人を。云稱とも爲れるあり。さて其夜
 都古と云言の趣を思ふ。臣を意美と云るより同一とて。意美は。大身とて。朝廷に
 意美と云ふよりハ。夜都古の方聊の輕きか如し。故臣字をハ。意美とも。夜都古とも
 のみ訓て。意美とはよます。此本より夜都古と云ふ言ハ。意美よりも輕きか故なり。此差別
 を思へし。○序云。夜都古ハ。賤字をあてたるは。良ハ對へる。賤とて。是はた意は同じ。
 卑賤しと云る意ハ非ず。さて記傳ハ。古は君に仕ふる人も。又凡人の中にて。良人に仕
 する者をも。共ニ夜都古と云るを。漢國にては。臣といひ奴婢と云て。名を分たる故。後
 人は此字に泥て。臣を夜都古と云こ
 ことを知らず。と云るは。さる言なり。さて造字を書き所由ハ。記傳にも未思得ず。と
 云れたる如く。予も未思得ず。彼漢國の大良造。また新羅國の造位。なごもよれるも
 ならし。また平田翁は。國の上として。其國々を修理堅め
 などもすへければ。國造大名半連神の御名例に準へて。國御臣とあてハ。國造字は書たる
 を始て。伴御臣も。唱の同さま。即て此字を書ならへるなるへし。と云たれれと信か
 したて記傳ハ。國造ハ上代は職より。即加婆彌ありしを。や。後ハ加婆彌は別
 有て。其氏の中に國造あり。武郷云。此國造は職も加婆
 彌も非ず。一種の稱の如し。さて國々ハ宰を置いて

後國造ハ國司の下ニ立て。多ク郡領など任れり。さて漸々衰へゆきて。後世ハ。遂ニ國々の國造絶て。今世まで其名の殘れるハ。出雲さてハ紀國ふこのみなり。さて大臣諸の姓の中に。臣と連てハ京のあたりニ住居て。殊に親と朝廷ニ仕奉る。氏々の尸なり。さて造ハ。其部の品類によりて。京のあたりニ在ると國々ニ在ると有へしと謂れ。平田翁も國造縣主箱置ふとい皆國々ニ在て。其處々を治る。氏人の職號の尸と爲れるなり。さてしハ國々ニ在て。其趣も似たる中も。つらく事狀を見通す。色々分れたる。其高下差別ハ。師は今ことく委曲と云れ。大抵見えて。國造。縣主。箱置と順次へと思たり。と云れり。

次天津彦根命。此茨城國造額田部連等遠祖也。次活津彦根命。次燠速日命。次熊野大隅命凡六男矣。

茨城國造。和名抄。常陸國茨城半波良岐郡これあり。記傳云。和名抄ニ半波良岐とあり。本は宇婆良なるへし。梅

馬なり。和名抄に。後ニは半米半麻と云類にて。此も後ニ半とはなれる。常陸風土記云。茨城

國造祖。多祁許呂命仕息長帶比賣天皇之朝。多祁許呂命は神功皇后の御時の高元總朝御世。以ニ建許呂命。定賜國造。とあれは。己ニ成務御世の人なり。當ニ至品太天皇之誕時。多祁許呂命有子

八人。中男筑波使主茨城郡湯座連等之初祖也。湯座一本ニ陽生とあるは誤なり。部。湯坐連なる事。云も更なるか。其初祖と云を以て思へは。必額田部の氏。額田

茨城國造輕島豐明朝御世。天津彦根命孫筑紫刀禰定賜國造。とある。合せて思ふ。筑紫刀禰ハ。多祁許呂命の子にて。風土記云。筑波使主とある

と。同人と聞えたり。さて建許呂命ハ。姓氏錄奄知造高市縣主條。天津彦根命十四世孫とあり。平田翁云。風土記ニ筑波使主云々。と云るは依て思へハ。國造本紀に。筑紫刀禰

誤れるハ非すと云り。重胤云。筑紫刀禰と云人。征韓の御時ふとい供奉りて。其家の職とある。鍛冶の事を以て。仕奉れりし子孫の。筑紫より在を思へハ。必

其人ふりけん。こそ所思たる。多祁許呂命。神功皇后。供奉の事あり。天目一箇命。筑紫伊勢兩國。忌部祖也。と拾遺ニ在る由あり。然れハ。

刀彌は舍人^{トキ}にて。筑紫舍人と云むか如くして。謂ゆる筑紫忌部の稱也けり。此人鎮西にて生れたる故に。筑紫刀彌と云けるを。其國に任は着てより。地名を唱へて。筑波使主と云けるなりと云れたり。諸姓氏録に。未定茨木造。天津彦根命之後不見とあり。皇別にも。茨木造。此氏後。壬生連の姓を給はれるよや。仁德紀に爲大兄去來總別皇子。定壬生部。とありて。其時諸氏の人なり。風土記行方郡條に。難波長柄豐前大宮。取守天皇之世。癸丑年。茨城國造小乙下壬生連麻呂。那珂國造壬生直夫子云云。續紀神護景雲元年三月。常陸國筑波郡人從五位下壬生連小家主賜姓宿禰。同二年六月。以掌膳常陸國筑波采女從五位下勳五等壬生宿禰小家主。爲本國。々造。と見ゆ。さて平田翁説に。三代實錄仁和三年三月。常陸國正六位上菅田神從五位上。と見え。和名抄に同國河内郡。菅田郷あり。然れ。菅田神は。茨城國造の祖神を祀れるよそ有べき。ま。郡名を河内と云も。河内直より分りて。此地の國造となれる由縁なるへしと云り。姓氏録に。菅田首。久斯麻比止都命之後也とあり。麻比止都命は天津彦根の命

子也。又式播磨國賀茂郡菅田神社。近江國蒲生郡菅田神社。とあるも。此神を祭れる社なるへし。其は式。播磨國多可郡。天目一神社あり。又此神近江國よも由ある事など。既に云りさて記す。天津日子根命ハ。木國造とある。此ハ茨木の誤にて。字を脱せるならむと。記傳に云れたる。然言なり。天武紀十三年。茨城公賜姓曰真人。とあるは。姓氏○額田部連姓氏錄。左京額田部ハ。天津彦根命孫意富伊我部命之後也。とあり。平田翁云。三世孫とあるへきなり。其は本書額田部河田條に。三世字あり。又高市連し天津彦根命と云るハ。其本を擧たるよて。實は天御蔭命より出たり。さて意富伊我部命は。彦根命の三世孫なれば。御蔭命は孫也けり。と云り。記云。天津彦根命。額田部湯坐連之祖也。とあり。記傳云。姓氏録に。額田部湯坐連。天津彦根命子明立天御影命之後也。允恭天皇御世。被遣薩摩國。平草人。復奏之日。獻御馬一疋。額有町形廻毛。天皇喜之。賜姓額田部也。奴加は。即此の町の形なり。また額田部。但田連。同神三世孫意富伊我部。命之後也。允恭天皇御世。獻額田馬。天皇勅。此馬額如田町。仍賜姓額田連。此は。脱たるか。部と云こと。後加へたるよハ。あるまじけれなり。是よて。額田の義解えたり。武鄉云。但此額田部の事ハ。允恭天皇御世の故事なり。

然るに記の大國主神段ヒナナリ。日名照額田毘迺男伊許知邇神。と申す神名有て。己は神代に額田の稱あり。又應神紀に額田大中彥皇子と申す御名も所見て。此は允恭天皇の御世所知るに。己は額田の言有なれは。此姓氏録の説。浮たるに似たり。同書に。額田部湯坐連天津彦根命五世孫乎田部連之後也。乎は決く誤字なり。もし乎の誤ならんか。然らば上の位田も。豆多まや。○武郷云。額田續紀に河田とあるより。乎も川の字なら。舊事紀に。天斗麻彌命。額田部湯坐連等祖。引る額田部湯坐連條に。天津彦根命子。明立天御影命とあれは。戸間見命。天御影命の同。などあり。さて湯坐連は。其氏人の中に。湯坐の事の由は付て。別は賜はるし。姓なるへし。さて後より其湯坐連の方榮えし。廣かりける故。記より其を擧。此姓の人。孝德紀考謙紀仁明紀などにも見。書紀より。本を擧たるなるへし。武郷云。重胤云。湯坐連は。額田部なりし氏人の湯坐。職字を兼て。仕奉れりし者なるへくして。天武天皇十三。大湯人連若湯人連とあるは。本より別なるへきこと。云も更なり。天孫本紀に。饒速日命七世孫。大咩布命。若湯坐連祖とある是なり。と云り。さて上総國周津郡に。額田湯座の二郷ありて。須惠國造は。天津彦根命の御末なるなど。みなよしあり

神名式に。伊勢國桑名郡額田神社あり。武郷云。和名抄。桑名郡額田沼加多。神風抄。額田神田あり。さて此社の帳考は。在。額田村と。同郡多度。神は。此天津日子根命ふれは。此社も此姓よりあるへし。又類聚國史に。額田國造と云。姓は人もあり。此は同姓の異姓の。猶考へしと云り。さて天武紀十三年十二月。額田部連賜姓曰宿禰とあるは。此氏ふるへし

按に額田部宿禰今一氏あり。姓氏録右京神別。額田部宿禰明日名門命三世孫天村雲命之後也。攝津に。額田部宿禰角凝魂命男五十狹經魂命之後也。有。大日本史氏族志云。按明日名門。本書不言。其為三河神裔。而額田部宿禰條云。角凝魂子伊狹布魂之後。其下序額田部云。額田部宿禰同祖明日名門之後。據。此明日名門為角凝魂之後。無疑。唯其世次不可考耳。とありて。これは同氏なり。さて額田部は右の如く。天津彦根命の後。角凝魂命の後。二氏あれは。天武紀十三年に宿禰姓を賜へるは。何れの裔か。知かたし。今姑くこゝに記するまでなり。さてまた續紀に。額田部直と云も。○活津彦根命。本は活下目字ある行なり。諸古寫本に從て削りつ。○次熯速日命。丹鶴本次以下五字。○熊野大隅命。熊野忍隅命とあるは。同云。○六男。丹鶴本は五男とあり。さて此まで。初度の事の亂ひて。こゝに出たる事。上に云る如く

於是素戔嗚尊白曰。吾所以更昇者。衆神遂我。

於根國。今當就去。若不與_レ姉相見。終不能_レ忍離。故實以_二清心_一。復上來耳。今則奉_レ觀已訖。當隨_二衆神之意_一。自_レ此永_レ歸_二根國_一矣。請_レ姉照_二臨天國_一。自可平安。且吾以_二清心_一所生_レ兒等。亦奉_二於姉_一。已而復還降焉。廢渠槽。此云_二秘波鷺都_一。撫_レ籤。此云_二久斯社志_一。興台產靈。此云_二許語等武須毗_一。太_レ諄_レ辭。此云_二布斗能理斗_一。輻_レ輻然。此云_二乎謀苦留々爾_一。瓊_レ響_レ瑤々。此云_二乎奴饑等母々由羅爾_一。

遂我以根國。本_二遂を處_一作れり。されど根國_二適れ_レ處_レたまひし_一。伊_レ特_レ諾_レ尊の詔_二よそあれ_一。衆神等の處_二たまひし_一あり。此事_二ハ既_一今_二は衆神_一遂_レはれ

給ふふれい。丹鶴本_二は依_レて。遂_レ字_二は改_レめつ_一。上_二も諸神_一遂_レはれ_レも_レあり。遂_レハ遂_レの俗体_二よて_一。同_レ字_二なる_一こと既_二よ云_レり。○奉_レ觀ハ漢籍_二よ。諸候見_二天子_一曰_レ觀。また觀_二勤也_一。なごあ_レる_二は依_レて。書_レれし字_二なり。○平安_一は。真_レ幸_二となつ_一。萬葉の歌等に多_レき辭_二なり_一。平田_二和名鈔_一淡路國津名郡平安門忠加_二と見え_一。物語書_二にもある_一。か_二と云_レ詞_一あれど詳_二からぬ詞_一なれい。より難_二しと云_レれたり。○奉_レ於_二姉_一。重胤云_二。其清心_一を以_レて。生_レ奉_二らせ玉_一へる男御子を奉_レりて。大神の御命_二以_レて。天下_二を事_一依_レて授_二玉_一いむ御事を。悉_二よ其御心_一よ任せ奉_二らせ玉_一ふとあり。已_二も條々_一よ云_レるか如_レく。其始_二二柱_一御祖神の何_レ不生_二天下_一之_二主_一者歟。と詔_二給_レひて。此大神等を生成_レ奉_二らせ玉_一へれい。其御中_二よ生_レ出_二させ御坐_一ける男御子を以_レて。天下_二之主_一と爲_レ奉_レるへき道自然_二は豫_レて定_レり在_レりしなるへし。但_二し月讀尊_一。其事_二の無_レき所以_一は未_レ考_レえず。故_二其道_一を以_レて。大神の御方_二にて。日_レ足_レし奉_二らせ給_レむと。宣_レ給_二へるを。素戔嗚尊_一より。其御事を_二を諾_レふ_一奉_二らせ給_レひて。其御子を奉_二らせ給_レむと。申_二玉_一へるいひもてゆけい。かの素戔嗚尊者_二可_レ以_レ治_二天下_一也とある。其天下_二を奉_レらせ給_レふと。云_二事_一は當_レれるふ

り。故、天孫降臨章一書。天照大神勅曰。豊葦原中國。是、吾兒、
 可、王之國也。記、も、天照大神之命、以、豊葦原之千秋、長五百秋、之水、
總、國者、我御子正勝吾勝々速日天忍總耳命之所知國、
 ある御事の、因て起る所以。此、在る事也けり。此事を知らる時、天
照大神の御命も、あま
り不意く聞なし奉らる、かきて平田翁云、か、白し給へる御言の中、自
如し、此、人の難義と爲る所也
 ら大御神、御子等を哀と御覽、育たまむことを、言遣し給ふ御情のほど
 見えて、甚も哀と悲しき御言、よそのける、と云り。○還降。平田翁云。此一書。
 復上り玉へる度、御子生たまへりとのる。亂の傳、日神の御田三處あり。素
 戔鳴尊の御田も三處あり、を磔處なりし故、其を妬て、放、畔溝埋などの。
 惡事を爲玉へるとある。傳を捨て、其餘の事ども、餘の一書ども、記拾遺など
 にも、洩たる傳の、實まかあるべき、珍き傳、殊、暇請し玉へる御言など、彼
 解除の徳、よよりて、御心の和給へる事、明、知られて、いと哀なる御言なりか
 し。と云り。○瓊響瑤々。此云々々。本、瓊響二字脱たり。山陰、二字ある本、

る、と云れたるに従て加へつ。また乎奴儼等の乎字、決して衍なり。これも山陰、
 削去へし。され、上の乎謀若留々爾の、乎よりまされて、此、も書るなるへし。と
 云りたる言なり。私記、瓊響瑤々、奴奈刀毛由良爾とあり、これ、依れ、
乎、衍なる事著し、但し母由羅爾の、母字を脱せるなり

飯田武郷謹撰

是時素戔嗚尊自天而降到於出雲國簸之川上。時聞川上有啼哭之聲。故尋聲覓往者有一老翁與老婆中間置一少女撫而哭之。

此章の大旨ハ。素戔嗚尊天上より出雲國ニ降坐テ。其處ふる脚摩乳手摩乳。及其女奇稻田姫を見玉ひ。其神等の哀傷む狀を憫坐テ。八波大蛇を殺し玉ふ。其大蛇の尾中ニ。神劍あり。此れ草薙劍なり。即これを天照太神ニ上獻れる。此れ神璽の其一ニ。寶劍出現章の本旨ニ在り。さて遂ニ奇稻田姫を后ト爲テ清宮ニ住玉ひ。生坐る御子大己貴神の。世ニ功績立給ふ神性坐す事を見定玉ひテ。御自ハ遂ニ根國ニ入坐マテの事を載たり。諸一書ニハ。其

大己貴神の國土を造立一玉ひ少彦名神と共よ。人民の恩頼蒙らへき事とも
 を爲置せ玉ひし事を載たり。本書は即經なり。一書共い緯あり。此經緯の傳に
 て。素戔鳴尊より御子の繼々の事の具よ知られたる。即この一章のおもむきな
 り○是時とい。上章遂降馬とあるをうけて云る文ふいら。此は後度の御天降の
 時なること。既よ重胤の説を引て云へるか如し。○自天而降ハ。即高天原より
 天降り御在坐し著せ給ひけるまで。他所より渡來坐るよあらず。然るを唯第
 四一書よ先よ降ニ到於新羅國とありて。其より東渡到ニ出雲國簸川上所在
 鳥上之峯と云るハ。後よ天降坐る事を一よ云て。其は混ひつる傳ふる事。既よ
 弁ハ注したるか如し。○出雲。名義次の御歌の下よ云。○簸川。記よは出雲國
 之肥上河上在鳥上地とあり。肥の下なる上字ハ。上祭に訓めとなり。記傳云。肥は地名ふり。和名抄
 出雲國大原郡斐伊。神名式よ同郡よ斐伊神社もあり。彼國風土記よ。大原
 郡斐伊鄉屬郡家。極速日子命坐此處。故云極速神龜三年改字斐伊とあり

れより。より川よも名けつるふり。極速日子命は即上よ見えたる。極速日
 神ふり云々。重胤云。瑞珠盟約章。寶鏡開始章等よ。五男神を六男神と爲る。異なる傳ありて。活津彦根命と熊野忍踏命との間。極速日命あり。出雲風土記なる。極速日子命ハ其神にて。火神より化れるよあらし。火神より化れるハ。天孫降臨章よ。天石窟所住神とあれハ。出雲よ由なきを。熊野郡と大原郡とハ相隔らざる地なるよ。心を著て考ふれハ。熊野も斐伊も。共よ出雲の地名なれハ。活津彦根命の亦御名などよや有む。又姓氏録攝津國神別天神。服部連。燐之速日命十二世孫。麻羅宿禰之後也とあるも。此の神なるへしと云り。よく考へし。さて此川上ハ。同風土記よ。出雲大川源自伯耆與出雲二國。堺鳥上。山流。出仁多郡横田村。即經横田。三處。三澤。布勢等四郷。出大原郡堺引沼村。即經來次。斐伊。屋代。神原。等四郷。出出雲郡。堺多義村。經河内出雲二郷。北流。更折西流。即經伊努杵築二郷。入神門水海。此則所謂斐伊河下也。云々自河口至河上横田村之間。五郡百姓便河而居。出雲神門。飯石。仁多。大原郡。○記傳云。此大河の下。古は神門水海よ流入しを。寬永のころ大水出たる時より流變りて。今は伊努郷より東方へ流て國中の入海よ入となり。さて此入海は國中を東より西へ遠く入たる海にて。昔は潮海なりしを。肥大河の流入る故よ。其河水よ衝れて今は潮入らず淡海なりとぞ。また仁多郡室原川。

源出郡家東南卅五里鳥上山北流。所謂斐伊大河上也。又同郡横田川。源出郡家東南卅六里室原山北流。此即斐伊大河上。なごあるを見れば、鳥上の此源なれりなり。さて記紀とも。降着給ひし處ハ、かゝ簸川上とあれども。なほ始て到坐る地ハ、安來郡可愛川上あるべき事。次々よ云るを見るへ志。○啼哭。記傳云泥ハ即泣ことふるを。泥那久と重ね言ふ常のことなり。と云り。されど重胤云。齊明天皇四年。悲哭をミチスとある。彌ハ音を立て歎く事なり。又那久ハ音チ舉ふるへし。彌は泣く時の音聲あり。那久は音聲を立て歎くを云ふ。又彌那久の又彌那久の彌を省きて唯ハ那久と云も常なり。然るハ那久と云ふ。其音を立る事ハ。合りて有れハなり。字書ハ大聲曰哭。細聲有涕曰泣。とある事なるか。其如くして。哭は音を立るハ係り。泣は其盡たるハ状ハある説は従ふへし。○尋聲覓往者。記云。此時箸從其河流下。於是須佐之男命。以爲人有其河上。而尋覓上往者。とあり。重胤云。箸の流下れるハ。決めて簸川ハ有へからず。第二一書。是時素戔嗚尊下。到於安藝國可愛之川上也。云々と所見されば。風土記の伯太川まで。即今伯耆大川と云る是なり。但此までは。地理甚と違へるか如くなれども。然らず。其鳥上山は。仁多郡に在て。風土記。伯耆與出雲之堺と注し。其意宇郡伯太川の事を。同記に。源出仁多與意宇二郡。堺葛野山と見えなれば。相接ける地なるまで。斐伊川と。伯太川と流末まで。十里許も隔在らむを。水源まで。僅なる程よし有ければ。地理の違へるハ非ずして。傳の狀の異なるなり。諸素戔嗚尊の尋ねつゝ上り坐し。其可愛川上よしして。大蛇を殺し給へるハ。簸之川上なる者あり。第三一書。其斬蛇之地。則出雲國簸之川上山是也と見えたる是なり。思混ふる事勿れ。と云れり。○一老翁。記傳云。一字は讀へからず。かゝる處よしと云は。漢文の格なりと云り。次の一少女も同じ○老翁老婆。本ハ翁を公よし作る。永享本纂疏本舊事紀本。翁よし作るよし。記傳云。倭名抄翁孫恒切韻云老人也。和名於伎奈。新撰字鏡ハ振於彌奈とあり。續紀十三。紀朝臣意美那と云人の名

も見ゆ。抑老女を意美那と云ハ。少きを表美那と云と對て。大と小とを以て。老
 と少きとを別てる稱なり。又伊那那美などの御名の例思をふよ。意伎那意美那ハ。伎と美
 美那と乎止古乎美那 とを以て。男女を別てる稱なるへし。矢野玄道云。按意伎那意
 相對之稱かと云り。さて和名抄に説文云。嫗老女之稱也。和名於無奈と見え。
 書紀ハ老婆老嫗老女。又万葉ハ嫗靈異記ハ嫗於于那。など見えたるハ。中古
 よりして美を音便に牟とも宇とも云なせるものあり。此又表美那をも。後ハ表
 牟那とも。表宇那とも云と同例なり。とあり○撫。萬葉六ハ搔撫曾彌宜賜。打
 撫曾彌宜賜とあり。搔も打も同く。萬の事は添云言なり。

素戔嗚尊問曰。汝等誰也。何為哭之如此耶。對曰吾是國
 神。號脚摩乳。我妻號手摩乳。此童女是吾兒也。號奇稻田
 姬所以哭者。往時吾兒有入箇少女。每年為八岐大蛇所吞

今此少女且臨被吞。無由脫免。故以哀傷

國神。記傳云。國神ハ高天原ハ坐神を。天神と申すハ對へて。此國ふる神を云
 なり。但何事も此國よて言こなる故よ。天神ハ申せども。國神と徒ハ言ハ
 す。此も天より降來坐せる神ハ對へて申す言ふり。とあり。矢野玄道云。按稱國神凡有
 其一矣。因先宰其地而言。吾國神并氷鹿等類。此其二矣。或指其產土神。而稱之。山城風土記
 本體社為三社。其三矣。或雖海中之神。摠混諸地祇。姓氏錄列三皇玉彥命之裔孫于地神。之
 類。此其四矣。神祇今義解之制。又出干殊制者乎。其所謂天神者。
 指下不在陸地之神。而稱之也。と云れたるは心得おくへき説なり。記云。僕者國神大山
 津見神之子。云々○脚摩乳手摩乳。名義奇稻田姬を撫愛しみつるよしハ
 名よて。脚撫知手撫知ふり。知は例 の尊稱。記傳よも云れ一如く。此ハ姫の素戔嗚尊
 の御妃ハ為玉ひて。後ハ御親を思て稱へしものぞ。然らされは。子を愛みつる由を。
 し。然らば今此ハ吾名とて名告つるは。前後連へるよ似たれ。本より親の名よ負ふへき由な
 と。凡後を以て始へも回らし言ハ。古傳の常なれば妨なし。一書よハ。足摩手摩と云

を。父一人の名ともせり。さて尋常ふる手足と云へきを足を先と云る。矢野玄道云。按以足先稱。文徳天皇紀。授播磨國足速手速神從五位下。可亦以徵也。と云り。○奇稻田姫。記は、櫛名田比賣とあり。奇ハ美稱。記傳云。名田ハ稻田武郷云其地ハ清地の舊田武郷云其地ハ清地の舊。然るを久志より連く故。志ハ伊の響有て。自名田と云るふり。と云り。さて一書ハたゞ稻田媛ともあり。又眞髮觸奇稻田媛ともあり。これハ枕詞を置るなり。式云。山城國相樂郡綺原坐。健伊那太比賣神社。能登國能登郡久志伊奈太伎比賣神社あり。平田翁ハ此御名ヨ因テ。櫛戴の義カト云れたり。出雲風土記。久志伊奈太美等與麻奴良比賣命。と云もあり。重胤云。式云。常陸國新治郡稻田神社あり。二十八社鎮坐考。今属茨城郡。在稻田村。所祭奇稻田姫命。今祠二許町上是謂與宮舊趾。とあり。又式武藏國足立郡氷川神社。名神大月 次新嘗とあるハ素戔嗚尊奇稻田姫神。大己貴命。三神にて渡らせ玉へるの上。其入間郡中氷川神社を頭注。日本武尊東征之時。勸請

稻田姫命也。とある外。猶諸國も多在ぬへとなん。と云り。○八箇少女。記傳云。ハは例の多きを云るまで。幾人も有し意なるへし。白檮原宮段ハ七媛女。日代宮段ハ二嬪女などもあり。と云り。さてヤツタリをヤツタリと訓るは。雄略紀ハ馬の八足をヤツキ。万葉集ハ八峰をヤツタと云るか如き例也。矢野玄道云。按高橋氏文有八乎止古八乎止。是也。女。神樂亦然。紀作ハ八箇少女。恐從ハ八人爲云り。○毎年山蔭云一本毎生とあり。と云り。丹鶴本も。記にも。毎年來喫とあり。あれど毎生とある方勝れる心ちす。○八岐大蛇。記ハ高志ハ八俣遠呂智とあり。高志ハ地名なり。和名抄出雲國神門郡古志あり。重胤云。高志ハ記傳ハ出雲風土記。神門郡古志郷云々。古志國人等。到來而爲。提即宿居之處。故云古志。と所見たれども。其地ハ有へからず。其本國なる古志國を云也。記ハ八千矛神將。婚高志國之沼河比賣。とあるは。式ハ越後國頸城郡奴奈川神社と見えたる。其國の事なる。和名抄郷名。同國古志とあれは。其より出て。今越前加賀能登越中越後等の總てを。高志國と云けるなり。出雲風土記。越ハ八國と云ふ。次云。か如く伊吹山は。近江美濃。跨かりたる山なれども。其後。は直。越前國なりければ。共越八國の内也し也けり。樋川上天淵記。又此去河上二里有余。有深溪一名天淵。即大蛇之窟宅也。と所見たれば。其高志より通ひて。此。潜まり棲て。人を惱ませりし者なる。こそ。必其常居。ハ非るべし。と云り。○武郷云。按此高志も神代。越洲と云る能登國なるべし。八千矛神の河沼比賣。通ひ玉ひしも。其處なることたし。

かなる證あり。此國上古は人も住す。怪鳥大蛇の棲處にて有しを氣多
 大神此を平け玉ひしよしなれば。八岐大蛇も其處を占居れりしこと。八岐は次は頭
 尾各有八岐と云ふこれなり。蛇和名鈔は蛇和名倍美。一云久知奈波。日本
 紀私記云乎呂智とあり。記傳云。今俗は少尋常ふるを久知波奈と云。
 や。大ふるを幣毘と云。ふほ大ふるを宇波婆美と云。きひめて大なるを蛇と云也。
 遠呂智と云。俗は蛇と云。いかりなるを云けむ。とあり。名義平田翁云青呂智と云
 言の門の省かれたるや。青呂智と云。俗は青野呂智と云。蛇と云。此を青呂智
 といふ國々多かれなり。其は尋常ふへヒと云はかりのものより。大蛇といふはかりの
 の人なども。然稱ふをさたり。なほしか云國々多かるへし。出羽國
 の秋田庄内邊にては。青ノロチと云。江戸などにては青大將と云。抑蛇の類多かる中
 へ。此蛇はしも常草村の中は在るも。餘の蛇等より平穩。長々一人
 害ひを爲すも。餘の蛇等の如く甚くからず。然れども又此蛇はひび大きになる
 いたく。俗は宇波婆美と云ひ。大蛇と云ふこの。有状を探ぬる。こは此蛇の大
 成れるまで。其餘の蛇の状なるに聞す。かく大なる成る性の者ふる氣もや。自から小

蛇の時。然も害を成とす。老成かると思ゆるなり。俗は宇波婆美と云を。常陸下總
 羽の秋田などにて。は宇加婆美といふ。然れは衰呂ハ。青呂といふ辭の添りたるが。阿の省する語。智
 ハ稱名ふり。下は須佐之男命の御言。汝是可畏之神と詔い。又欽明紀。狼
 を貴神と云ひ。虎をも威神と云る言ある如く。かゝる物をも稱へて。智と云る
 なり。蛟などの。重胤は。衰呂智と云事は。通証は乎呂尾也。知雷也。有尾而可畏
 之義。と云るは然る言なり。さて倍美は遠身久知奈波は口之
 延にて。口の長く開きたるを云なるへく。乎呂知と云は。稍長延たる
 しを云稱と思ければ。尾有雷と云説。信ふ云れたり云へしと云り。○此少女本は女
 を童とあり。丹鶴三島本應永本は據て改

素戔嗚尊勅曰。若然者汝當以女奉吾耶。對曰隨勅奉矣。
 故素戔嗚尊立化奇稻田姬爲湯津爪櫛。而擗於御髻。乃
 使脚摩乳手摩乳釀八神酒。并作假廢。八間。各置一

假廢此云ニヤ
 佐受枳

口槽カハフチナ而盛酒モツレ以待之也。

以女奉吾耶。葦牙云。女は生女ムスメに意なり。さて此童女を乞し賜へる。爪櫛ツメなして御髻ミマツよもたまひて。其身を大蛇オホヘビに隠たまはん為ために。さるものから。本より童女のかほよりし故に。御妃ミマツは為たまはむ料か。と云り。○隨勅奉矣。記云。是汝ナニ之女者奉於吾哉。答曰。恐亦不覺御名。爾答詔。吾者天照大御神之伊呂勢也。故今自天降坐也。爾足名推手推名神曰。然坐者恐立奉ラムとあり。○立化奇稻田姬云々。記云乃於湯津爪櫛取成其童女ムスメ而云々。とあり。立ハ私記明應本鎌倉本マカ據て。太知度已呂爾ニ訓へハ。舊訓はニ迂却崇神祝詞ニ。高津鳥殃爾依氏立處爾身亡支シと云事あり。立處タテとハ立て居る間も非せず。と云事ハて頓ト急速ヤ義ナふり。忽ト云ハ近ニ義ナからハ忽ト立て待つ間ハと云事ハ。記傳云。取成トとハ手テ執ツて為るを云なり。令取其御手者。即取成立氷亦取成ト。とあると

同て。此物を變化カて。かの物ハ為ナなり。然れハ。これハ姫の身躰ミタマを櫛ツメに變化カて。須佐之男命の己命の髻マツに刺たまふふり。と云り。さて如此為玉タマ所以ハ。いかなるよかと云ハ。重胤説ハ。此ハて。其童女の形を幽カして。湯津爪櫛ユツツメと變カさしめ其害を避させおはさ坐むと事謀らせおはし坐けるよし。其御名の義タマ合ハせ。曉トるへとなん有ける。天淵記ハ。素戔嗚尊計奇計。置ハ八槽ヤツ醞ヰ舟フネ又作ハ艾偶女アヒメ裝ツ之。置ハ東山頂ト。其影沈入ニ槽ニ。大蛇見レ之。以テ為ス真女マコトメ。使テ矯ツ八頭ヤツ飲ス八槽ニ。中無ク女云々。とある。為ニ湯津爪櫛ニとあるも。甚能聞ゆめり。と云れたるさる言ふり。右の天淵記の故事は。源平盛衰記ハ。桐鴨曉筆ハ。また。これハ記傳にも引れたる。清輔與儀ハ抄ハ。櫛ツメ取成ト。蛇ヘビ見レせしと云玉タマひけるハ。と云れたる。自ら云得たる説なり。○八醞酒ヤツヰ。和名抄云。説文云耐タ。三重醞酒也ハ。漢語抄云。豆久利ト。西京雜記ハ云。正旦作ル酒ハ八月成ル。名曰耐酒ト。一名九醞ト。通俗文云。醞ヰ酒ハ。切韻云。記傳云。醞ヰ酒ハ。釀酒也ハ。久釀也ハ。字書ハ注せり。夜志本表理と

云所由ハ私記也。或説一度釀熟。絞取其汁。弃其糟。更用其酒爲汁。亦更釀之。如此八度。是爲純酷之酒也。謂之鹽者。以其汁八度絞返故也。今世亦謂一度便爲一鹽也。謂之折者。以其八度折返故也。是古老之説也。と云リ。八度折返といハ古何事。まれ回復て物するを。折と云るも。物語文。折返ト歌ふ事あり。又酒折池。酒折宮。など云もあるを思へ。折ハ酒を造る。殊云言ふるへし。さて字鏡ハ醜志保留ハ説文ハ厚酒也と注せりとあり。此よらハ厚酒を造るを志保留とい云も。志保留は即ち志本保留の切まりたる言も。幾度も折返し釀意ふるへ志と云リ。さて酒ハ加茂翁説よ。これを飲めハ心の榮ゆる故の名も。佐加延の約ふり。と言れたり。祝詞等ハ長御食能遠御食登。赤丹穂爾聞食故爾。など云る類の語ハ據て思ふ。心のみよあらず。顔まで赤丹穂。穂ハ咲榮ゆるを以て。佐計とも云と聞えたり。また佐計ハ汁食の約なり。酒の事を汁と云へれ。ハ此説もすてかたし。とてわく酔き酒をつくる。甚く大蛇を酔せん爲の御態なれ

ハナリ。○釀ハ字鏡ハ釀造酒也。佐介加元。とあり。重胤云釀ハ迦美。迦牟。又迦母須とも活と事なるハ言義ハ氣産^{キタマ}もて。其牟須ハ産靈神の産も同志いへし。飯と水との氣相釀して。成れる酒なれ。必然あるへからんことおほえたれ。又和名抄。麴藥類ハ釋名麴朽也。麴之使生衣朽敗也。和名加無太知とあるも釀立の義なり。又俗ハ此を音便ハ迦^カ字自^ジと云ハ釀^{カシロ}實^{シロ}の義あり。又藥説文云藥牙米也。和名與禰乃毛夜之。と云る毛夜之も。産息^{ムヤシ}もて。其同類の言になん有ける。と云リ。○假廢ハ和名抄古本ハ類聚國史云。假床此間云佐受枳。今案假構屋內床之名也。釋ハ兼方案之似屋也。今世棧敷敷と云ハ口訣ハ假屋也と注。又纂疏ハ假作之閣也。とあるハ如く。假に作儲たる席の稱なり。字書ハ廢閣也と有後世ハ物見る料ハ構らさしきと云物即是かり。言義ハ重胤云。禮の古点ハ度^{タカ}を佐志^{サシ}於久^クと訓み閣を佐受枳と訓るを。和名鈔居宅類ハ。棚閣和名多奈と見え。佐受枳ハ指席^{サシキ}の義なるへし。若て指ハ今俗ハ母屋

の廂をさしたしといひ。又廂なとして。擔計の外は張出たるを。さまひけと云る。此の雅言は傳はらず。俗語に遺れる者也。志伎は敷きて。座を下る所を云ふ。俗に座敷など云敷是ふり。と云り。孝紀徳座とシキ井と訓めるを思ふへし。とて記傳云。此の槽を置料あり。八間作る。大地の頭の八あれの槽を一間。一つ。置きてなり。と云り。記云。釀八鹽折之酒。且作廻垣。於其垣作八門。每門結八佐受波。此のこよ一つ。よて。八門なれ。合せて。八結を云へる古文也。每其佐受波。置酒船。而每船盛其八鹽折酒。而待ごあり。これよれば。八間の八處まで。八門毎は假殿一箇つゝ作るを云なり。かくて其假殿を作りし處は。天淵記よ。置八槽。地乃天淵之神隅也。とあり。○一口槽。和名鈔文撰注云。槽今之酒槽也。和名佐加布彌。とあり。一口は。本よりて訓へし。平田翁か古本よヒトクチと訓めば。重胤云。各置一口槽。とあるは。其八門より其八頭を指入れて。其假殿は。届り各其間毎は在る。一口の酒槽は。頭を一頭宛向はしめて。其八頭共は休らふ事なり。一時は口を入れて。吞酔のへと神量謀らせ玉へるものよして。後よ

頭を拔出むと爲るよも酒と云へは猛烈しき八醜。酒なり酔てハ動くへからず。又出去むと爲とも。其門は抑止められて。容易と出去る事を得とらしめて。此よて必切伏むと。思ほし定めさせ玉へる。神策よなんじたらせ玉へりける。谷重遠説。結槽。使八岐。首。各不可轉動。是則尊之兵法也。と云ひ。玉木氏も。八頭異處以分其勢。此以寡敵衆之畧也。酒則蛇之所嗜。故誘之此誘其欲。以折鏡氣之術也。と云る。何れも云得て。愛しき説ともなるものあり。然れば。わが上古は兵機を始めて起させ御在し坐ける。此大神よなん渡らせ給へりける。と云れたる然説なり。○待之也。の也字釋紀また丹鶴本に死し。とて通証よ。宗因云。予自幼在西州。見土俗捕蛇。以酒灑。草則必多集矣。とあり。

至期果有大蛇。頭尾各有八岐。眼如赤酸醬。松栢生於背上。而蔓延於八丘八谷之間。

至期。本にハトキニと訓るを。丹鶴本よ。トキイタリテと訓り。嚮に老翁の。今

此少童且臨被吞。また記よ。今其可來時トキニイタリと云る。其期に至るを云。然れどもことハ
と訓て叶ふへし。又古本ともよハ。コトノ ○果。重胤云。武烈紀須衛婆院志豆謀
コトク。ともコトトキニ。とも訓るかあり。 此ハ已ニ其言ハ。所信有テ。終ニ其事の
見ハる。を云ナリ。故此ハ記ヨ其ハ侯遠呂智信。如言來。とあるヲ換テ。至期
果。と有ナリケリ。言義ハ。物の最末を端ハタと云ヒ竟ハツレと云る。是なるへしと云リ。山
陰云。果有ニ大蛇の下。來。字ふてハ足らはずと云リ。此ハ後ニ脱たるものなる
へし。○頭尾各有八岐。記云。身一有ニ八頭八尾とあり。八岐大蛇の名義即
是ナリ。○赤酸醬。記ヨ赤加賀智者。今酸醬者也キ、キとあり。和名抄兼名苑云。酸
醬一名洛神珠。和名保々豆木とあり。重胤云。此物の質ハしも。西土ハても。洛神珠と
も王母珠とも云る如ク。赤としと圓かなる珠の状したる物なるを取テ。譬へたる
ハ彼海鰐などの目の如ク。外ニ飛出て。頭毎ニ二の赤酸醬を附たる状也ハけむ
から。然書し傳られしりけん事。甚著明き者なりけり。俗も蛇目と云て紋なとよ書
る状ハ。唯丸くして中子の白

くあるのみなり。其は唯尋常の状也。けるを。此大蛇の眼の状ハ。其赤酸醬を二並へ
て著たるかハ頭よテ冠々たるならん。甚恐ろしけなる状。云む方なき事をかじ。と云リ
私記云。其目耀絶猶知ニ赤血也。欲言ニ赤血。便假云ニ赤酸醬也。是今保々都岐
者也。其色赤絶然。故假爲之。其本意是赤血也。とあるはまさらハしき説なり。下卷猿田
彦神のことを。眼如ニ八咫鏡。絶然如ニ赤酸醬。とあり。○松栢生云々。一書よ。
每頭各有ニ石松。兩脇有山。記ヨ其身生蘿及檜楡。とあり。和名抄よ。松。漢
語抄云。字亦作榕。和名萬都。栢兼名苑云。一名桐。和名加閑。谷川氏説よ。
今加閑と名くる物ふ。松栢と並へ稱するは依ハ。今世側栢扁栢コトシカシハ。ヒオキ圓栢ヒオキ混栢ヒオキ
仙栢イヌキの類すへて云たるへし。と云リ。重胤云。松栢並へ用ぬたる例ハ。萬葉十九
松栢乃佐賀延伊麻左禰尊安我吉美。とある是なり。故此ヨ松栢の二を抽出
て云ハ松ハ長生の物ふリ。栢ハ深山の物ふリ。其背上ふる樹共の。年深くして
深高ハ立る状たる事を強セ令聞キカられたる者なり。さて栢ハ。右ハ引る萬葉ハ松栢と
事帯なり。和名鈔本類。栢兼名苑云。栢一名桐。和名加閑。又名義抄。栢子一名榎子。と所
見たるハ。同抄葉類。桐子本草云。栢實一名桐子。和名加倍とあれハ。栢と榎とハ。同本な
ること知られたり。本草和名ハも。松實と並へて栢實子入出ハ蘇敬注。一名桐。音菊。已上二
名出ハ兼名苑。和名比乃美。一名加倍乃美。とあるを。又榎實一名枚子。一名枚杉。已上二名

出蘇敬注、和名加倍乃美、とあるを、又榘實一名枚子。一名枚杉、已上二名出蘇敬注、和名加倍乃美と有て、榘と榘を分たりと雖、榘實も榘實も、同く加倍乃美と云訓有を以考る、通證よ、加閉今按香重也、と云るか如く、其種類を加倍と云るなれ、同名として異本なるへきは、榘實の方より、今一別、比乃美と有れば、漢籍も榘の榘を榘なる由云る、等しく、榘實なるへければ、此は必榘よこそ有つらめ、若て榘の方、本草よ時珍云、生深山、中一人呼爲野杉、其實爲枚子、又曰玉山葉、と有れば、名義抄、和名抄などよ、榘子と、榘子とを、一よ爲られたるは、其實の香細しきから、共よ加倍と云よ依て、混れたる者どそ所思えたる、然れども、其本を云時は、本より別也と知へし、然れば記なる羅は此の松よ當り、榘は本より榘よ當り、と云り○八丘八谷云々、記よも其長度、八谷峽八尾、とありて、其大蛇の這度る長さを見渡して、其馬上山の丘谷を以て量れるあり、天孫降臨章なる、味耜高彥根神の映于二丘二谷之間、とあるも、其處の丘谷を以、量れるは同じ事なり、丘ハ、記傳云、凡て山よ表と云るよ二あり、一よは高さ處を云、八谷峽八尾高山尾上、坂之御尾、万葉よ向峯、八峯峯之上ふと、又岡の表とて今一は、尾頭の尾よて、鳥獸などの尾も同く、山の喬の引延たる處を云り、とあり、此は高さ處を云るなり、即此よ丘字を書れと云り、谷は、これも記傳よ、和名抄よ、爾雅注云、

水出山入川曰谿又作溪、和名多爾、とあり、水の垂下るより、云る稱なり、大破詞よ高山之末短山之末與利、佐久那太理爾落多波都、とある佐久那太理は真下垂よて、武鄉云佐久は逆よて、那太理は那太禮なり、雪などの山より落るを、水の山より落るさまを云、とあるよて、知るへし、

及至得酒頭各入一槽飲醉而睡、時素戔嗚尊乃拔所帶十握劍、寸斬其蛇、至尾劍刃少缺、故割裂其尾視之、中有一

劍、此所謂草薙劍也

草薙劍、此云二俱婆那伎能都留伎、一書曰、本名、天葉雲劍、蓋大蛇所居之上、常有雲氣、故以名歟、至日本武皇太子

改、名、曰、草薙、劍、

頭名入一槽、本に入字脱たり、永享本あり、本の訓よ、ヒトツサカフ子ニオトシイレテ、とあるを思ふよ入字も、とあり、事決志、記よも垂入已頭とあり、とて八頭を各々八箇の槽よ垂入て飲付しなり、總て蛇は甚く酒を好むも

のなるも、況て一書は毎口沃入とてへありければ、かゝ飲付けんは實然ることあり。十握劍のこと下云。○寸斬第三一書は、斬頭、斬腹、其斬尾とあるが如くは、段々は斬斷せさせ給へる御事なり。此を天淵記は斬蛇寸々とあり。重胤云、此訓甚之後の事からんと思ひつるも、靈異記は、衣欄捕粉條然とある下は、條然ニ合都太々々と注し、又名義抄は、寸字をキタ々々、又ツタ々々とある其言義思得ずと雖、其古言なる事、此を以て知らるれば、猶本の訓は有へし。但伎陀々々と同言ふりとはさしゆるなり遊仙窟は、寸斬亦甘心。又愁腸寸斷とある寸字を、スタ々々とも、キザ々々とも訓り、と云り。私記の訓も、キタ々々のツを濁りて。とあり。又今はツタ々々さて地神本紀は、素戔鳴尊云々寸斬其蛇。此蛇為八段。每段成雷。總為八雷。飛躍昇天。是神異之甚也と有。釋記より引る私記も、此と同傳を擧たり。八波ふるか故は、八段は斬給ひし。各雷とありしとあり。雷は健之嚴さ者の總稱にて、此は八雷と為し、八蛇と成て、飛躍去れるさまの、猛く嚴かりしより云る

なり。平田翁説は、此の雷は昇天とあるを思ふ。決めて龍はそ有けん。其は和名抄は、龍和名太都文字集略云、四足五采甚有神靈者也とあり。然れど、皇國にて舊より蛇は類ふるが、角また四足の有無は拘はらず。同抄は此龍之有角云々、龍之無角云々ともあり。或は幽れ或は明れ。大きとも小さとも變化て、雲を起し天に昇り、雨また氷を降し、ふとする物を、今も多都といふ。龍の天に昇る時は必鳴神あり。其は雷神の佐とる態あるを。人は然る細かき事まで、知る故は、雷鳴は即て龍の態と思ふも有めり。但し斯はかり猛之靈ある物は有れど、此の地は在時、大きとも小さくも、蛇の形なる故は、倍美とも蛇とも云ふ。斯は此なる雷即て龍ならむと思ひ合さる事。靈異記は雄略天皇空は雷の鳴るを、小子部トビヤヒノ部栖輕カサカサは請奉れと詔れ、栖輕馬は乘て空に向ひ、天皇の勅ふりと呼びりて追ふ。雷陀て落たるを捕へて進れる事あり。其雷の形を此紀は、大蛇とあり。想合せて辨ふへし。然れの傳は、雷は化て有て、其昇る時は甚く鳴動きなどしけむ故は、そ有へき、大蛇か甚く怒りて死けん靈の碎けて、かく數の龍と化て昇らんは、然も有へきことと云

れたるを説なるへし。○至尾ハ、尾を斬る時は至るを云。記ハ一切、其中尾ハあり。尾ハ八あらむハ、端ある中なる有へきふり。○劔双少缺、尾中ハ劔ある故。其ハ觸て双ハ毀つるなり。○有一劔。記云割而見者在都牟刈之太刀。こあり己ハも云る如ク、劔云名ハ、突き貫之方を主とし。太刀云ハ双を以て截断を專と爲一名あるハ。其兩用を相兼てハ、劔之太刀とも云るハ。守部云、都牟賀理ハ尾羽張ハ對たる一の稱なり。是其斬給へる十握劔ハ尾羽張なる故。對へて尾中より出たるを都牟刈ハ稱一玉ふり。是都牟刈、名ハ物ハ見えたる始めより。是より以前ハ多ク尾羽張りけらし。伊弉諾尊段ハ、故其所斬之刀名、謂天之尾羽張。亦名謂伊都之尾張。ふと見えたり。まづ此尾羽張名義ハ太刀尾の武郷云太刀の尾と云事ハ、太刀の笠端と云ハし尾潤り張る。後世ハ所謂劔製なり。また都牟刈と稱すハ、太刀鋒の菅蒲葉の如ク、窄ハカ突トカれるなり。即尖りハ都賀理と音通ふのみならず、其東國偏土ハ賤ハ。今も尖ると云事をツンカ

ルと云リ、ハ、太古ハ多ク劔製ふけるを。此時蛇の尾、中より始テ、鋒の尖りたるハ出より。尾羽張都牟刈の二の名ハ起しよ。其中ハ此都牟刈ハ草薙、神劔ハ坐々つれハ。世ハ殊ハ貴ハ愛テ。其御形体に摸し製れるハ。世ハ多クふりけらと云リ。此説然るへし。なほ此御劔の菅蒲の葉の如くなるよしハ、玉鏡集裏書ハ委く記したるを、俾りあれと今この内陣ハ入るハ、雲霧立塞りて物の文も見えず。故各扇よて雲霧を拂ひ出し、隠し火よて窺奉るハ、御璽ハ長五尺計の本の御箱なり。其内ハ石の御箱あり。箱と箱との間を、赤土よてよくつゝめり。右の御箱内ハ、樟木の丸本を、箱の如く内をくりて、内ハ黄金を延ハ敷き其上ハ御神膝御鎮坐なり。石の御箱と、樟木の御箱との間、赤土よてつゝめり。御箱毎ハ錠あり。皆一錠よて、開襟ハ大官司の秘傳といふ御神膝ハ長二尺七八寸計リ。双先ハ菅蒲の葉なりよして、中程はむくりと厚みあり。本の方六寸計リハ、節立て魚などの脊骨の如し。色ハ全膝白しと云々。先年熱田炎上の□大官司遷參故、社人斧を以、土用殿の御戸を打破らむと、斧を打たければ、其所より水流れ出たれば、さてハ御殿恙なしと。其まよて止め、以上右の傳、松岡正直より、予ハ傳りし所なりとあり。○草薙劔名起ハ、景行紀に玉所佩劔、聚雲自抽之。薙、攘王之傍草。因是得免。故号其劔曰草薙也。こあり。此ハ後名を擧て知らざたる物也。其御卷ハ云ハ、本名云々。重胤云、本文ハ所謂草薙劔也。と云る後の稱呼ハ對へて云ふリ。四神出

生章此本号曰乘名戸之祖神と見えたる本号神武紀は舊名片居とある舊名是なり此例は神名式等にもあり何れも始名と云名義まで亦名に對へる本名は非すと云り○常有雲氣の重胤云此は大蛇の氣を吐て雲と爲れるを云ふに有へからず斯る奇異は神靈しき御劔なる故也其大蛇は深く秘藏ると雖其神氣の秀は出上見ゆるまで彼雄略紀は栲幡皇女の護られさせたまひ一時於河上虹見如蛇四五丈者掘虹起處而得神鏡とあるも其皇女の持せり神鏡の神氣の虹の如き狀して其埋れたる土中より虚天は見はれ昇れるたれば其をも雲氣といふ云々云へる此大蛇の上なる雲氣をも如虹と云へるふるへて共其神物の靈氣の發見れたる者あり此次は素戔嗚尊の是神劔也と詔玉へるもかかる靈瑞を見行いたまひてこそい御言は告たまはりけり云々○日本武皇子は景行天皇の皇子に坐々て其御事蹟を何もみふ其紀に云り

素戔嗚尊曰。是神劔也。吾何敢私以安乎。乃上獻於天神也。

是神劔也云々。記云。取此太刀思異物而こあり。重胤云。此神劔を得て。神異しき物と所思ける由也。此時の尊の御心を想像り奉らる。蛇尾より斯る神劔の出たる事。本より怪ませたまふ其第一なり。又其劔を有てる大蛇の上も常は雲氣の立覆へる。是其怪ませ玉ふ第二なり。又其神劔の神氣おほしまし。て其神々しく有て。其國土の有ふらす。正しく天神の神物なる事を見定とせおほし坐て。然るまでも如何してか此神劔の大蛇の有とは成れりけむと怪しませ玉ふ是第三なり。次は乃上獻於天神也と有を以て。其御心の程を見奉るへしと云れたり。なほ平田翁も得たまへるより久しく御許は安置給へる間も種々世に倭建命の佩し玉へる間も種々の神異しき事とも有けん故もかく詔へるなるへし。景行天皇の御しき事の有しを思合せて辨ふへしと云り○私以安乎。類史は安を以吾私用也とあり。熱田大神宮縁起も何敢私秘藏乎。天照大神とあり。纂疏に。何敢以安者。至公無

我也。我心清々之言出于此。蓋以神劍奉日神者。其意欲傳之天孫而為百王之盟也。とあり。さる説あり。然るは此時いまた天孫は豊原中國を看て治め玉ふへき御議定の既ありしなり。右の説は就て。なほ重胤か云れける。此私字實は眼目とある所にて。此大神の至公なる御意を見奉るへき要文なり。然るハ上章第三一書也。此尊の御言也。擅自徑去とある擅字と相並ひて。摠ての御事。共は大神の大御意を。御心と爲させ給ひて。露も己尊の自由なる私の御行ひの御坐ますして。此。吾心清々之の御言也。發はし玉へるか如く。實は清明き正直き御志操の御程あり。と云る此又さる説あり。○乃上獻於天神。一書ハ乃云々上奉於天。とあるを。記ハ取此大刀云々。白上於天照大御神也とあり。記傳云。た天神といひ。又天と云るハ。正しく天照大御神と獻り給ふは非ず。と聞ゆめれど。此太刀後皇御孫命は授け給へハ大御神の御許に納れりしこと明らかし。と云り。重胤云。常に天神と申す時ハ。凡て天上におはします限の諸神の稱なる事。此大地に在ゆる

衆神を國神と云ふ本より同し事なり。然りと雖。右の如く打任せて。天神と申奉るハ。天照大神よわたらせ玉ふと所思しきハ。天孫と天神御子とも申し。また日神之御子とも申し。また天孫降臨第一書。孫田君神の言に。天照大神之子とも。天神之子とも申玉へる。是則大神を打任せて。天神と申奉るへき確証なる者なり。と云り。さて平田翁云。此劍を得たまへる事の傳ハ。神代紀ハ四ある。古事記となる。拾遺ハ此中より得給ふと乃。天は奉るこあるハ。書紀の一書のみなり。餘の一書とも。一は此今在尾張國吾湯市村。このみよて。天は奉給へる事なり。一は此劍昔在素戔嗚尊許。今在尾張國也と見え。此も天は奉り玉へる事なり。一は遣五世孫天之葺根神。上奉於天とある。この二傳を。師ハ心得の事と云れつれど。其は其劍を得玉ふと乃。奉給ふと云るか。然も有へと思ひなごる事ゆゑ。ふご其方ハ心引き玉へるなるへけれど。此ハ古事記の赴も。故取此大刀。思異物。而。白上於天照大御神也。とあれど。其時速に奉給へりといきこえず。唯其事の因ハ記したるまでの文あり。外ハもかゝる類の文例はいと多かり。た正書ハ。乃上獻於天神也。とあれども。この乃字ハ。助辭ハひとき用格よして。得ると直に獻給へるといふ。

證となすはりの字は非ず。其は乃遣五世孫天之葺根神上奉於天。とある乃字を以曉るへし。五世孫を遣さむ。いひて乃とはいはむ。此まで知へ。然れば此御劔昔は須佐之男命の御許に在玉へるを。其根國に往坐す際なりて。天之冬衣神を遣して。奉上玉へる事疑ひもなきものなり。此神を遣はして奉り給へると云傳を。信られりし。須佐之男命の根國に急。適れとて。逐はれたまへれ。太刀を得玉ふと速に奉りて。彼國に往坐るとのみ。思はれ。故と聞えたり。實は須佐之男命は大國主神の生。坐る後まで。此國にまじく。其後遂に根國に往坐る事疑ふ。此はいとも貴き由あり。と云れたるは。實然る説なりけり。さて又此劔の事を。雲州簸川天淵記と云書を引て。翁の委く云れたる説あるを。今其要とある文を。こゝに擧ぐ。天淵記云。素戔嗚尊奉劔。天照大神。大神曰。我屏天岩屋時。落此劔江州伊布貴山。是我神劔也。源平盛衰記。三種寶事。載たり。埃叢抄。よも出せり。神社考。熱田宮條。勝文明。此劔事と云條。よも此神條など。よも。此傳を擧られたる。ハ文の。狀。少異なり。とあり。大蛇の尾より出たるを。

大御神の是我劔也と詔へり云ふこと。前より信難く思へりしを。岩屋に屏坐る時。落せるよし詔へり。と有る候て。熟思へ。彼段は。天麻比止都命は科せて。雜刀を作らしめたる由見えたる。新宮作る料の刃物。更ふり。太玉串を取付て御幣と奉る劔をも必作りけり。其を落せるを。大蛇の尾に含みたる事と所思たり。斯云由はまつ。景行紀十二年處。周芳。娑磨。其地の魁帥神夏磯媛。磯津山賢木を抜取りて。上枝桂に八握劔。中枝桂に八咫鏡。下枝桂に八咫瓊。其を捧けて參向へ奉れるを始。此例は見えたる。其は仲哀天皇鏡紫幸。熊鷹が參向へ奉れる時の事。また伊勢縣主五十述手の。參迎へ奉れる時の事など。みな同じさまなり。各挂たる枝。異なるれ。鏡劔瓊の三は放れず。此ハ師説の如く。天石屋戸の招禱は例へる式と通ゆるに。其事の本たる石屋戸段の賢木は。鏡と瓊との事ハ見えたる。劔を著たる事ハ見えす。後天日嗣の御璽の鏡劔玉の三種となれる本因を思ふも。其時の大玉串は。必劔をも著て立奉るへき謂ふるは著りし。其料は作れる劔は。未著る間。伊布貴山に落せる

故よそ有けん。さて其山は落せる劍を、高志八俣袁呂智か。如何よして其尾は
 含と持たりけむと考るよ。まづ彼山は、近江國と美濃國との堺に在て、西の近江
坂田郡東
美濃不
破郡なり、式に坂田郡伊布伎神社。また美濃國不破郡にも伊富波神社あり。
 此伊布伎神社は即此山を宇須波伎坐す神の社にて、其に帝王編年記、元正
 天皇養老七年の處に、古老傳曰、霜速比古命之男多々美比古命。是謂夷
 服岳神也。次比佐志比女命。是夷服岳神之姉。在久惠峯。次淺井比咩命。
 是夷服岳神之姪。在於淺井岡。是夷服岳與淺井岳相競長高。淺井岡一
 夜增高。夷服岳怒拔刀劍殺淺井比賣之頸。墮江中而成江島。名竹生
 島。其頭乎。とある多々美比古命亦名夷
服岳神よそありける。此傳神世の事を聞えたり、
色葉字類抄竹生島の條、ま
た竹生島の古縁起にも淺井姫命與
氣吹雄命。競勢争力云々とあり、 諸此山を、伊夫伎と云義は、即ち氣吹よて、景
 行紀に倭建命此山は荒神ありと聞きて、其を取らんと登坐るよ。此山の主神大
 蛇は化て、道は横たはり、雲を起さ氷を零さ霧を立て、闇とせたるよ。失意坐ること

あり。此は主神とあれは、多々美比古命の態なり。事疑なり。然れは山名は谷
 川士清説よ。以下山神吹毒氣之義得名也と云る。然る説なり。師も此よ
 依られたり。さて上件の赴よ依て考るよ、源平盛衰記よ、彼八岐大蛇は、膽吹神の化れる由
云るは、古傳よ據りて記せる正しと説よそ有ける、餘書よも彼是るみえたり、
 然もかりいつ速かる神よおはせし、其山は落たる神劍を竊み持ち、大蛇と化て出
 雲國にも住通り。人をも取て喫ひけむは、然も有へき事よこそ。さて神劍ハ一も、
 八百万神の神議々て、行ふ神事は用る料に齋、劍なるよ。未だ用ぬさる
 よ落たりけむは、最異しく、須佐之男大神の其を得玉へる事は、奇異なる
 功、更よも言はず。神物と年久は齋き玉へれば、其御魂の留りけむ事言まこと更
 なるを、然る珍重の餘よ、天照大御神は上奉り玉へれば、遂に其本は歸りて、後
 よ大御神の御靈を留玉へる八咫鏡と並へて、皇美麻命の御世々々々の天璽と
 成ぬる事の運を思ふよ。いとも奇よいとも妙なる事なつけり。と云れたるは、此亦奇
 と妙なる考ふりと思ふよ就て、此よ添へつ。此は其大意を
採て記せる也、

然後行_ニ覓將婚之處。遂到_ニ出雲之清地_一焉。清地此云ニ素戔乃興言曰。

吾心清々_ニ之。此今呼_ニ此地曰清則_一於_ニ彼處_一建_ニ宮_一。

將婚之處の訓。重胤云。私記は美阿巴只西牟等己呂乎とあり。即爲_ニ身合_一之處の義。古言あり。八洲起元章。遂將合交をも私記は_ニか訓_一。此も同きあり。夫婦適合する事を。崇まへて御合坐古事記續日本紀と云ひ。常は身合と云たりけむ。と云り。○行覓記は宮可造作之地。求_ニ出雲國_一とあり。され櫛稻田姫は婚坐の料なり。即此の文は當れり。上代は婚禮するも。先其屋を造り一事。己は八尋殿の下に云り。○出雲之清地。山蔭云。上文は既に_ニ出雲國_一とあれり。此は又出雲と云へきは非すと云り。清地の事ハ次云。清地の地字衍なるへし山蔭もあかり。○興言。興字本はなし。纂疏本はあり補ふへり。○清々之を。字の如し。心ちの深之所思給ふ也。播磨風土記は揖保郡上岡里條。品太天皇巡行之時。關

并此岡。水甚清。於是勅曰。由_ニ水清寒_一。吾意宗我々々志。故曰_ニ宗我岡_一。とあり。○重胤云。源氏桐壺卷。すのくともえ參らせ奉給ひぬ也けり。このるを始として。其語多在るを。記傳。其滞と速は事の行を云れり。此の本より別かと云れられとも。凡て物は穢濁はしき事のある時。滞れるを。濯清まる時。速は通る者よしあれり。必同言同義ありと見えたり。と云れたり。さて記傳云。記は吾來此地我心須賀々々斯とあり。來_ニ此地_一と其地は係て云る。此地は深き所以あるへし。そは凡心は測かなし。抑此地は櫛名田比賣は御婚坐て。其生の御子孫。天下は大なる功績を立給ふべき始の地なれり。此處は來坐て。御心すがく敷おほまけむも。宜まざりける。と云ふ。なほ同書。此はた。此時の自所思也。全体の御心の善惡のさたは非すと云れたるをも思へし。出雲風土記意宇郡安來郷神須佐乃烏命天。避立廻坐之。爾時來_ニ坐_ニ此處_一而詔。吾御心者安。平成詔故云_ニ安來也_一。とあるも御心の落着意。○此今以下七字纂疏本及舊事紀はなし。集解は記は據て

本文とせり。今はそれより従る古今も大書よせるがあるよしなれと已未だ見す。また此字いかゞ山陰よ云り。故字の誤りやとて類史よ清下也字あるはよ一〇清ハ重胤云。記傳よ此地も出雲風土記を以て細り考ふるよ。まづ大原郡須賀山。郡家東北一十九里。一百八十歩。須我小川源出。須我山西流と見え。又意宇野代川源出。郡家正南一十八里。須我山とある。此須我山も。即右の大原郡なるを云。須我山ハ大原意宇二郡よ亘りて其界あり。諸同郡熊野山。郡家正南一十八里。熊野大神社坐と見ゆ。斯れば須我山熊野山は。相並へる處なれば。熊野神宮も。即此須賀宮地なるべき。共よ郡家正南一十八里と有ればなり。取と云れき然れども今俊信本を以。此を比較する。右の野代川源を。郡家西南とありて武野云。俊信本のみよあらず。其餘の古寫本。また富永指津といふ人の。此風土記を假字書よせるよもみな郡家西南とのみありて。正南と云るは非ず。記傳よはいかなる本よ據られたるよ。熊野山を郡家正南と有と同一のらとせん。行程の共よ一十八里とあるは合りていかに同處なる事を得ん。今地圖を以考ふる。須我山は。大原と意

宇と二郡よ亘れる地よて。熊野山は其東よ隣れり。武野其國人よ問ふよ其間距離二里餘も隔れりと云り若て須我小川を源出。須我山西流と云れば。須我地也。其山の西よ在て。右の熊野神宮と。東西よ隔れるか如きを。同記よ大原郡海潮郷。郡家正東一十六里卅三歩。古老傳云。宇能治比古命恨御祖須我彌命。而北方出雲海潮押上漂御祖之神。此海潮皇故云得鹽。即東北須我小川之湯淵村。川中温泉。不用同川上毛間村。川中温泉出。不用と見えたる。此海潮の地は。右の須我山の西南と聞ゆるか。其須我彌命の名よ因よ。其郷名の出來れる以前よ。其邊迄を係て。須我の内なりと事知られり。然れば記傳よ。大原郡御室山。郡家東北一十九里。一百八十歩。神須佐之乎命御室令造給所宿。故云御室と見ゆ。須我山と南方よ相並ひて。此山も共よ郡家東北一十九里。一百八十歩と有て。相近き地なれば。須賀宮の事をか傳へたるか。又同郡不在神祇官とある。十七所乃中よ須我社見ゆ。補と云れたるは就て案ふる。其御室意

山も共須我山の内も在れども其宮を造り給へり地なるか故も其御室を以て山名と爲るのみこそ有けれ等しく其清地の内も有けれ其御室山ふん其須賀宮の在所もあるへかるらし

然るを通証は。大社記曰素禰在下大社與此山之間云々であるは。云も足りざるものなから心得てあるへし。若て其海潮郷は。今須我村と云あり。又湯淵村の名も今猶在と云り。其不在神祇官と云ふ須我社は。海潮郷須我里に在る。今諏訪里と云ふと云。云れたるよて。須我の地の熊野の地と別なる事を知へり

初今此須我の地を諏訪中。同郡牛尾領主神中澤重前守と云人も信濃國の産なるよりて。同國諏訪郡建御名方命神社をこゝに勧請して。須賀神社の相殿は。鎮め祭りしより。其地をも諏訪村と改めしより社記も記し土人も傳へたり。

○則於彼處建宮本則字ふし。今文明本纂疏本は據て補ふ。記は其地作宮坐とあり。重胤云此建宮の御事を。記は茲大神初作須賀宮之時とありて。須賀宮の號有れ。此も必清宮と書る所あるへき也。然らざるは其記とるへき因みなさよ依れる者ふるへし。又此下は稻田宮主神の号あれし。其后神の御名も因て。稻田宮と云稱も必有つらむとほしき也

一此は因勅之曰吾兒宮首者云々の事を記には汝者任我宮之首とあり

れは本より大神の宮なる事申も更なる所なす。然るよ上も云るか如く。大神は其後は別處に移り幸行て。國土經營の御事を始させおはし坐る。後ハ其御祖奇稻田姫命其御子大己貴神と二柱住させおはし坐ける故也。此にハ右の如く吾兒宮とある事なれども。實ハ其始は大神の宮なる故也。我宮とハ詔給へるふりけり。とあり。

或云時武素戔嗚尊歌之曰夜句茂多菟伊都毛夜霸餓岐菟磨語昧爾夜霸餓枳菟俱盧贈廼夜霸餓岐廻

或云以下。歌かけて本は小字とせるを。活字本纂疏本等は大書よ作る。據りつ。長庵本は大字よ作りて。或云時武の四字なし。此は賢進よ改めしなるへし。○歌之曰神武紀は謠此云二字多預彌とあり。記云茲大神初作須賀宮之時。自其地雲立騰爾作御歌曰とあり。さて此はた尋常の雲よて。何とふく立しものか。また後世は云慶雲の類也

て、祥瑞の見れらるの。知たし。○夜句茂多菟守部云。八重雲起る。雲の
 幾重も立疊るを云。八は七八の八として。物の多き事に云る。譬ハ十のもの
 ふら。其七八分を云心へを以て云ふり云。さて此句記中巻よ。夜都米佐
 須伊豆毛。万葉集よ八雲刺出雲。續紀よ八雲刺と見えたる夜都米。夜都
 毛。夜久毛も通ひて同一と。佐須も多都と同意の言なり。○伊都毛夜霸餓
 波。出雲八重垣あり。さて此出雲ハ國號よあらず。立出る雲をさして詔へるまで。
 記傳よ。伊豆毛は出雲にて。伊傳又
 毛の傳入を約て豆とされる也と云り。これまたハ。八重と言む爲の序れ。ハ。八重雲起と云
 る説を
 されり。上よりのつゝきは。八重雲起つその立出る雲の八重と云ふ。八重垣よ
 轉せるなり。記傳よ。雲霧は彼方此方を隔つるごと。垣よ似たりと云へるはたかへり。
 雲の八重を。八重垣の序とせしのみ也。雲を垣と見立てしよは非ず。守
 部云。此八重垣は。御構の垣よあらず。閨の隔の施垣綾垣等を指たまへるふ
 ？いと上代の殿の内よ。關菟栢ふをのけ。戸障子して一間ごと隔るやうの。
 巧みなる見よ。末あらずつれハ。廣き殿の内を。絹布していと間にも。構ひ分ち

ける。其を垣といひしなり。太神宮儀式帳。衣垣曳豆とある是なり。又閨の
 隔よ云る。記の歌よ。阿夜加波能布波夜賀斯多爾云々。とある是ふり云
 ？。御鎮坐本記。止由氣大神と布理奉る所よ。大佐々命。小和志理命。奉戴正時。興魂命。
 道主貴奉戴。相殿神。駐。仙。比。錦。蓋。覆。日。細。曳。天。天。御。騎。日。御。騎。屏。奉。行。幸。爾。
 時。昔。雷。天。之。八。重。雲。四。方。爾。薄。靡。天。爲。御。垣。天。從。丹。波。國。吉。佐。宮。遷。
 幸。倭。國。宇。太。宮。云々とあるは。八重雲を直よ御垣と爲るよて異也。○菟磨語味爾
 丹鶴本味を
 味よ作る。令妻隱よ。夫婦隱る其新よ。八重垣を造ると云つゝきなり。菟磨
 夫婦互よ呼ぶ稱あり。隱るとハ貴人の寐る事を。大殿隱と云如く。寢所の
 内へ入隠るを以て云なり。記よ。此句都磨菟微爾とあり。菟微ハ菟母理の約は
 れハ。意聊か異なるへし。○夜霸餓栢菟俱虛。八重垣造るよて。今夫婦隱り寐
 る料よ。大宮の内の隔ふる垣等を。八重よ作構へ給ふを云。○贈迺夜霸餓波
 廻。其八重垣をなり。其ハ三句を承て云。終の廻ハ只助辭にて。余と云むか如し
 上へ返る意よ非ず。例古歌よ多し。記傳云。かく二度上。詞を返して云は古
 歌。常なり。中頃よ。此格なきを。返りて今世の俗の謠。歌よ。常多し。是歌

諸の自然の勢にて、折返せし其情深くなる事をかし。と云々。諸此御歌。記よ
 する。大宮作り玉ふ折しも。八重雲の立出るを見所行して。即其雲を序と
 して。其 重垣造玉ふとまを。ありの随ふ諸の出給ふ。古へよていと愛きあり。
 此外に。意ある。さて記傳よも云れし如く。此御歌詞より起りて。國名を出雲と
 御歌に非ず。さるから八雲立と云言。風土記よ。所以號出雲者。八束水臣津野命詔。
 負て。も其枕詞と成るなり。八雲立詔之。故云八雲立出雲。また八束水臣津野命詔。八雲立出雲
 國者云々とあり。此風土記の文も。即此の御歌を一よそ八束水臣津野命の
 御歌とも傳へしなり。其臣津野命の記に據れば。素戔嗚尊の曾孫大國主神
 給へれど。其は誤りて。まことハ素戔嗚尊の一名よ坐て。國引坐八束水臣津
 野命と申奉れる。別神の如くに傳はりしふり。此事下よ委しと云り。考合
 すへし。

乃相與違合。而生兒大己貴神

大己貴此云二於
東野野武智

相與違合の訓の事ハ次の一書よ云へし。○生兒大己貴神第一一書よハ八
 島篠神五世孫。即大國主神。第二一書よハ。素戔嗚尊云々。所生兒之六世
 孫是曰大己貴命。記傳云これハ兒之六世とあれば七世孫と云ふ似たれ
 こさよハ非ず。六世は素戔嗚尊より六世なりと云り。ともあり
 て。すなはち記よ。速須佐之男命。娶櫛名田比賣所生神。八島士奴美神。其
 神娶大山津見神之女名木花知流比賣。生子布波能母遲久奴須奴神。此
 神娶淤迦美神之女名日河比賣。生子深測之水夜禮花神。此神娶天之
 都度間知泥神。生子淤美豆奴神。此神娶布怒豆奴神之女名布帝耳神。生
 子天之冬衣神。此神娶刺國大神之女名刺國若比賣。生子大國主神と見
 え。姓氏録よも大神朝臣條素佐能雄命六世孫大國主命とあれば。六世孫なること
 明らかき如くある。此見大己貴神とあるハ。記傳よ辨へたる。重胤説よ。然
 る古説を飽まで知つ書れたる。また拾遺よも。然後素戔嗚尊娶國神女。生
 大己貴神と所見たるも。此正書の旨正しきを得たる故よ。其家の古傳を立

て、然なん記されたりけら。故大己貴神の御世系は就て此正書を以正し
とすへいと。云れざるは實は然る説とおもはるれば、其は從へり。其よしは、次々の一書の下に云り○
大己貴神、訓注はあれど、於衰那武智と訓む事よし、次は云、名義は加茂
翁も云れり如く、凡て古へ名の弘く長く聞ゆるを譽とすめれば、天皇の宮所を
遷したまひ、御子おはし坐ぬ后、又御子等ハ、御名代ハ氏を定め、又名背名
根チナニモ名妹ナニモふと云ひ、萬葉は大名兒オホナマコふとあるも、皆名高き由ハ美詞、人は向ひて那
牟遲と云も、名貴といふ言まで、美る詞なりとい、誰も解と事ふれど未盡とす、名
を其人の行事職掌にて、景行天皇の以ハ行事負名ナリナと詔へる如く、此神の行
事の極めて大なるよしを以、負せまつれる御名ななり。此名と云事は、後世の人の漫
なりける者まで古にハ職掌行事を成し行ふ、即名と云ものなるよし、重胤も云れたり、さるハ此神、御父素戔嗚尊の大命は
て、其汝所持之生太刀生弓矢以而、汝庶兄弟者、追伏坂之御尾亦追掖
河之瀨、而意禮為大國主神、亦為宇都志國玉神、而云々。古事記詔へる御

言を受持玉ひて、其大國主神と云ふ職掌を爲し、宇都志國玉神と云ふ行事
を爲玉へる、其即此神の名ふるものあり、たは天下を治め給へる御名の、世ハ勝
れ玉へる美稱との思ひ奉らんハ、いと淺し、おほ此事次々云へし、○大己貴
此云々々、第二一書の下なる訓注は、かあるを、或本ハ本書は記さるるよし、
山蔭は云るは據て此は記せり、諸此御名は文字本ハ己とあるはわろし、秘閣
本ハ己とあるは據へり、記傳ハ己字は於能を阿那ハ借用たるか、又汝と云へき
を、於能禮と云ふことある故は、汝ハ用たるか、と云り、木村正辭云、右の説は
中、汝の意は用たるかとあるは從ふへり、己を汝の意は用たるを、反訓は例也と
て、萬葉九己父爾似而者不鳴云々、十三己之母乎取久乎不知
云々九劍己之心柄云々ふと引て、己をナとよむへき證あり、と云へり、
諸御名の訓ハ、記傳云、萬葉ハ大汝、於保奈牟知と見え、古語拾遺
ハ大己貴と書ふから、此文字は書紀
に據れるなり古語於保那武智神といひ、姓氏録ハ、

大奈牟智神。文德實錄は大奈母智。三代實錄は大名持。延喜式は大名持。また於保奈牟智とある。此等以て知へし。遅ハ濁言なり。然るを書紀は於獲野至るまで世人如此唱めるはいか。此訓注は師の疑ひおかれ。武智とあるは依て今よつる。信は疑はし。此御名は例を添たる事。古書は例勿れはなり。さて大穴と書るハ。記を始とて。萬葉延喜式出雲風土記姓氏錄等あり。是らも於富那と訓へき證は。和名抄は信濃國埴科郡郷名の大穴を。於保奈と記せるこれなり。さて牟遲と母智とハ通はして。古より二ハ傳はれる中。正しく母智とあるハ。右の文德實錄のこゝにて。餘ハ皆牟智なれハ持と書るをも。牟智と訓ても有ぬへし。智は記ハ遲濁音なるを持とも多く書たる思へは。此は清音とも唱へたるよや。此清濁の事はうたかはし。と云れたり

因勅之曰吾兒宮首者。即脚摩乳手摩乳也。故賜号於二神。曰稻田宮主神。已而素戔鳴尊遂就於根國矣。

吾兒ハ大己貴神を申すなり。○宮首。記ハ任我宮之首とあり。首を記下卷

よ。伊知能都加佐。記傳云。師云都加佐とハ。最高處を云。弊冲云。山のついで野のついで岸のついでなど訓り。高き方を云へし。水のかさふと云も。ついでの上略ふるへし。と云り。凡て官司と云は。もと最高處を云より出たるなるへし。然るを契冲がつかさとする意にて。高き方を云へし。と云るは。言の本末たかへり。つかさとするは。官司より云事にて末なるをや。又水のかさなど。凡て物のかさと云は。まことさが高い。かさがない。など常といへり。野山司萬葉十見え。野豆加佐十七又廿見え。涯の官四見ゆ。皆其高き處を云りと聞ゆと云り。又私記は據て。オビトとも訓へし。私記は美也乃。於布止とあり此も記傳は。姓尸に某首と云をも然訓へし。私記は忌部首讀於此止とあり。さて此はもと尊稱にて。大人の意なるへし。書紀志を大人と書れたるも。漢文の方取ては叶はぬ字なれば。此大人と意の同じき故。移して書れしものなるへし。尊みて云るハ。允恭紀は首也。余不忘矣。是對人。人を指て云り。さて首長の意は云るハ。景行卷は村之無長。邑之勿首。顯宗卷は縮見屯倉首。孝徳卷は村首。長ふとあり。儲此首ハ。後世の官々。三后宮。春宮。の長官の如くなるを云たり。と云り。○賜宮於二神ハ。重胤云。

猶「賜職」於二神云云如志。記云號名號名とある是なり。諸此號云義ハも職掌云るよ同ク此に賜號とあるハ其稻田宮主神云ふ宮首ハ職掌行事を任し給ふ御事と成れるなり云り。下ハ上の大己貴神の御名○稻田宮主神。記ハ且負名ヲ號ヲ稻田宮主須賀之八耳神トあり。素戔鳴尊の此名を賜ふ也。記傳云。稻田須賀地の舊名云ふるハ。故稻田宮トも云けん。平田翁云。稻田は今仁多郡菟田郷の里名となれりと云へり。かゝれば稻田比賣ト云ハ。此ハ宮造て御婚坐るよりの名ふるべきを父初メ名告れるハ後名を廻らして語傳ハたるなり。主は首ト同意ありト云り。また平田翁の一説云よらハ稻田ハ戴の義トて御を畧スし者トすハシ。かくて此姫の住給ひしより稻田宮トハ云しなり。さらハ此ハ賜号曰ク稻田宮主神トとあるハいかしなり。一書ハには始より稻田宮主ヲ號ス之ハ箇耳トもあり。又一書ハはこれを妻の名トも爲り。さて此神の御末ハ平田翁云。杵築大社記云ハ八重垣神主佐草氏ハ足名推神の後也トも佐久佐社ハ八重垣明神也。能義郡佐久佐郷ニ坐す。本社ハ稻田姫。素戔鳴神。大己貴命を合せ祭る。左右の社ハ手摩乳。脚摩乳を祭る。當社の神主佐草氏ト也。

書り。稻田宮主。後也ト也トあり。○已而ハ。上ハ云るハ如ク。後度の御天降以來。清宮ハ奇稻田姫ト共ニ御坐々て。御兒大己貴神を令シ生賜へる後ハ。其御兒神の生立を。試シせ玉ヒ。其清宮ハしも。讓り聞えシせ玉ヒて。此大神の神功既ニ竟シせおはシまシてを云る文なり。なほ其間ハも。種々の御事トもはありしを。今ハ已而ト二字ハ万をこめて云るなり。○遂就於根國。此神元より根國ニ就ますハ事ハ。始二神の大命ハ定まり給へるハ。其事に就て。高天原ニ昇坐て。種々ハ御荒備も坐々ハり。されハ其後漸々ハ御心和シまシて。前の御定のままく。遂ハ根國ニ入坐へキものト功業を此御國ニ立まし。御子神等の御器量ある事も見定玉ヒて。遂ハ思ハひしめす如ク。根國ニ就坐りトなり。平田翁ハ云れし如ク。此遂字ハいと力あり。輕く見過すハからず。ふハ此事ハ第五一書ハ遂入ニ於根國トある下ハ云ハ。いハも参考シ知へシ。其ハ附て葦牙トも云れし如ク。其間幾許の年序をハ經ハけん。いハも久シ事ハなるへシ。故始天上へ昇坐ハ時トハ。此國土ハも漸

變れる如くも思はるなり。神代の年序のいと長かりしこと。天地のさまも漸々
は變りて。今世の如く成行けんと思はす。唯神代は神代ごのみ思てあらは。神
代人代といふ處よ。疑あるへき事なりかし。

一書曰、素戔嗚尊自天而降到於出雲簸之川上則見稻田
宮主簀狹之八箇耳女子号稻田姬乃於奇御戸爲起而生
兒号清之湯山主三名狹漏彦八島篠

簀狹之八箇耳。記はハ負名號。稻田宮主須賀之八耳神とあり。此は後素
戔嗚尊の賜ひ一を以て。語り傳へたる也。名義簀狹ハ地名。和名抄出雲國飯

石郡須佐是。風土記云。須佐郷郡家正西一十九里。神須佐能衰命詔。
此國者雖小國々處在。故我御名者非着。木石詔而即己命之御魂鎮置

給之處。然即大須佐田小須佐田定給。故云須佐。即有正倉。平田翁云。大須
ハ大神御目の御名を以て。定め玉へる御田也。正倉ハ風土記。同郡須佐社とある。即是な
り。須佐郷宮内村に在て。大宮大明神と云ふ。これ須佐之男命なり。と風土記抄にみゆ。式
と載されたり。須佐川。源出郡家正南六十八里。琴引山。北流。經來島波多

須佐等三郷。入神門郡。朝野群載。伊石郡須
佐御名と云もあり。風土記抄。以宮内一爲

郷標。併朝原。反部。原田。入間。竹尾。穴見等。爲須佐郷とあり。されど重胤説
は此の簀狹ハ素戔嗚大神の素戔まで。右より引る須佐郷の如き。地名の謂ハ非
ず。其始より。此大神の宮なる故ハ其二神の名ハ。負せ玉へるまで。八箇耳と申
すふん。此老夫婦二神の本よりの御名なりける。記傳の須佐の
説は誤なり。と云れたる。然る言

ふるへ。されハ簀狹ハ神號なり。須賀ハ宮號あり。二神の名ハ續くる上も。此差
別ありと知へ。八箇耳ハは家なり。夜都古。美夜都古。などの夜都と同一。ハ
家人と親む辭。箇ハ助辭なり。この事ハ
既云り。耳ハもごより美稱ふる。又御身の義も
あるへし。臣下を大身と云ることあり。萬葉十八多々。佐爾毛可爾母興

己佐母。夜都故等曾。安禮波安利家流。奴之能等能度爾。と詠る歌も。木俣池主の。宗家大伴家持の爲。親しき夜都故なるよ。を述し。夜都の意。こと同一。○稻田姫。本は姫を媛に作る。今永享本は據て改む。下同し。○奇御戸爲起は。隱處爲起なり。記傳云。久美度は夫婦隠り寐る處を云。久美は許母理の約りなり。朝倉宮段の大御歌。伊久美波泥受云々。能知母久美泥牟云々。此伊久美波泥受。隱者不寝。伊久美泥牟も隱將寝也。又武烈卷歌。耶陸能矩瀨寄。和といふも。隱垣なり。都磨暮微爾の甚微も。久美と通ふ語なり。是等よて知へ。さて度は處なり。與而といふ女男交合する事を。如此言るなり。語の意。先凡て事の始まりを起りといひ。始むるを起すと云。されば此は御子を生給はむ事を。久美度よして始またふ謂なり。女男交合するは子を生まる故。此言は必御子を生坐。この端よの云て。たに交合する事のこと。い云る例なり。心を付て辨ふべし。とあり。まに私記の訓は爲起而を。太々只天

とあり。因て考る。萬葉廿一。門之可伎能。久麻刀爾知豆。和蘇毛古我蘇豆。毛志保を爾。奈伎志曾母波由とある。この久麻刀は。即久美度。と麻と與。即隱處なるべし。さらば此歌の續きより。此も久美度爾多々志豆と訓へし。志豆の即。其は隱處よ。女男交合する。古く云りしものなるべし。時。此言必子を生。この端よのみ云り。とて記は興而とも書り。此も多々志豆と訓へたし。万葉の歌を見て考へ知へし。とて記は興而とも書り。此も多々志豆と訓へたし。ふほよと考へて定む。○清之湯山主三名杖瀨彦八島篠。記は故其梯名田比賣。以久美度邇起而。所生神名謂八島士奴美神。とあり。名義重胤云。清は。須賀の宮處よして。謂ゆる稻田宮の地是なり。湯山主の口訣。素禰有湯山。誕生地とある。然る事よて。稻田宮の所在。即此地なり。此處よ生坐。其主宰。坐謂なり。纂疏も。出雲。清。地有温泉。故爲。名と云り。諸地清。地はしも。海潮郷。有けり。嵐土記。海潮郷の下。東北須我。小川之湯淵村。川中温泉。不用。同川上毛間村。川中温泉出。不用。

とある。此二の温泉共不用号とある。湯山の内に属るか故ふり。此を以て地理を考る。此郷は斐伊郡家より。正東一十六里卅三步と有り。須我山御室山は共東北一十九里一百八十歩とあれ。凡三里百五十歩許の差有れ。此處まで海潮郷の正北は當らむを東北は須我小川の名あり。湯淵村毛間村は。其須我小川は属る地ふるを以て。即須我山の。湯山なる事を明らむるは足れり。此を以て。須我山。古は清之湯山と云名の。ありし事を知るへとなん有ける。又此由緒は因て。大己貴神はしも。温泉神にてわたらせ玉へる事の。徴共有と雖も。此まで。紛亂ひて。たく〜けれ。別と云てんと云り。三名狹。是も地名の。記傳に。三名は美都奈と訓へし。美を御なり。坂を上古は佐とのと云へは。狹も坂ふり。といへり。なほ大漏訓れたり。正應本よモルと訓。従ふへ。とれと義は未考えず。なほ守などの義か。又輕の字の誤。彦は稱辭。八島は字の如く。篠は知主なるへ。それと就て。地神本紀。素戔嗚尊云々相與遊合爲妃。所

生之兒。大己貴神矣。亦名八島士奴美神。亦名大國主神。亦名清之湯山主。三名狹漏彦八島篠。亦名清之繁名坂輕彦八島手命。亦名清之湯山主。三名狹漏彦八島野。とあるは據はまこと。大己貴命の亦御名ふりけり。さて。清之湯山は。宮敷坐て天下を造り。大八洲國を知給ふ御名は。負し賜はけれ。されは此御名は。大國主命と申すに。等しき御名義なり。と知へし。式攝津國有馬山明神と申し。三輪明神也と云る説も。こゝよよしあり。

一云。清之繁名坂輕彦八島手命。又云。清之湯山主三名狹漏彦八島野。此神五世孫。即大國主神。篠小竹也。此云斯奴。

清之繁名坂輕彦八島手命。名義口訣。繁名坂。湯山也。とあり。實は然るへ。其は付て。繁本はカケと訓れ。古寫本共は大方カキと訓り。何れか然るへからむ。考元紀。河内。青玉。繁と云入る。ゆ。これハ繁と云る例。引出たる也。 記傳には。繁名坂ハ。都奈佐加と訓へ

し。繁はつたこの訓を取れるあり。かかれの美都奈依の御を略るまで。同名ありと云り。おほよと考へし。輕は古人の名よし。地名の稱名。通証は稱輕捷の男とあり。同じ義なるよか。手は次よ云○彦八島野。記傳云。記よ八島士奴美神とあるを。此紀よ八島篠とある。美を省き。八島野と有。知を畧き。美をも略きて。主こののみ云る也。八島手とある。手は根は通ひて。此も稱名よて例多。○五世孫。此序次のこと。本書のものと。記を引て已よ云り○大國主神。記の嫡后須勢理毘賣命の御歌よ。夜知富許能。加微能美許登夜。阿賀淤富久邇奴斯云々。あり。此御名は。國々の國主。神を總括りて。其君長とおほし坐るよなり。重胤云。此大國主神と稱奉る御事。天下を經營らし坐て。國土を主領さ給ふよしの御名なるが故。第六一書及記共よ。大國主神。亦名云々と書され。此御名を以て。主と立る事なるに。深き所以あるものなりけり。正書よ。大己貴神と記されたる。此は其大神の本御名よ。摠てよ言れるを。此大國主神と

申奉る。御父大神の詔よ。爲大國主神と。依し玉へる御言を戴給ひて。終ま其功業を成就し給へる御名よ。有けれ。其數多おほし坐御名の中よ。斯許り重と尊き御名は非りけり。と云れた。なほ此御名の事。下の願國玉神の下よ云ること考合すへし。

一書曰。是時素戔嗚尊下。到於安藝國可愛之川上也。彼處有神名曰脚摩手摩。其妻名曰稻田宮主簀狹之八箇耳。此神正在姪身。夫妻共愁。乃告素戔嗚尊曰。我生兒雖多。每生輒有八岐大蛇來吞。不得一存。今吾且產。恐亦見吞。是以哀傷。

安藝國可愛之川。平田翁云。安藝を舊くアキと訓て。山陽道なる安藝國の事とせるハ誤。其は藤原宣昌と云人の著ハせる。馬上二水考證と云書よ。

安藝國は夜須藝乃玖邇と訓へ志出雲風土記なる意宇郡安來郡郡家東南二十七里。一百八十步云々あるを云り。郷を國といふこと舊證多し。今は能義郡に屬て。八杉郷と云ふ。即これあり。今云。風土記抄。安來市同。宮内。和。里馬島田。六村也。と見えたり。可愛之川とい。安來郷に經流る。伯耆の大川をいふ。其は出雲風土記に伯大川。源出仁多與意宇二郡堺葛野山。流經母理楯縫安來三郷入海。とある。即是あり。今云。内山真龍か。此風土記解。河源なる母理郷。今も細村と云あり。川下。安來郷の北にて海入る。里入。白田川といふ。風土記抄。母理郷并尻川也。葛野山。川尻。中折坂而東。北。大村之堺也。と云へり。其源は。仁多郡と能義郡との堺なる。葛野山より出。上流を伊志尾川といひ。北は母理安來ふこの郷を過て。伯耆國に入。舟上木子ふこの地を經て海入る。此を日根川といふ。伯耆國に流る。故に。此を伯耆の大川と稱ふ。葛野山は二郡の堺に在て。東南は馬上峯と麓相近し。是を以て伊志尾川の源の馬上峰は遠からざるを知べしと云り。此考風土記に。安來郷神須佐乃烏命天壁立廻坐之。爾時來坐此地而語。吾御心安平成詔。

故云安來ことある符ひて。甚珍き説なり。さて本書一書。又記は簸之河上。又馬上之峰に降り坐すより見えたる。其は大蛇を斬玉へる事を語り傳ふる因に云らなれり。安來に到着玉へる傳は。渡りたるあり。然れども其始めて。渡り著玉へる地も。實は安來の地なりけん。こと來坐此而云々とあるまで。明らかあり。と云り。さて又重胤云。地神本紀より。安藝國可愛之河上。在馬上峰とあり。馬上山は。斐伊河の水源なる物から。仁多と意宇とは。相接ける地。よじ有けれり。其馬上山の片方は。意宇郡可愛之河上馬鬣地とも。云れざるは。非ざり。然れば。此時の事實を。今摠云むは。尊天より先。安來に降坐し。其より可愛之川。謂ゆる伯太川を水。任に上り玉ひ。馬鬣地なる。其老夫婦二人の許に坐し。其より大蛇を簸川上にて。逐治させ玉へる。運ひとなん見えたりける。と云れたり。可愛之川も。重胤云。江之川と云事ふるへし。其は風土記に。意宇郡長江山とある。江山と云は。長の言を冠らせたるものまで。其江之川は。長江之川の。長字の省かりたるに聞ゆれば。同地ふる事曉られたり。諸二水考証に。此水流の。母理郷を經と云に付て。母理郷郡家。東南卅九里。一百九十步。所造天下大神。大穴持命。越八國。平。賜而。還坐時。來坐長江山云々とある。長江山は。郡家東南五十里と

あれは、其地より母理郷の西北、當りて、凡十里程、麓と聞ゆ。然れば伯太川の水源を、葛野山と云も、其長江山も、近き地ふらんを、其長江山よりの水も、共は流れ入るを以、其方を主として、今の安來郷迄を係て、其河名を江之川とい云けんを、其全体を取て云時、伯太川とて、其上流を後、伊志尾川と云ひ、凡てを伯者、大川と云事と成て、古は可愛之川と云し、舊名し、亡たりける者なるよしこそ。

但神武天皇甲寅年、至安藝國、居于埃宮と有と。此と相似たる言也。されど、地理大は隔れ、は更よ由なし、又通證よ、一説を録して云、山縣郡戸内村、有二十方山、稱雲石三州、甚峻高、有石窟、相傳太古大蛇居之、至今雲霧騰、風雨不時、同郡有可愛淵、而源出三十方山、とあるなり。然る太蛇の居處は有けりとも、此可愛之川は、非るなり、と云り、猶よと考へし。○彼地有神、かて、大蛇を斬給ふも可愛川上

よての事と聞ゆるか如くなれと爾らす、上も引る地神本紀は安藝國可愛之河上在鳥上峯とある是なり。老夫婦二神の所在はしも、本書一書。又記も、簸之川上なる。鳥上之峯ふれいなり。○脚摩手摩。此傳脚摩手摩を、老翁の名とし、稻田宮主云々を、老婆の名とし、稻田姫此時未胎てありとせしなど、みな異なる傳なるへけれど、おほ誤なるへと。○是以哀傷啼哭ゆゑを問給ひ、ことな

くては、是以といふ事いか、あり。此、本書よゆつりて、略かれたるものなれと、なほ言足いぬ、いとす

素戔鳴尊乃教之曰、汝可以衆菓釀酒八甕、吾當爲汝殺蛇。二神隨教設酒至産時、必被大蛇當戸將吞兒焉。素戔鳴尊勅蛇曰、汝是可畏之神、敢不饗乎。乃以八甕酒、每口沃入其蛇、飲酒而睡。素戔鳴尊拔劍斬之。

衆菓、和名鈔木實曰菓、日本紀私紀云、古乃美俗云久太毛乃、草實曰菓、和名久佐久太毛乃、とあり、今、蒲陶酒、梅酒、其酒といふはあれど、此はいろくの菓にて、造れる酒にて、蛇を殺さむ爲なれば、尋常の酒よりあらうか。故一書は毒酒とあり。○酒八甕、山城風土記よ、造八尋屋、堅八戸扉、釀八腹酒

このり。本書は作^二假殿八間各置^一一口槽。とあるは當りて。甕八口。酒を醸
 せるを云なり。さて此ハ大數ははあらず。數の八なり。重胤云。甕は腹と云ハ。祈
 年祭詞は甕^ハ開高知^ハ甕腹滿並^ハ云々。其外の祝詞はとある甕^ハ開^ハ甕^ハ上^ハよて。
 酒を盛^ハ甕の高として。外へも著明^ハ見ゆる計なるを高知と云ハ。高知の知は數
 眞本柱^ハ太高^ハ數。また數坐國などの數^ハ同しく。數並ふる義あり。又甕腹滿並^ハ横へ太^ハ腹の廣^ハこりたるは。酒を
 滿せて並^ハ備ふるを云ふ。古言よて。此ふるも。酒ハ腹の義なるなり。とあり。和名
 抄瓦器類。甕本朝式云。甕美加。弁色立成云。大甕和名同上。又甕揚雄
 方言云。自^レ關而東。甕謂^ニ之甕。毛太非^ハとあり。平田翁云。毛太非彌加倍など。名は變
 加米と云ハ。小くて口のつほみたるを壺
 と云ふ。然れども實は同物なりと云リ。○必彼大蛇。必字いハ。記ハ八俣遠呂智
 信如^ハ言來^ハとあるより。姑マコトニなど。よみてあるへ。山陰も。此を論ひて。一
 本^ハ亦と作れど。それも
 いか。果とあるへきところなり。又大蛇の下。來字あらまほしと云るも。さる言なり。○又
 按^ハ右の一本なる亦とあるは依て。上^ハ恐亦見^ハ吞と云る亦^ハ照應する辭と見るへきか。
 口訣は不^レ違^ハ先也。と注るハ。必字。就て云るなり。延佳説ハ。大蛇産^ハ毎^ハ子

を吞^ハハ。此度も必として。來る意ふりと云る。是もいハ。○當戸は産屋の戸あ
 るへし。○勅蛇北野本勅を教^ハ作る。○可畏之神。平田翁云。記ハ伊邪那岐命
 告桃曰。汝如助吾云々。とある類よ。切ふる事^ハ當りて。何^ハまれ。物言^ハのころ
 こと。古も今もあることあり。欽明紀ハ秦大津父と云人の。狼^ハ汝者貴神云々
 といハ。膳臣巴提便と云人の。虎^ハ汝者威神云々。と云るなどを思ふへ。と云リ。○
 敢不饗乎。本の訓は據へ。重胤云。此は大蛇に。汝^ハ可畏神^ハし。在^ハれ。憚り多^ハ
 れども。饗を進めて。持賞とむと詔へるなり。此敢字^ハ甚と力を入れて見るへし。敢字書
 也。と注して。憚らす強て。物事を成す言なれ
 は。此^ハ其如くよて。憚るへきを。犯す義なり。と云リ。○每口沃入ハ。ハの口每^ハなり。
 沃入給ふは。飲付んか爲^ハと見えたり。私記ハ。久知期止爾以伊留と訓リ。以伊
 留は曾々波伊流と云^ハ同し。この詞源氏物語もあり。今もいハ。けふと云伊是
 なり又ソ。キイルとも訓へし。曾々波伊流と云時ハ。水よて物を濯^ハか如く。
 沃^ハ懸^ハて口中^ハ送るを云ふ。今も口漱^ハと云も。右^ハ同し。萬葉五。からまほ